
宮代町 立地適正化計画



令和 5 年 3 月 宮代町

目 次

第1章 立地適正化計画の概要

I 立地適正化計画とは	2
II 立地適正化計画の位置づけ	4
III 計画区域と計画期間	5

第2章 宮代町の現状と課題

I 宮代町の現状	7
II 課題の整理	36
III 上位計画・関連計画	38
IV まちづくりの方針	42

第3章 居住誘導区域

I 居住誘導区域の考え方	47
II 居住誘導区域	51

第4章 都市機能誘導区域

I 都市機能誘導区域の考え方	56
II 都市機能誘導区域	57
III 誘導施設	61

第5章 まちづくりの実現に向けて

I 誘導施策	65
II 計画のマネジメントによる実効性の確保	70
III 届出制度	72

第6章 防災指針

I 防災指針とは	76
II ハザード情報	78
III 町の現状	91
IV 課題の整理	97
V 具体的な取組	99

第1章 立地適正化計画の概要

- I 立地適正化計画とは
- II 立地適正化計画の位置づけ
- III 計画区域と計画期間

I 立地適正化計画とは

■立地適正化計画とは

都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等を一定のエリアへ誘導し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等に容易にアクセスできる等、福祉や交通等も含めて都市全体の構造を見直していくことが必要となっています。

このような背景を踏まえ、都市再生特別措置法が改正（平成26年8月）され、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指し、市町村は「立地適正化計画」の作成が可能となりました。

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであり、市町村の都市計画マスタープランの高度化版としてみなされます。

■立地適正化計画に定める事項

宮代町では、新たな住宅地の整備に伴う子育て世代の転入増加により、平成31年まで人口は微増傾向にありました。一方で65歳以上の老人人口も増加し高齢化が進行しており、本町の経済活動やコミュニティ活動等の活力の衰退等、様々な影響が懸念されます。

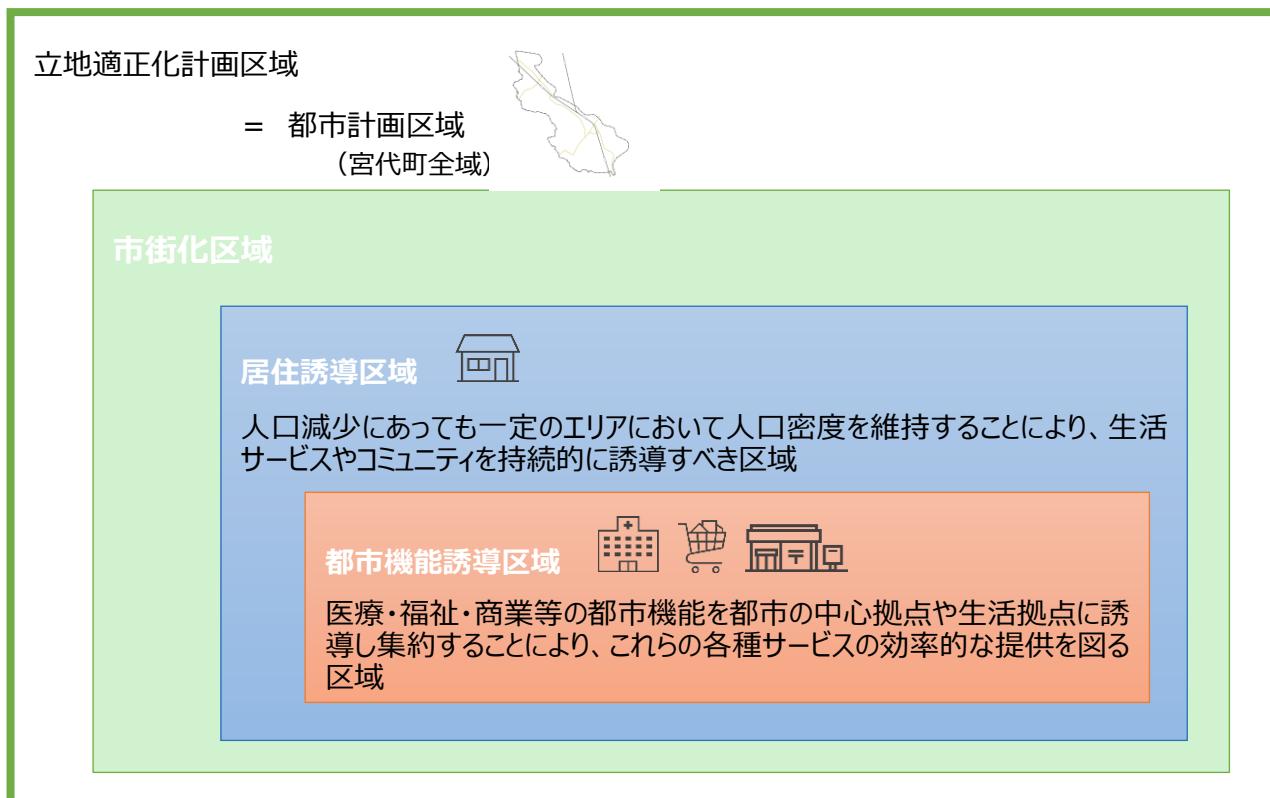
そのため、本町では都市構造の構築を推進するために「宮代町立地適正化計画」を策定し、上位計画である「第5次宮代町総合計画」や「宮代町都市計画マスタープラン」で掲げる町の未来像の実現と、将来にわたり持続可能な町の実現を目指していきます。

本計画の実現のためには、まちづくりに係る関連計画と連携しながら、計画で掲げた各種施策の具体化に向けた取組を進めていく必要があります。

都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられる立地適正化計画は、居住機能及び都市機能の誘導、公共交通網の形成等により、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを推進するための実行計画として位置づけられています。

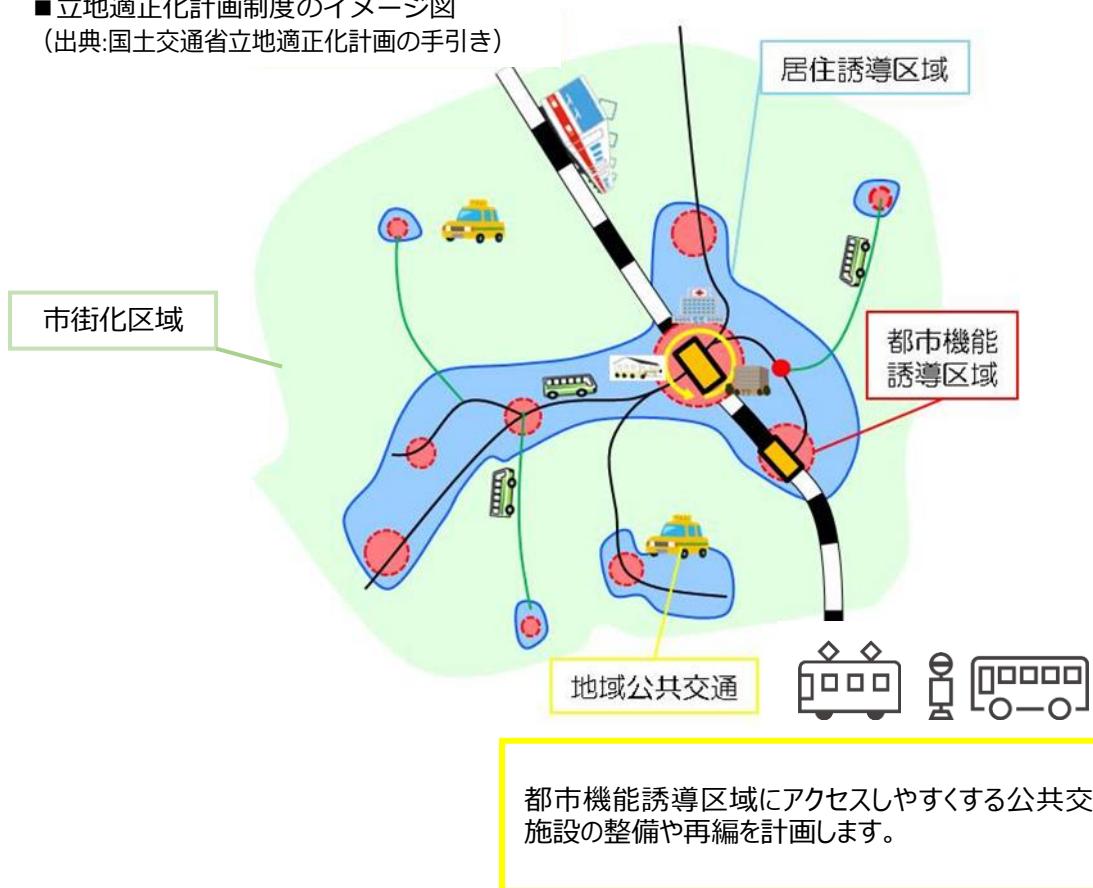
立地適正化計画では「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を設定します。「都市機能誘導区域」に医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し、「居住誘導区域」にそれらの都市機能を支えるための人口密度を確保するための居住誘導を図ることで、利便性の高い拠点地域と質の高い居住地の形成、都市基盤整備や住民サービスの提供等に係る都市経営コストの適正化による行財政運営の効率化を実現するものです。

■立地適正化計画のイメージ



■立地適正化計画制度のイメージ図

(出典:国土交通省立地適正化計画の手引き)

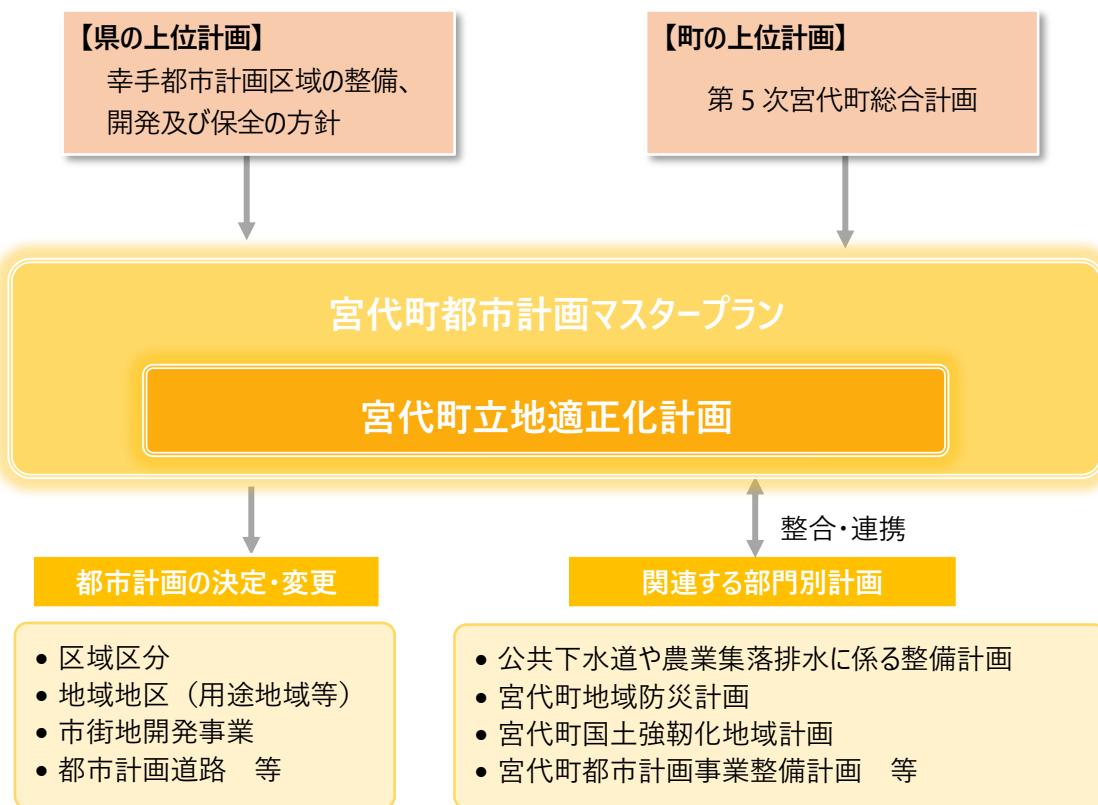


II 立地適正化計画の位置づけ

■立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市全体を見渡し居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成するもので、都市計画マスタープランの一部とみなされます。（都市再生特別措置法第82条）

＜宮代町立地適正化計画の位置づけ＞

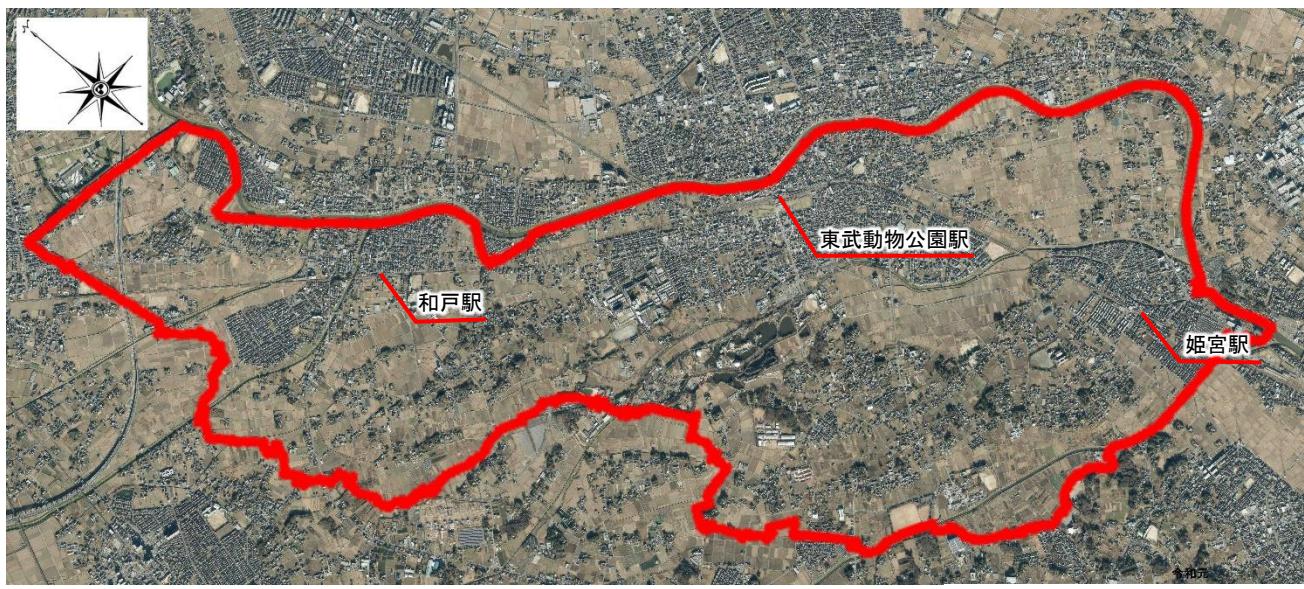


III 計画区域と計画期間

■計画区域

宮代町全域（都市計画区域）

立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければなりませんが、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本とされています。（第12版都市計画運用指針）
本町の場合、町全体が都市計画区域のため、本計画の対象区域は宮代町全域とします。



—— 宮代町全域（都市計画区域）

■計画期間

令和4年度（2022年度）～令和22年度（2040年度）

本計画は、概ね20年後の本町の都市の姿を展望し計画検討を行っており、都市計画マスターplanとの整合を図り設定します。なお、社会経済情勢等の変化や上位計画の見直し、関係法令の改正等が生じた場合においては、必要に応じて適宜見直しを行います。

第2章 宮代町の現状

I 宮代町の現状

II 課題の整理

III 上位計画・関連計画

IV まちづくりの方針

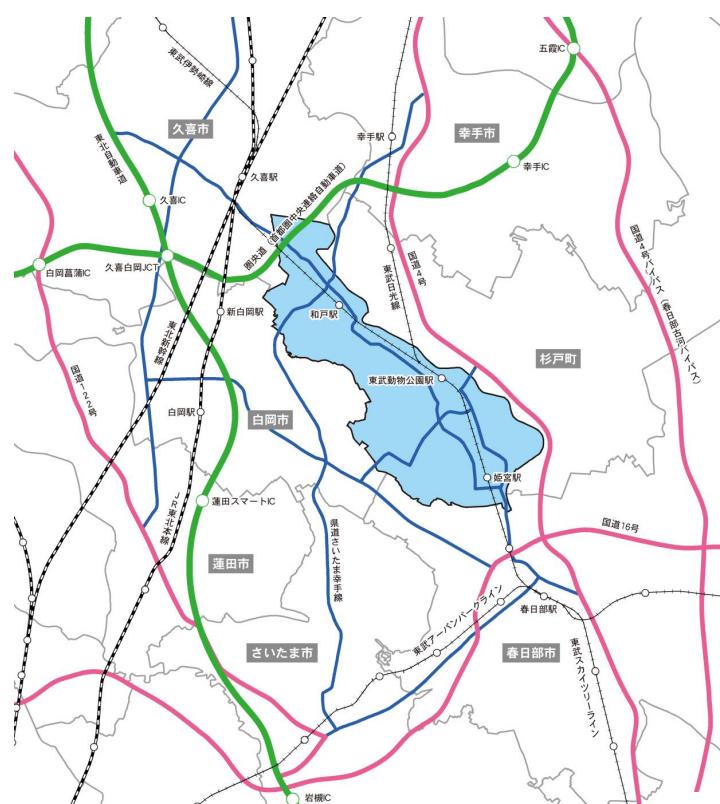
I 宮代町の現状

1 立地特性

- 宮代町は、関東平野の中央部にあり埼玉県の東北部に位置します。東西 2km、南北 8km を測り、北西から南東にかけて細長い形をしており、面積 15.95 km²のコンパクトな町です。
- 町の東側は北葛飾郡杉戸町、南側は春日部市、西側は白岡市、北側は久喜市に接しており、東武鉄道が町を縦断しています。町域を画するように北から東そして南へと、かつて利根川の本流であった古利根川が流れています。

2 都市計画のあゆみ

- 明治 32 年には、東武鉄道が開通し、旧杉戸駅（昭和 56 年の東武動物公園の開園に伴い、東武動物公園駅に改名）と和戸駅が開設され、昭和 2 年に姫宮駅が開設されました。
- 昭和 30 年に須賀村、百間村が合併し、町制が施行され現在の宮代町が誕生しました。その後戦後の経済成長の中で町は次第に発展し、昭和 42 年には日本工業大学が開校しました。
- 昭和 41 年に都市計画法に基づき町内全域を都市計画区域に指定、昭和 45 年に市街化区域と市街化調整区域の線引き、並びに用途地域指定がされ、昭和 50 年代にかけて、宮代台、学園台、姫宮北・南、桃山台等の大規模な住宅団地の開発が進みました。また、昭和 63 年には公共下水道の認可を受け、さらに、平成から令和にかけては、道仏地区、東武動物公園駅西口地区、宮代和戸横町地区において土地区画整理事業の認可を受け土地利用の整備を進めてきました。



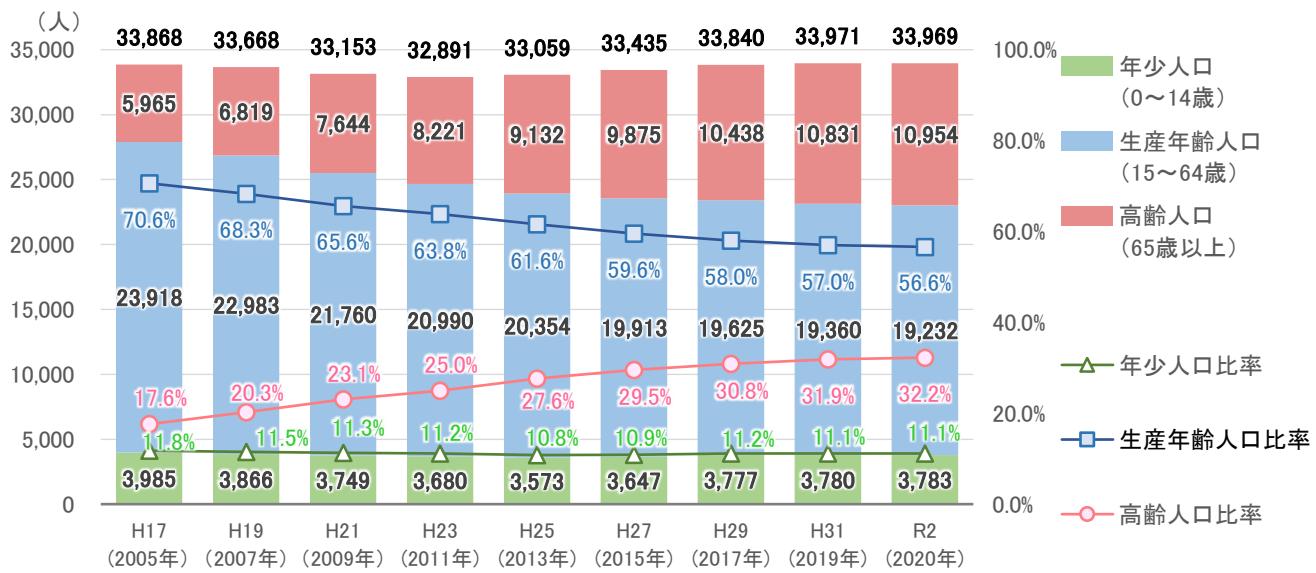
出典：宮代町資料を基に作成

3 人口

(1) 人口の推移

- 新たな住宅地の整備に伴う子育て世代の転入増加により、本町の人口は平成 31 年まで微増傾向にありました。一方で、65 歳以上の老人人口も増加しており、令和 2 年時点の高齢化率は 32.2%と、本町でも高齢化が進行しています。

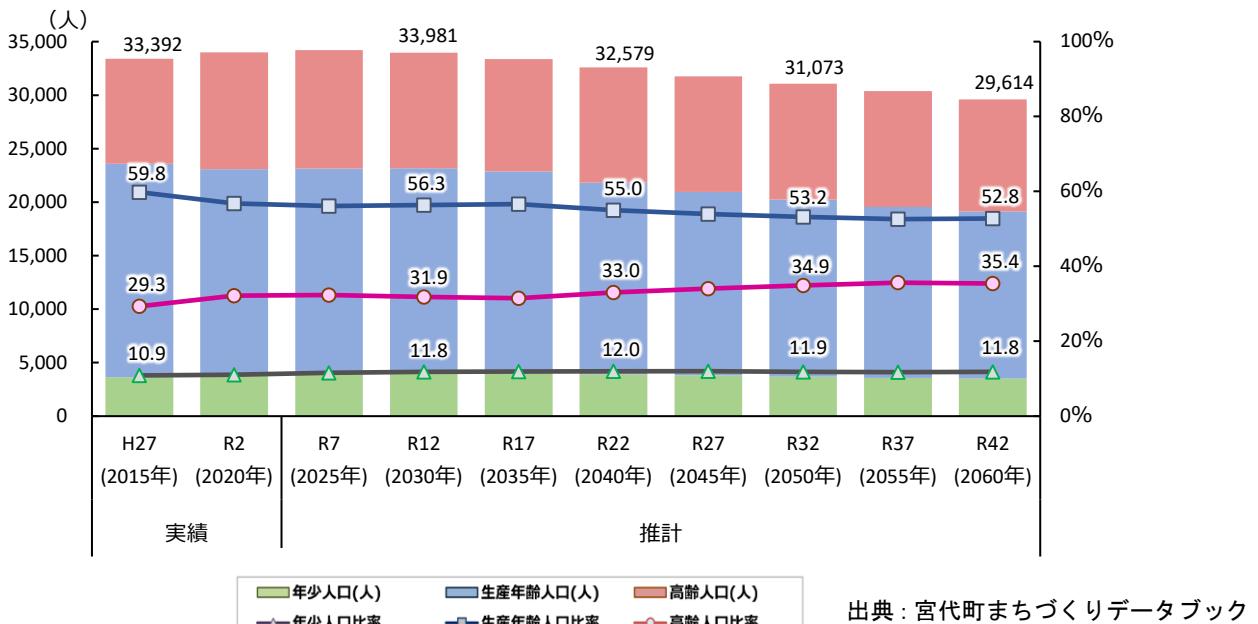
■ 人口の推移



(2) 人口の将来展望

- 本町では、国の長期ビジョンである「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及びこれまでの推計や分析、調査等を考慮し、令和 42 年（2060 年）を見据えた人口の将来展望を掲げており、今後、本町の人口は減少へと転じ、令和 22 年（2040 年）時点で 32,579 人、令和 42 年（2060 年）時点で 29,614 人まで減少すると予想されています。
- 一方で、町が引き続き定住促進策や子育て支援策、雇用支援策等を進めることで、合計特殊出生率の上昇や社会減の縮小が期待され、緩やかな人口減少と年齢構成のバランス維持により高齢化率の上昇も抑制されるものと想定しています。

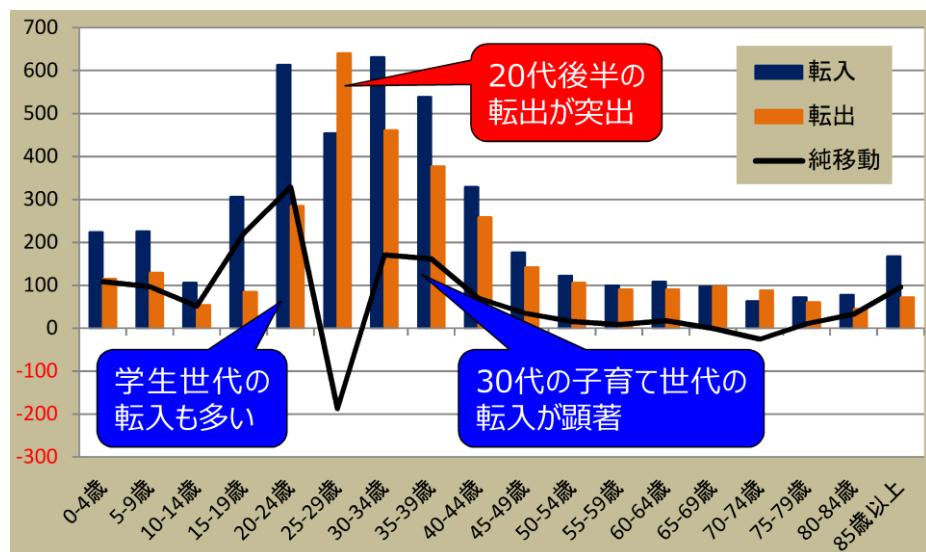
■ 将来人口推計



(3) 社会増減の状況

- 近年の本町における転入出の状況をみると、20歳代後半に本町から他都市へと転出する住民が多い一方で、本町に立地する日本工業大学の学生の居住地移動や、道仏土地区画整理事業等で整備された新たな住宅地への定住化等により、他都市から本町に転入してくる20~30歳代の住民も多くみられます。

■ 転入出の状況

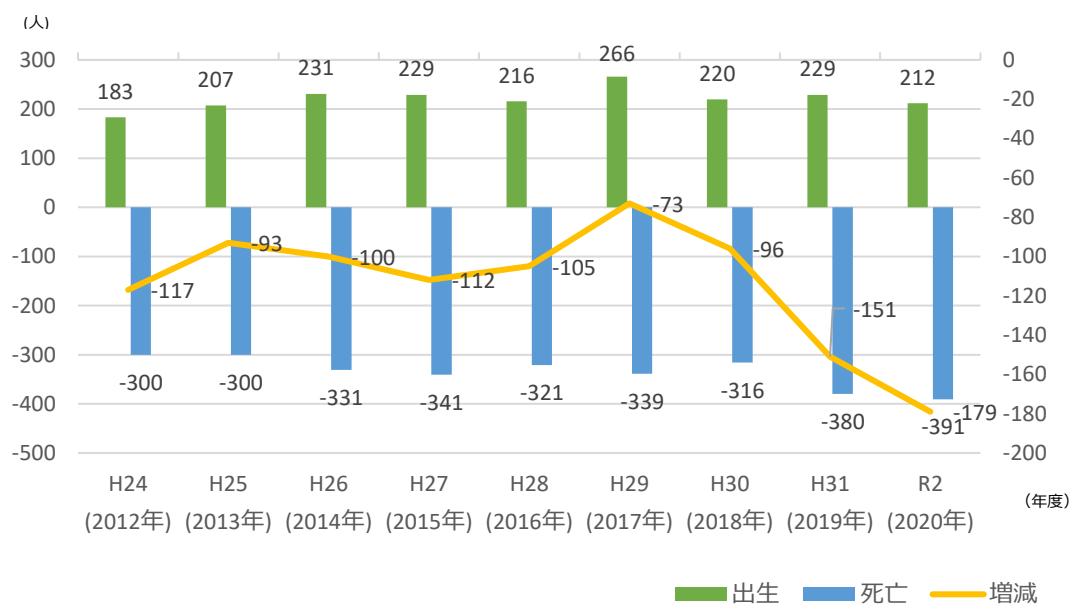


出典：埼玉県「全国の市区町村別移動人口見える化ツール」を基に作成

(4) 自然増減の状況

- 出生数は年により増減はありますが、概ね横ばいとなっています。死亡数の増加により自然増減は減少傾向が続いています。

■ 出生・死亡の状況

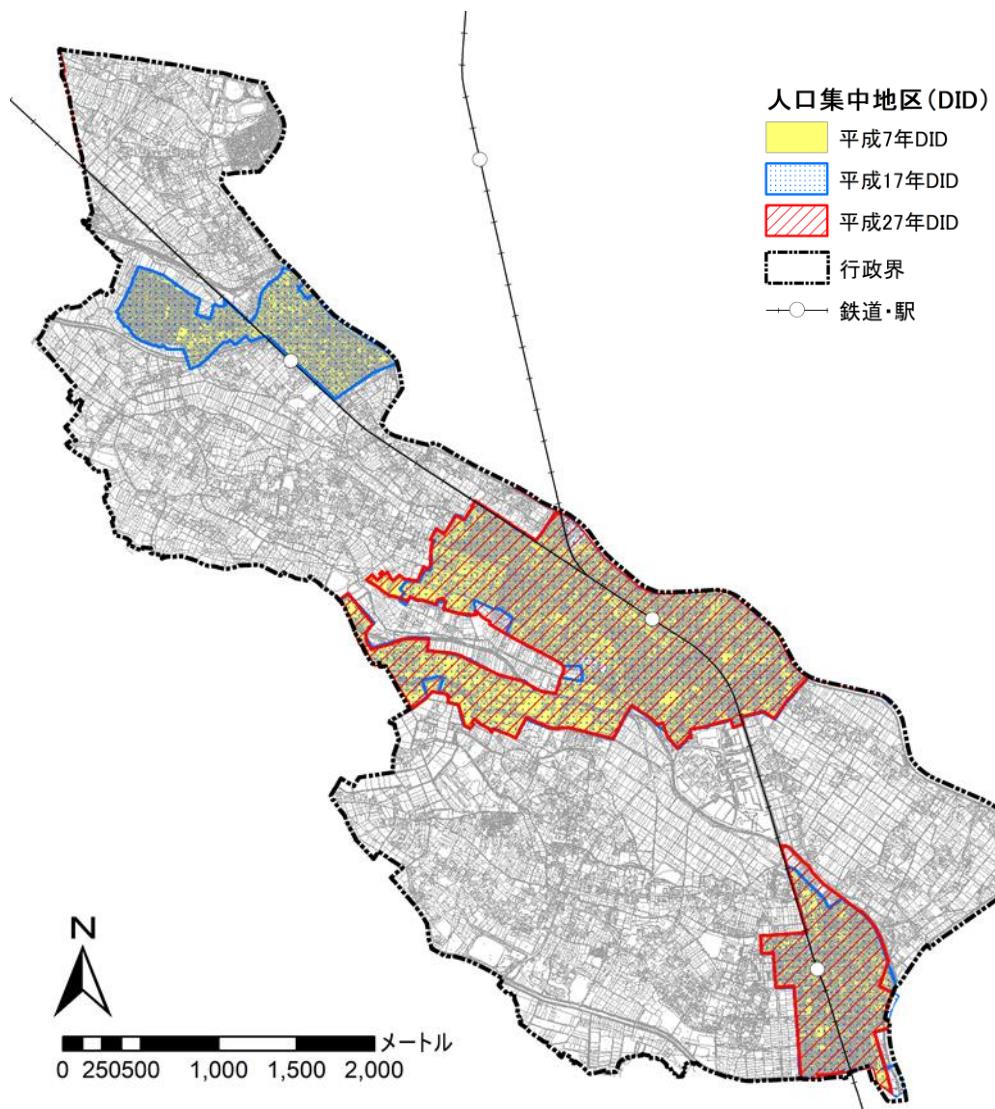


出典：統計みやしろ

(5) 人口集中地区（DID）の推移

- 本町の DID は東武伊勢崎線鉄道駅周辺の市街地を中心に DID が形成されています。東武動物公園駅や姫宮駅周辺では、DID の拡大がみられます。
- 一方で、和戸駅周辺の既存市街地は平成 27 年から DID から除外されており、市街地の低密度化が進んでいます。

■ 人口集中地区の推移



出典：国土数値情報「人口集中地区」データを基に作成

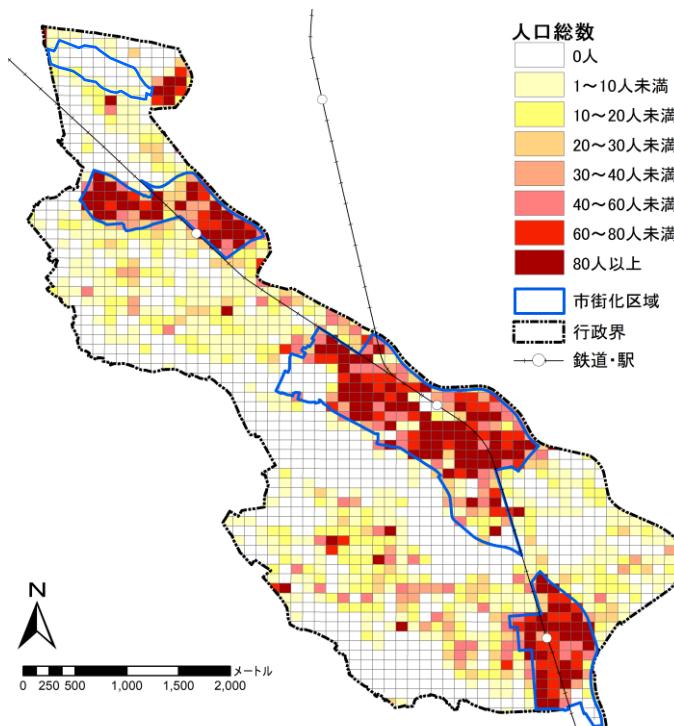
※DID とは、「国勢調査基本単位区等を基礎単位とし、「原則として人口密度が 1 km²当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接」し、「それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域」と定義されています。

(6) 100mメッシュでの将来人口分布想定

- 本町を 100m四方のメッシュに区切ったとき、それぞれのメッシュにどれだけの人口が分布しているのか、平成 27 年（2015 年）から令和 42 年（2040 年）までの動向をみると、各年とも鉄道駅周辺に形成されている市街地を中心として、多くの住民が居住しており、既存市街地を中心としたコンパクトなまちづくりが今後も維持されることが想定されます。
- 東武動物公園駅前の市街地は、令和 22 年（2040 年）時点も高い人口密度が維持されると想定されますが、和戸駅や姫宮駅周辺の市街地については、徐々に人口密度が低下することが想定されており、今後、各地区での人口集積をいかに維持・誘導していくかが重要な課題となります。

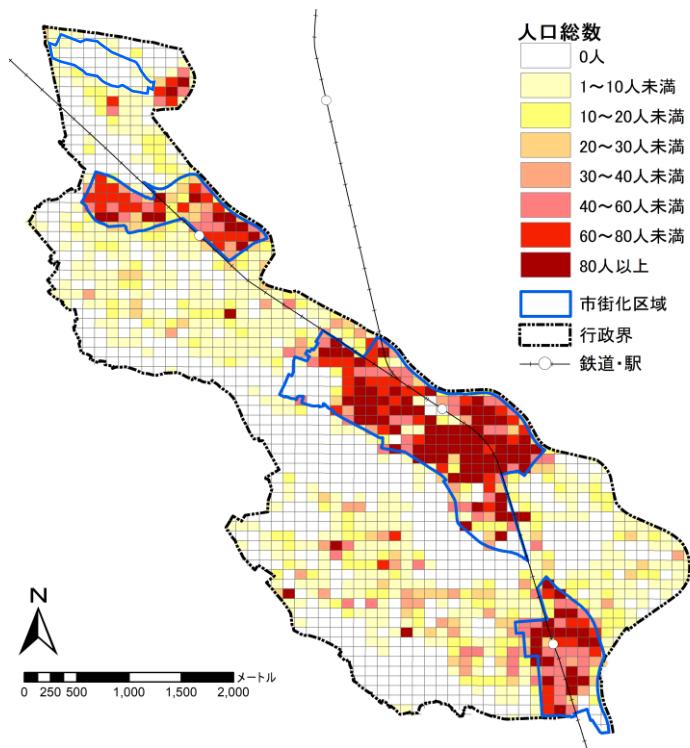


■ 平成 27 年（2015 年）時点の 100m メッシュ人口分布（現況値）



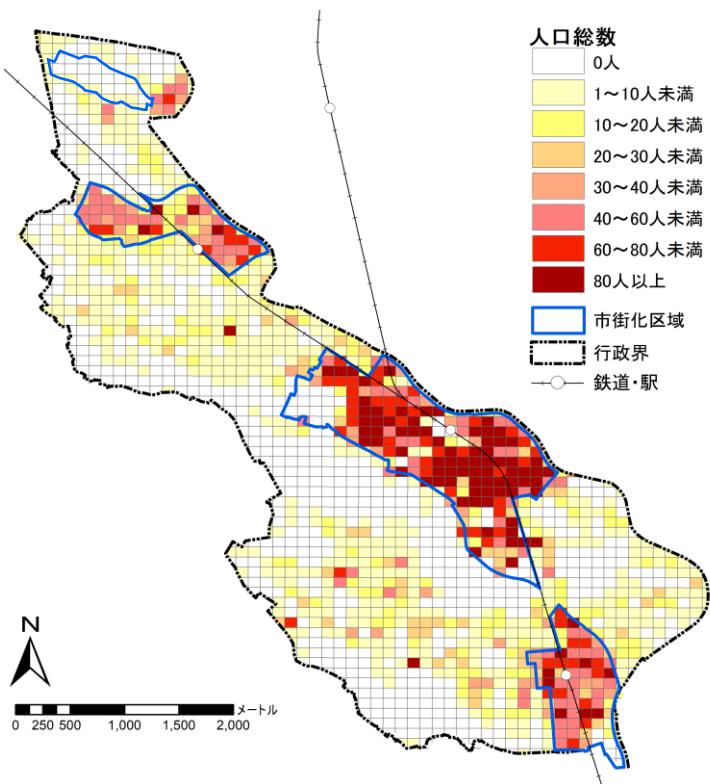
出典：国勢調査及びゼンリン統計地図を基に作成

■ 令和12年（2030年）時点の100mメッシュ人口分布（推計値）



出典：国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口及びゼンリン統計地図を基に作成

■ 令和22年（2040年）時点の100mメッシュ人口分布（推計値）



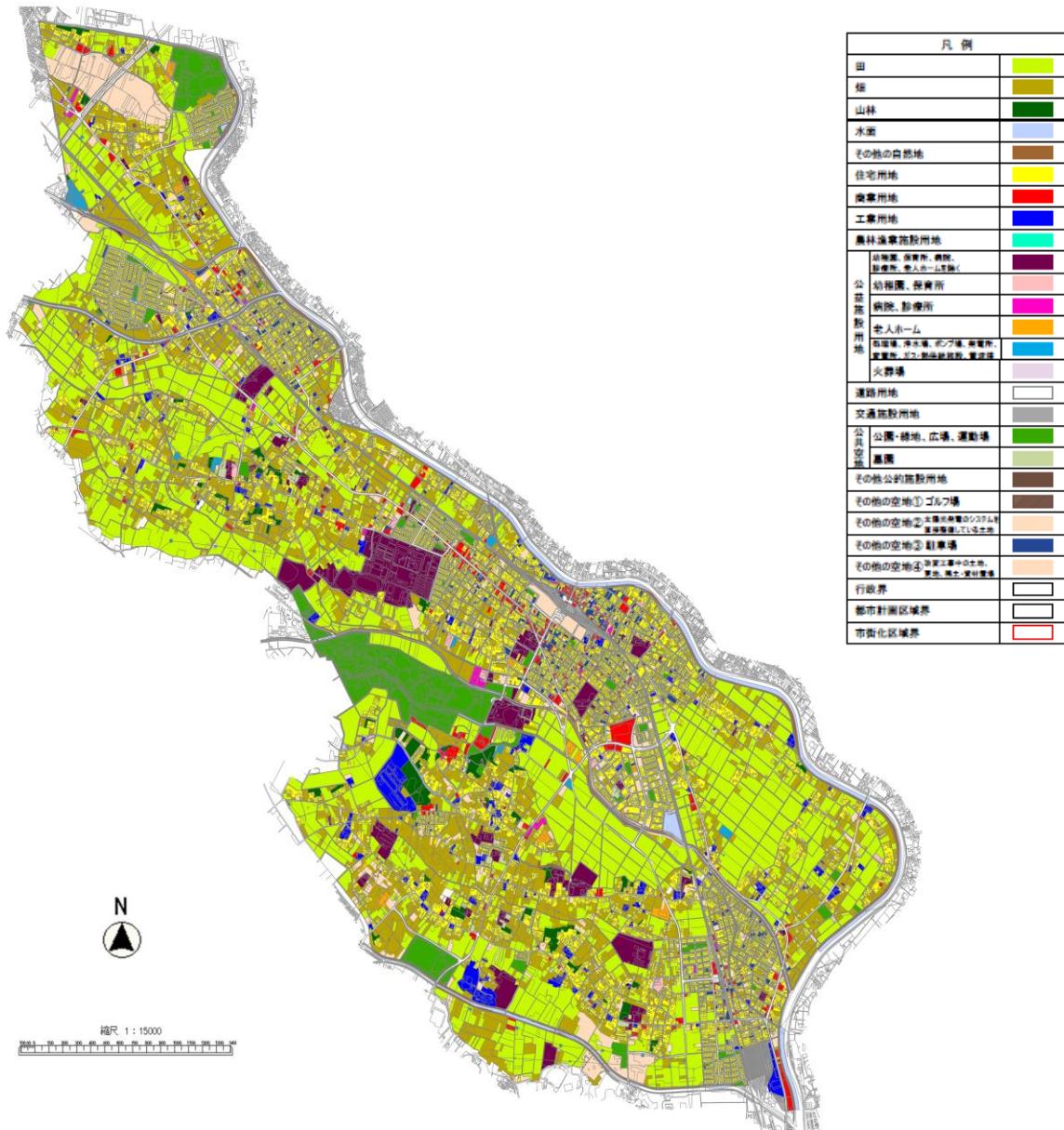
出典：国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口及びゼンリン統計地図を基に作成

4 土地利用

(1) 土地利用の現況

- 本町は、線引き都市計画区域となる「幸手都市計画区域」に全域が指定されています。区域区分に基づく土地利用が進められており、市街化区域では駅を中心とした開発を主に、土地区画整理事業等の大規模開発によって、住宅を中心とした市街地整備が進められてきました。
- 市街化調整区域は、田畠等の農地利用が中心となっていますが、その中に、営農を支える農業者が居住する既存集落が点在しています。

■ 土地利用現況図



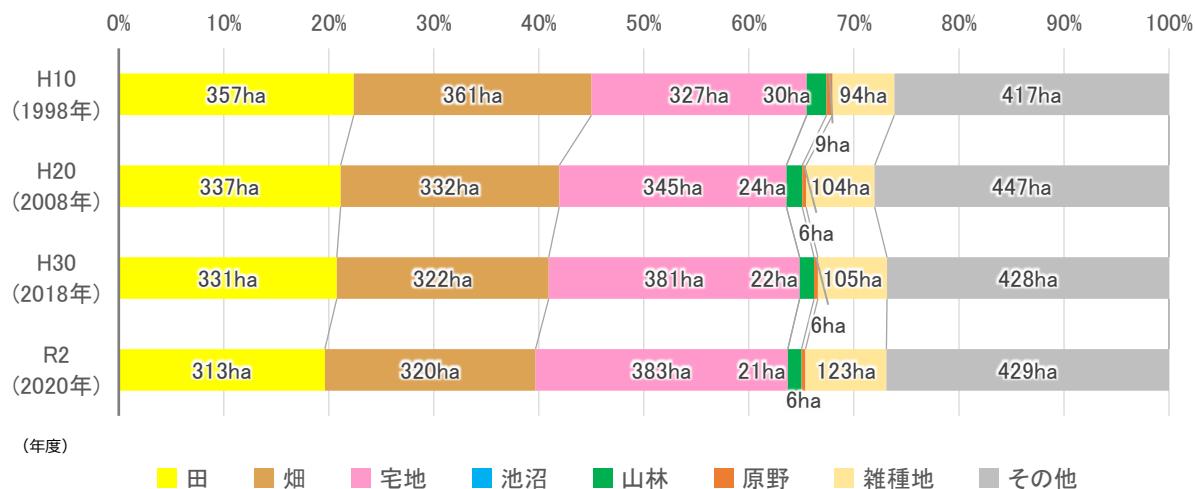
出典：令和3年都市計画基礎調査

(2) 土地利用の動向

- 本町の土地利用の動向を地目別にみると、平成 10 年より「宅地」が 56ha(注)増加する一方で、「田」や「畠」が 85ha(注)減少しており、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる様子がうかがえます。また、「宅地」は駅周辺における集積が進んでいます。

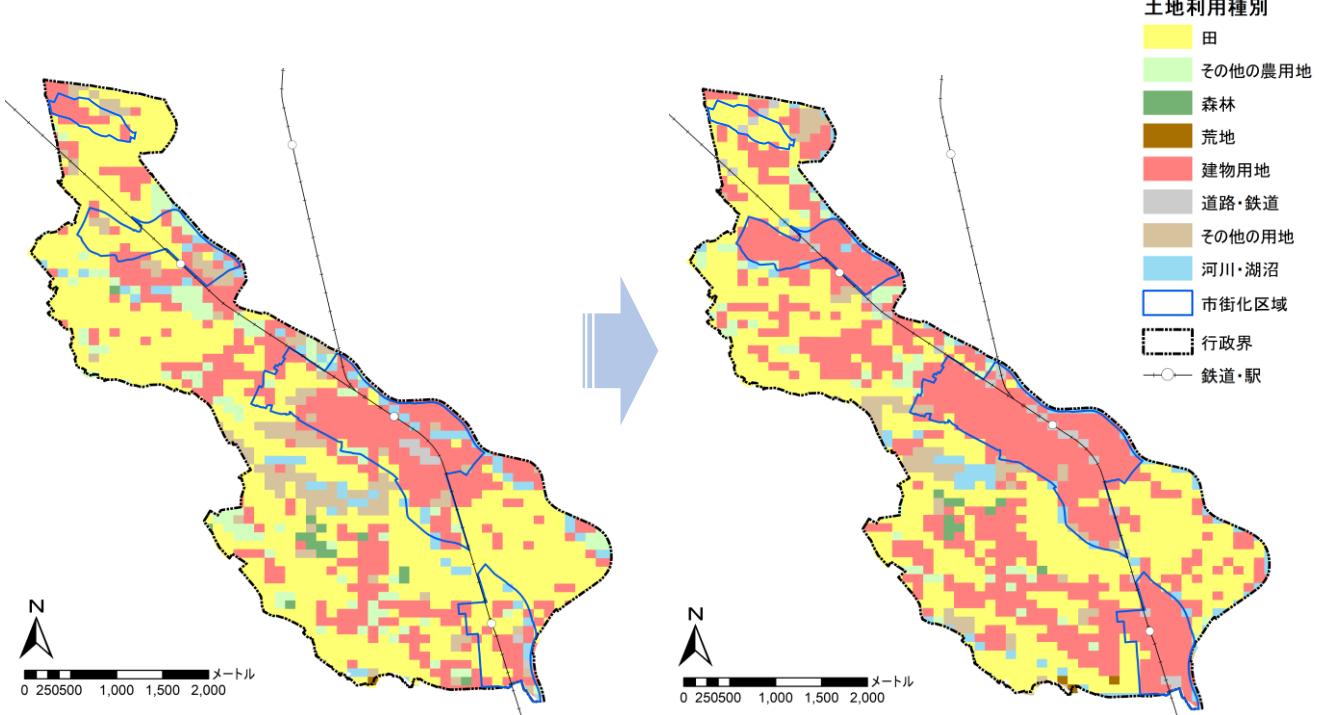
(注) H10 (1998 年) と R2 (2020 年) を比較した数字

■ 地目別面積の推移



出典：統計みやしろ

■ 土地利用の変遷（昭和 62 年→平成 28 年）



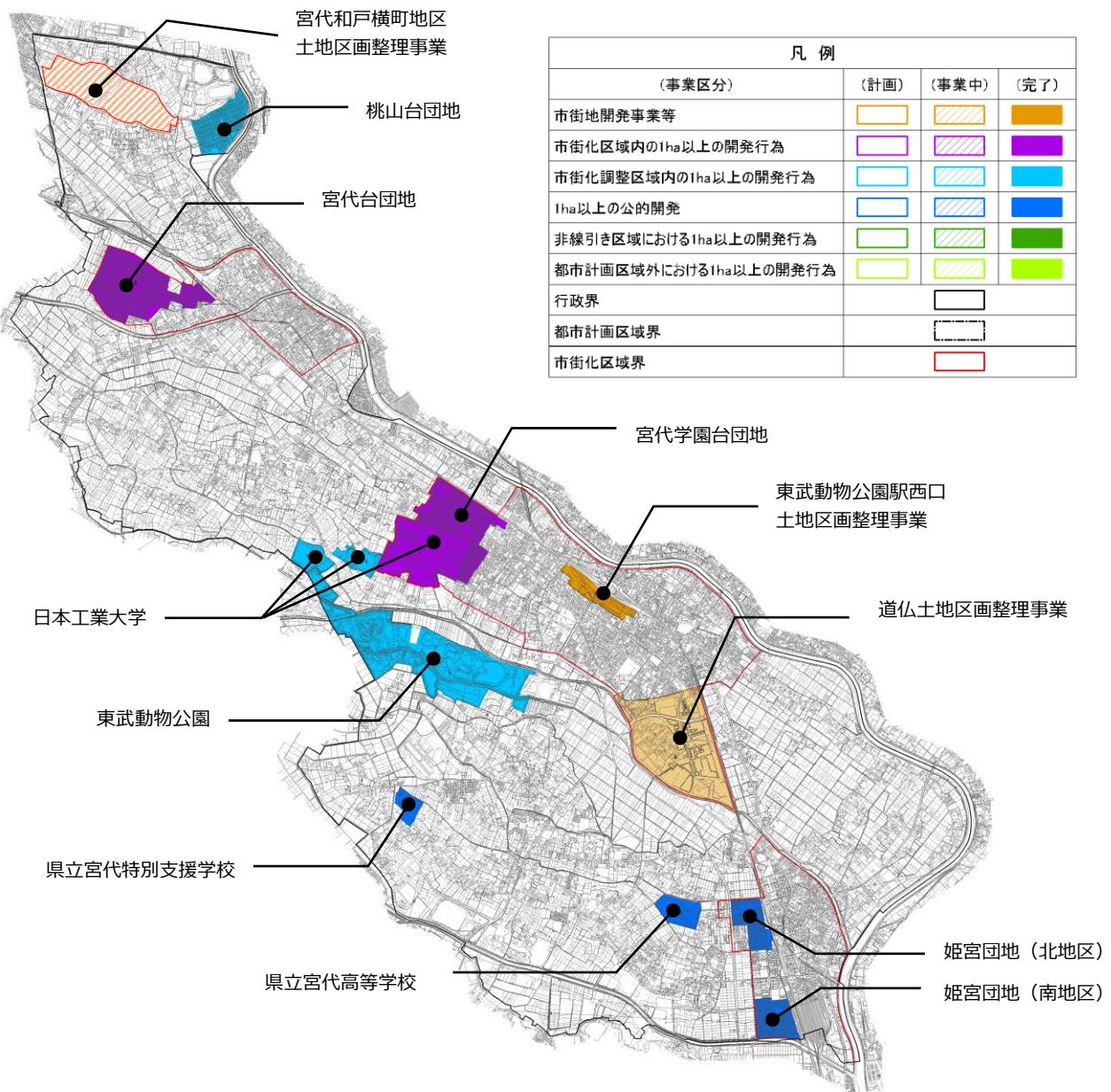
出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュ」を基に作成

5 都市整備

(1) 都市整備の現況

- 本町では、大規模な宅地開発や土地区画整理事業を中心として、市街化区域内や一部の市街化調整区域において、計画的な大型住宅地が形成されてきました。
- 住宅地以外にも、東武動物公園や日本工業大学等の多様な都市機能が展開されています。

■ 都市開発の状況



出典：宮代町資料を基に作成

土地区画整理事業について

土地区画整理事業は、道路、公園等の整備改善と宅地の利用増進を図るために、公共施設から各宅地にいたるまでの都市構成上の基盤を総合的に健全な市街地につくりあげるもので、本町では、平成11年1月に道仏地区、平成23年3月に東武動物公園駅西口地区、令和元年6月に宮代和戸横町地区を都市計画決定しました。

▶ 道仏土地区画整理事業（平成14年2月～令和3年3月）

道仏地区は、宮代町の中心市街地に接しており、東武伊勢崎線東武動物公園駅及び姫宮駅の中間に位置し、両駅から約1.0km圏内にあります。また、土地区画整理事業により道路、公園、下水道の公共施設が整備され、新たな住宅市街地が形成されています。さらに地区計画により、建築物等を適切に規制誘導し、地域住民の交流を促す地域拠点を形成するとともに、住宅地としての良好な環境を形成することを目的としています。

▶ 東武動物公園駅西口土地区画整理事業（平成24年3月～平成29年3月）

東武動物公園駅西口地区は、宮代町の中心市街地である東武伊勢崎線東武動物公園駅の西側に位置し、土地区画整理事業により道路・駅前広場等の公共施設が整備され、宮代町の新しい顔となる地区です。活気にあふれた賑わいのある市街地整備や商業の活性化等、市民の様々な活動を支える拠点づくり、求心力のある中心市街地の創出を図ることを目的としています。

▶ 宮代和戸横町地区土地区画整理事業（令和元年6月～令和5年3月完了予定）

宮代和戸横町地区は、町の北端に位置し、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の東西にまたがる地区です。圏央道幸手インターチェンジから約4.5km、東北自動車道久喜インターチェンジから約3kmの圏内にあり、都市計画道路3・4・59備中岐橋通り線が地区内を横断し、かつ、近接する主要地方道春日部久喜線等により交通の利便性に優れていることから、工業系及び流通系施設の立地を誘導し、周辺環境に調和した田園都市産業ゾーンにふさわしい工業団地の形成を図ることを目的としています。

大型住宅団地

本町では、宮代町開発指導要綱等による協議のもと、開発・造成が行われています。各団地には、公園や遊水池、道路、公共下水道等の都市基盤が整備されています。また、地区によっては、地区計画や建築協定等の運用により、良好な住環境の保全を図るとともに、一戸建ての住宅を主体として、緑豊かで安全・快適な住宅地となっている地域です。

▶ 市街化区域内

宮代台団地、宮代学園台団地、姫宮団地（北地区・南地区）

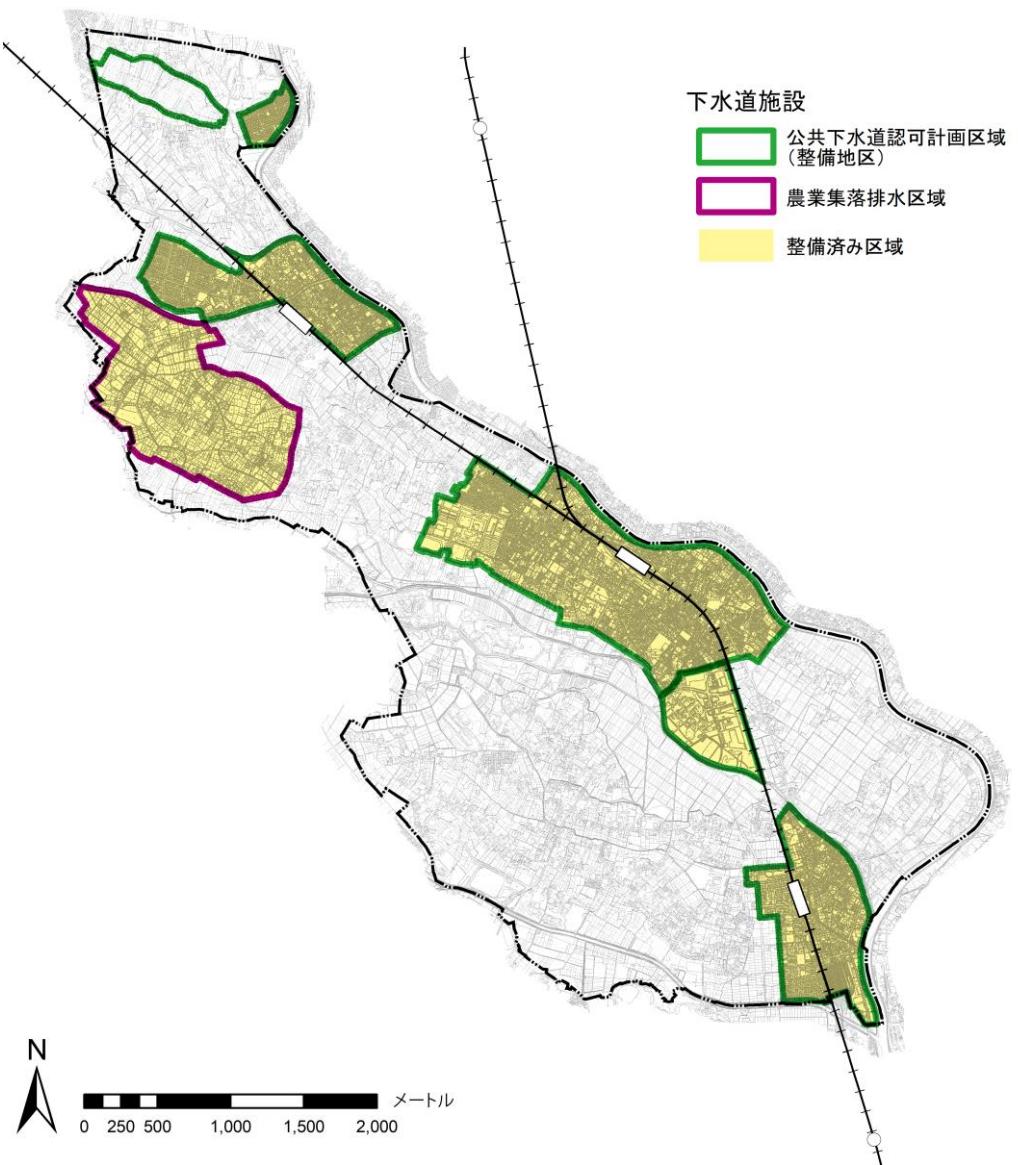
▶ 市街化調整区域内

桃山台団地

(2) 下水道整備状況

本町の公共下水道は市街化区域全域と一部の市街化調整区域（桃山台団地）が公共下水道認可計画区域に指定されており、新たに市街化区域に編入した宮代和戸横町地区以外は、既に整備済みとなっています。

- 雨水整備においても、宮代和戸横町地区を除く市街化区域内は、整備済みとなっており、市街化区域の雨水排除は、3年及び5年確立の降雨強度に対応した計算で整備されています。
- 市街化調整区域では、桃山台団地以外にも西条原地区で農業集落排水が整備されています。
- 公共下水道・農業集落排水の整備区域外では、合併処理浄化槽等による汚水処理を推進しています。

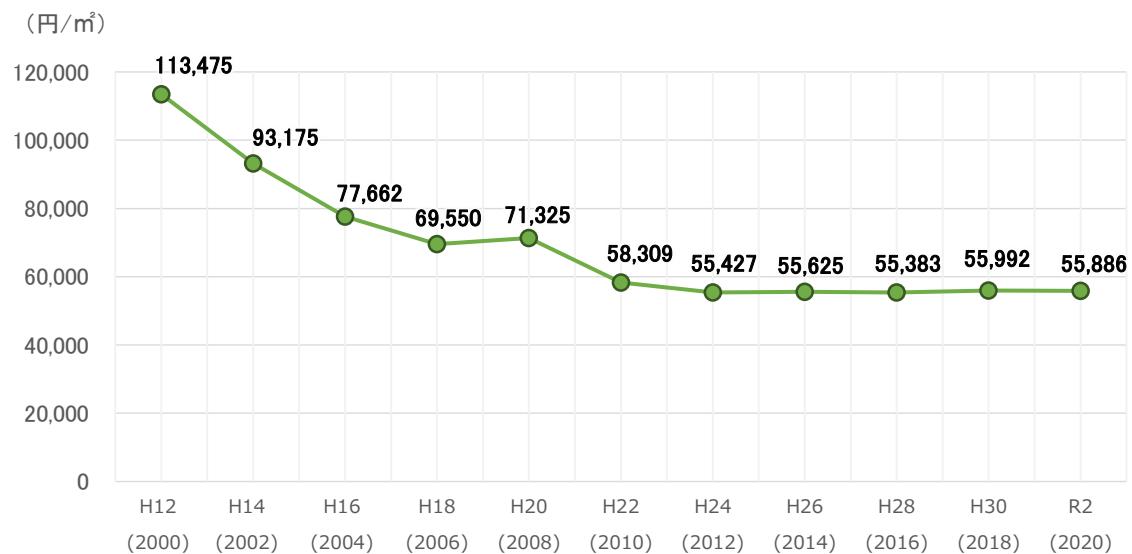


出典：宮代町資料を基に作成

6 地価の動向

- 本町の地価の平均（公示地価・基準地価の総平均）は、平成 12 年から約半分まで下落しており、近年では 55,000 円／㎡あたりで推移しています。
- 本町の住宅地の地価動向は、各地点とも下落傾向にありますか、平成 22 年以降の減少率は比較的緩やかになっており、近年では概ね停滞傾向にあります。

■ 地価の推移（住宅地）

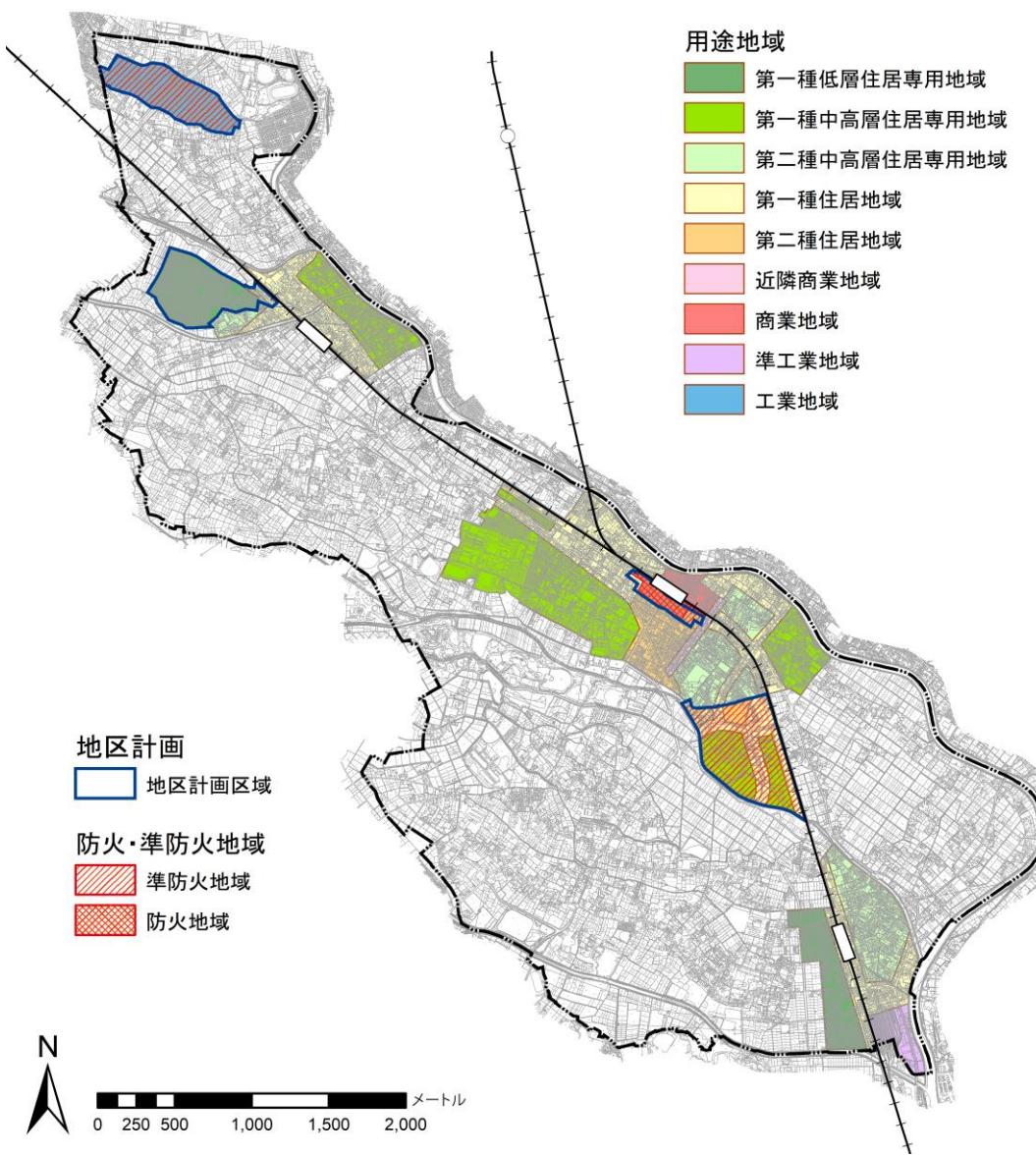


出典：各年公示地価及び基準地価

7 都市計画の設定状況及び人口・面積比率

(1) 市街化区域

- 本町の市街化区域の面積は、令和3年3月現在、366haで町域の23%を占めています。
- 町面積の約2割の市街化区域内には、総人口の約7割が居住しており、人口集積の図られたコンパクトな市街地が形成されています。
- 東武動物公園駅周辺には商業系用途地域、主要幹線道路や鉄道沿道には第一種・第二種住居地域、大規模開発や土地区画整理事業によって創出された住宅地の大半は住居専用地域に指定しています。また、春日部市に隣接する鉄道操車場を中心に準工業地域に指定され、久喜市に隣接する地域は工業地域に指定しています。



出典：宮代町資料を基に作成

(2) 市街化調整区域

- 本町の市街化調整区域の面積は、令和3年3月現在、1,229haで町域の77%を占めています
- 町面積の約8割の市街化調整区域内には、総人口の約3割が居住しています。
- 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であるため新たな建築物の計画を極力抑制しています。
なお、宮代町では、都市計画法第34条第11号及び第12号に基づいた区域指定を行うことで、一定の建築物の開発が可能となっています。
- スプロール化現象により都市的土地区画整理事業の拡大は、周辺の営農環境の悪化、道路や水道施設の整備・維持管理費等都市経営に係るコストの非効率化を招くことが懸念されます。



～農の管理・保全・活用～



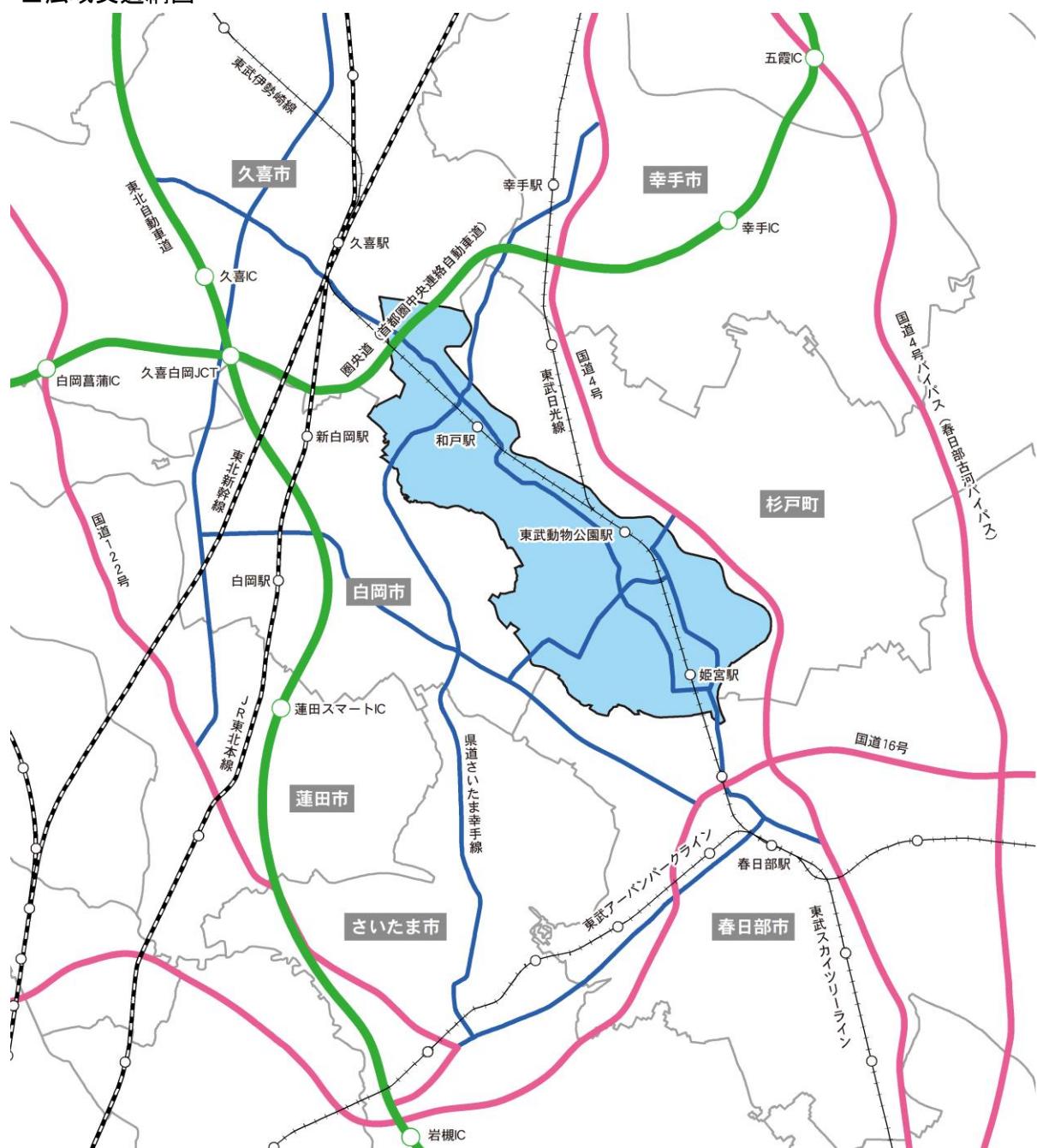
- 本町の市街化調整区域においては、農業生産と自然に囲まれた潤いある環境を支える場として、既存集落の維持・活性化と農地をはじめとする自然環境の管理・保全を行っています。
- 本町に広がる郊外の田園地帯は、農業生産を支える営農の場として、また観光資源としての活用や魅力ある景観の形成、防災機能の発揮等、多面的な役割を果たしています。
- 住民意向調査においても、本町の自然環境や自然景観に対する満足度は高いことから、引き続き、良好な環境の保全と適正な管理が求められます。

8 交通

(1) 広域交通体系

- 本町は東武伊勢崎線が縦断し、都心部から広域的なアクセスが確保されています。また、町の中心市街地にある東武動物公園駅は、ターミナル駅として、東武伊勢崎線は館林・伊勢崎方面へ、東武日光線は日光・鬼怒川方面へ容易にアクセスできます。
- 道路網をみると、町内に整備されている県道を経由して、国道4号等へのアクセスが確保されています。また、東北道や圏央道の近接するインターチェンジにより、自動車による広域移動を支える高速道路網も充実しています。

■広域交通網図

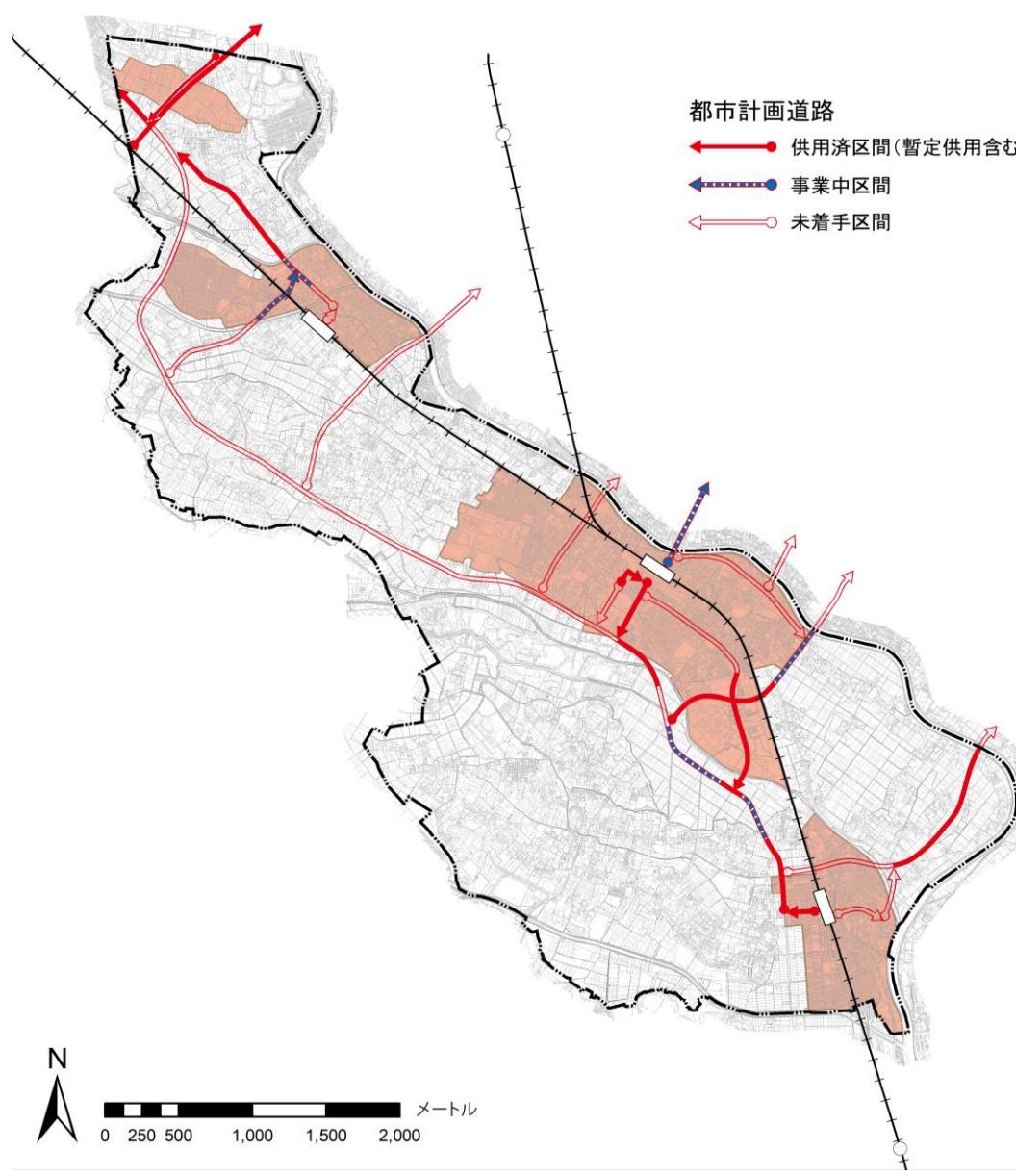


出典：宮代町資料を基に作成

(2) 都市計画道路

- 本町では都市計画道路を 23 路線指定しています。未着手区間も多く残されていますが、町東部では東武動物公園駅及び姫宮駅周辺や道仏地区画整理事業区域内等を中心に整備が進められており、町北部では圏央道や都市計画道路備中岐橋通り線が供用済となっています。
- 本町の新たな広域幹線道路となる都市計画道路春日部久喜線については、東武動物公園駅以東での整備を進めています。
- 春日部市方面へのネットワークの実現性が高まったことから、都市活動の骨格を支える都市との連携を強化するため、都市計画道路春日部久喜線の区間延伸の計画も進んでおり、都市計画決定の変更に向けた調整を進めています。

■ 都市計画道路の整備状況

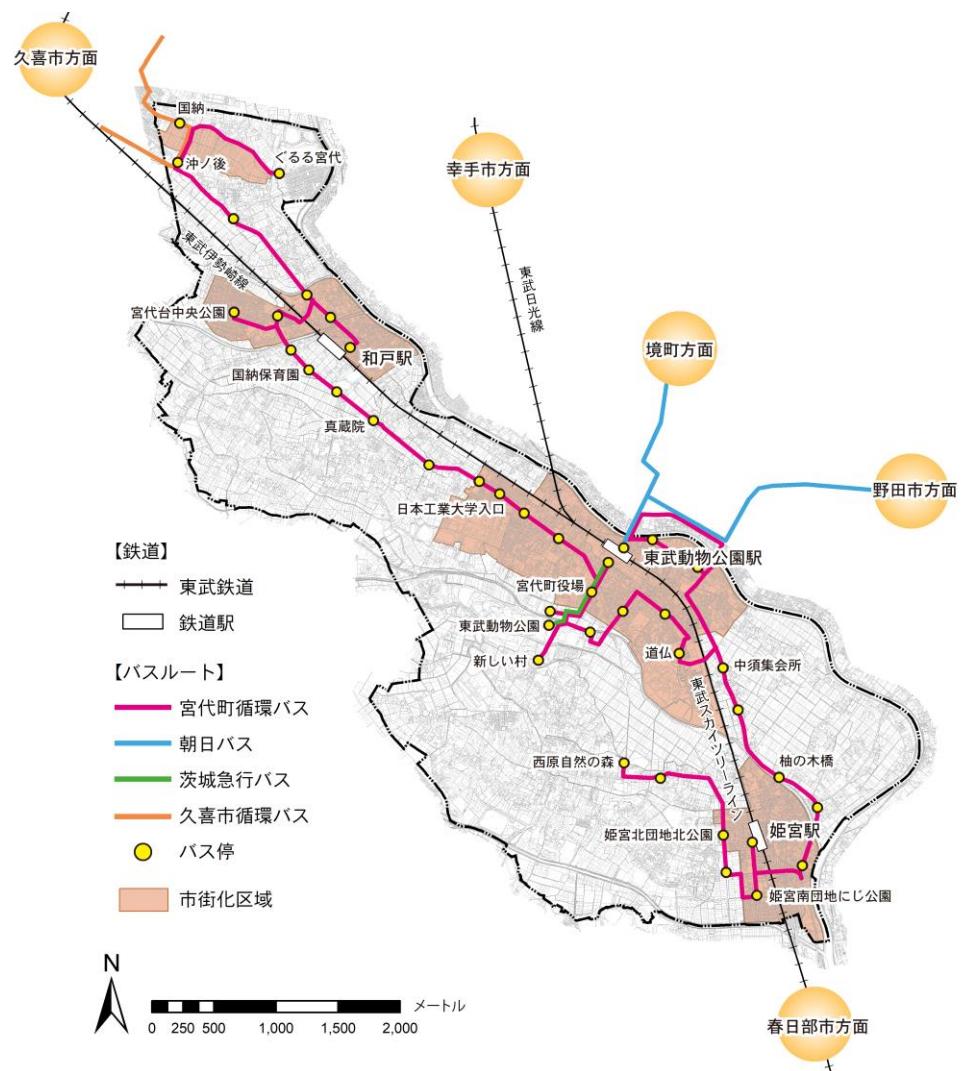


出典：宮代町資料を基に作成

(3) 公共交通網の状況

- 本町には、コンパクトな町域の中に東武伊勢崎線及び東武日光線による鉄道網と、東武動物公園駅、姫宮駅、和戸駅の3つの鉄道駅を有しています。
- 都市計画マスタープランにおいては、東武動物公園駅周辺地区はまちなか拠点として、和戸駅・姫宮駅周辺地区は生活拠点として位置づけています。
- 住民の町内移動や駅間の移動、また公共施設を繋ぐため「宮代町町内循環バス」を運行しています。
- 市街化区域においては、鉄道及び循環バスにより、住民の町内移動や駅間の移動を支えており、概ね網羅されていますが、市街化調整区域においては、それぞれの居住地と生活利便性を享受できる拠点を結ぶ公共交通の検討が必要となります。そのため、循環バスを補完し、高齢社会に対応するための新たな地域公共交通の実証実験として、タクシー事業者との連携による「高齢者等タクシー助成事業」を、令和3年4月から開始しました。

■ 公共交通網の運行状況



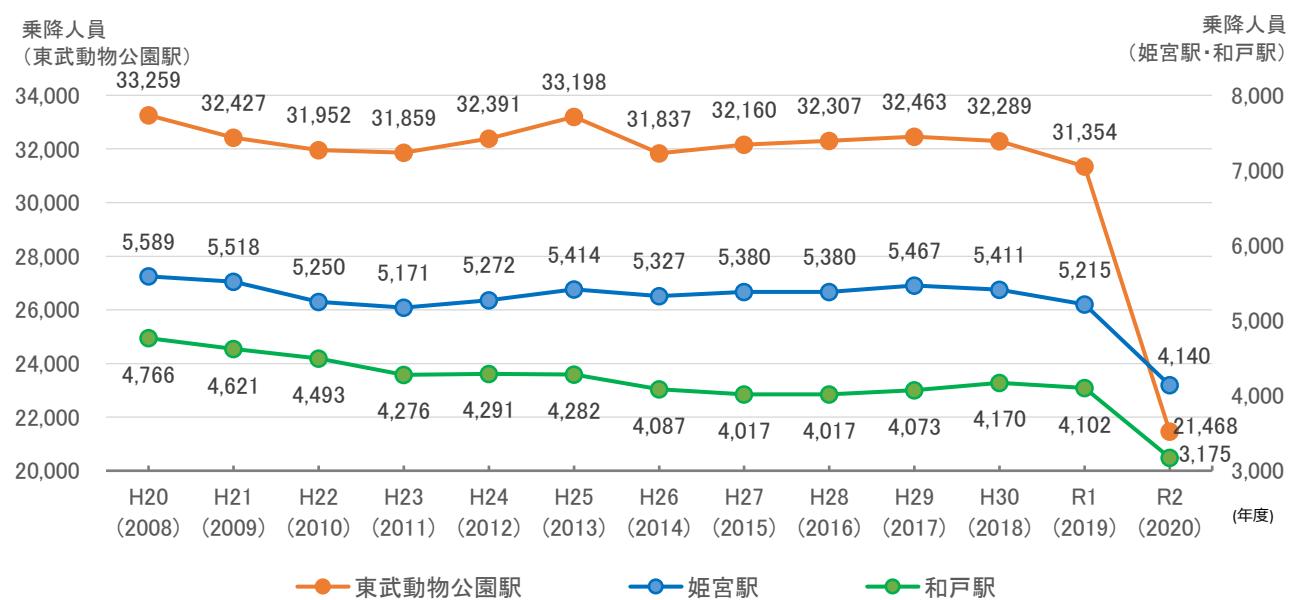
出典：宮代町資料を基に作成

■ 公共交通運行本数

交通機関		路線名	本/日	
鉄道	東武動物公園駅	上り（浅草方面）	210	
		下り（伊勢崎方面）	94	
	和戸駅	上り（浅草方面）	63	
		下り（伊勢崎方面）	69	
	姫宮駅	上り（浅草方面）	90	
		下り（伊勢崎方面）	91	
宮代町循環バス		ぐるる宮代 → 西原自然の森	8	
		西原自然の森 → ぐるる宮代	8	

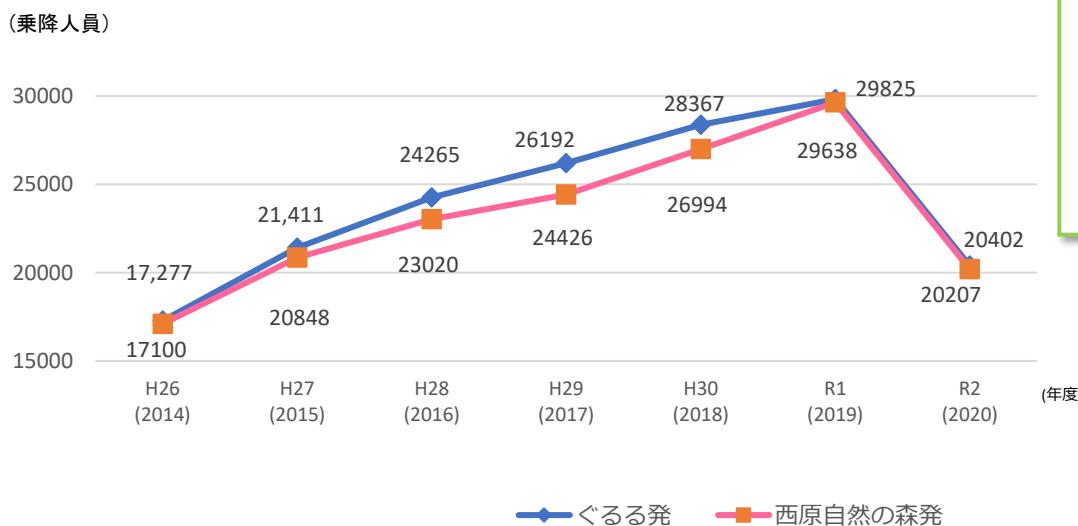
出典：令和4年3月13日現在各路線時刻表

■ 鉄道駅の乗降客数の推移（1日あたり）



出典：統計みやしろ

■ 循環バス乗降客数の推移（年間あたり）



出典：宮代町資料

9 就業者と通勤先

- 働いている町民の7割が町外で働いています。なお、町内で働く人も次第に増加しており、町外からの通勤者も増えています。
- 町外への通勤先は、春日部市をはじめ、さいたま市、久喜市、杉戸町等周辺市町を中心とした県内への通勤が約5割で、東京都特別区部にも2割近い人が通勤しています。

■ 人口・就業者数の推移と増減率

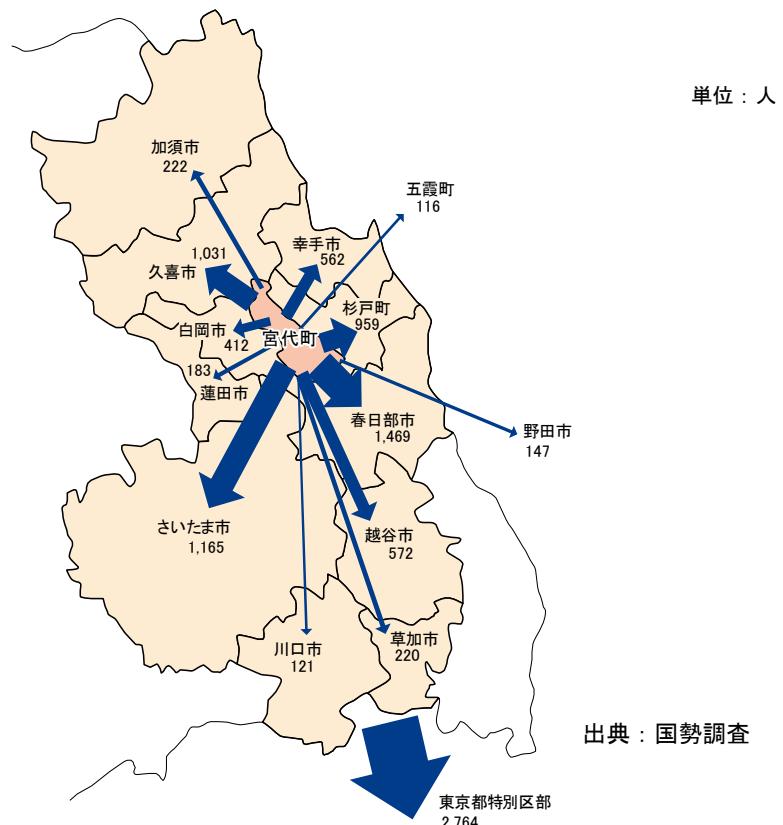
単位：人、%

	人口	町内に住む就業者(A)	町内に住み町内で働く就業者		町外への通勤者	流入率	町内で働く就業者(B)	町外からの通勤者		流入率
			町内に住み町内で働く就業者	町外への通勤者				町外からの通勤者	流入率	
平成12年	35,193	17,069	4,594	12,520	73.3	7,695	3,146	40.9		
平成17年	34,620	16,486	4,496	11,990	72.7	7,759	3,263	42.1		
平成22年	33,641	15,679	3,847	11,611	74.1	7,962	3,596	45.2		
平成27年	33,705	15,581	3,803	11,318	72.6	8,220	3,825	46.5		
増減数										
H17/H12	△573	△583	△53	△530			64	117		
H22/H17	△979	△807	△649	△379			203	333		
H27/H22	64	△98	△44	△293			258	229		

平成22年・27年の(A)、(B)には「従業地不詳」を含むため、合計は一致しない

出典：国勢調査

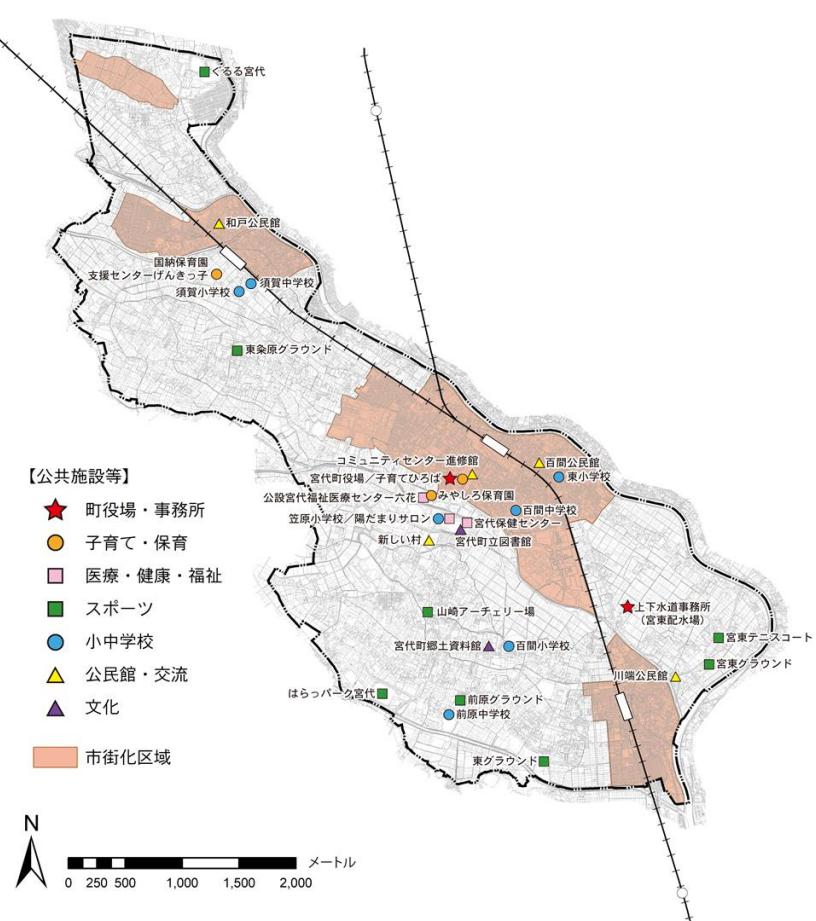
■ 主な通勤先別就業者（平成27年）



10 公共施設

- 本町には、市街地だけでなく郊外部にも多くの公共施設が整備されています。特に、本町の行政機能の中心部となる町役場周辺には、市街化区域の内外に多様な機能を有する公共施設が集積しています。
- 東武動物公園駅及び和戸駅周辺には、複数の公共施設が整備されていますが、姫宮駅周辺の既存市街地内には公共施設が少なく、駅から離れた郊外部に点在しています。
- 町内には、主に地域の人たちが利用する身近な公園が 43 箇所、遊水池公園が 3 箇所あります。大規模な都市公園として、はらっパーク宮代（金原運動公園）とぐるる宮代（宮代町総合運動公園）が整備されています。なお、都市公園は、駅から離れた市街化調整区域に立地しています。
- 図書館、保健センター、新しい村及び公設宮代福祉医療センター六花は、市街化調整区域に立地していますが、市街化区域に近接しており、役場から約 300m～400mと徒歩で移動可能な距離にあります。
- 各駅周辺に地域の人々が集う生涯学習や地域活動の拠点である公民館が整備されています。なお、姫宮駅周辺に立地する川端公民館は、市街化調整区域に立地していますが、市街化区域に近接しており、姫宮駅から 500mと徒歩で移動可能な距離にあります。

■主要公共施設の分布図



出典：宮代町資料を基に作成

1.1 空き家

- 本町においても空き家は年々増加しつつありますが、交通機関が利用しやすい距離に比較的空き家が多い状況です。
- 空き家の発生は、居住環境や治安の悪化等につながるため、適切な管理や積極的な活用促進に資する施策の検討が必要です。
- 平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、これまで曖昧であった「空き家」が明確に定義され、空き家の対処において強制執行も可能となりました。本町においては、全国版空き家バンクの登録や空き家に関する出前講座等による空き家予防対策を実施しておりますが、今後は空き家等対策計画の策定等、さらなる空き家対策を検討していく必要があります。
- 今後、既存市街地でも空き家が増えることで、都市のスポンジ化が進行し、地域コミュニティの希薄化に繋がる可能性もあります。
- 本町の持続可能なまちづくりを実現するため、市街地では、空き店舗や空き家等の既存ストックの活用や、空き地の土地利用転換などを促進し、都市機能及び地域の活力の維持・向上に努める必要があります。

■空き家件数及び空き家率の推移

	住宅総数	空き家	
		賃貸用の住宅	その他の住宅*
平成15年	14,280	1,000 (7.0%)	490 (3.4%)
平成20年	15,150	1,240 (8.2%)	430 (2.8%)
平成25年	15,470	1,710 (11.1%)	310 (2.0%)
平成30年	16,150	1,080 (6.7%)	670 (4.1%)

*別荘等の二次的住宅や賃貸用、売却用の住宅を除く、人が住んでいない住宅

出典：住宅・土地統計調査

■最寄りの交通機関までの距離別空き家数の比較（平成25年）

空き家総数	2,210戸
駅まで 200～500m	560戸
駅まで 500～1,000m	1,230戸
駅まで 1,000m～2,000m	350戸
バス停まで 100m未満	10戸
100～200	50戸
200～500	260戸
500 以上	20戸
駅まで 2,000m以上	70戸
バス停まで 100～200m	20戸
500～1,000	50戸

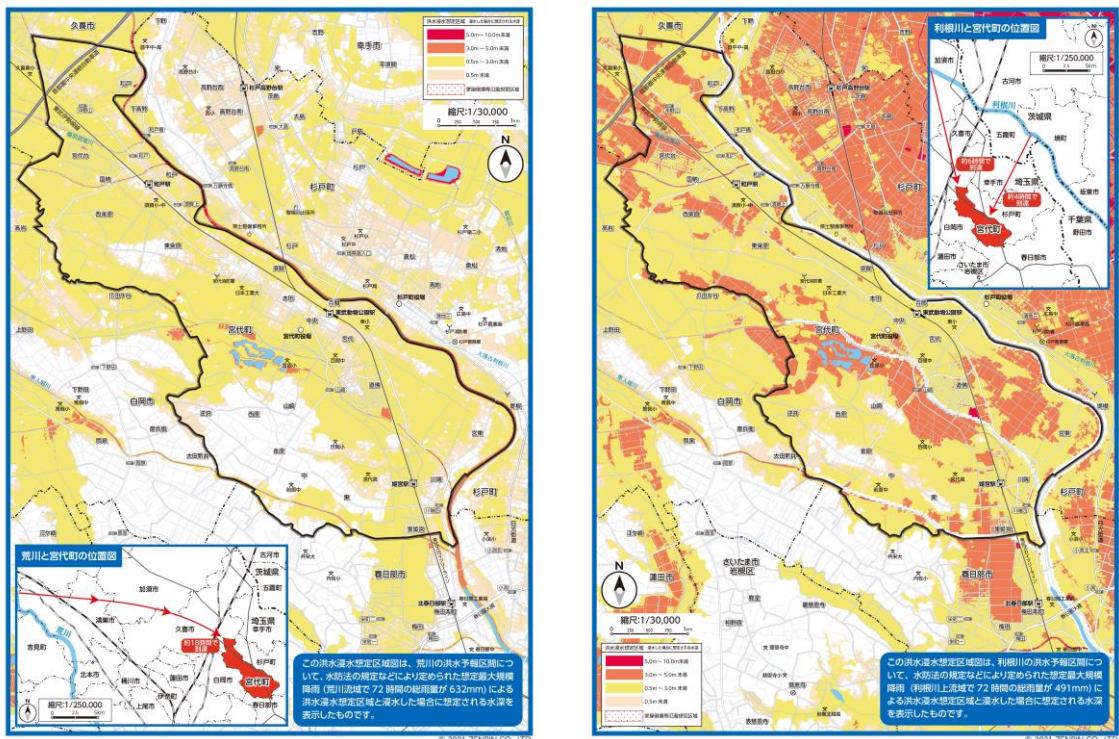
* 売却用の住宅 190戸含む

出典：住宅・土地統計調査

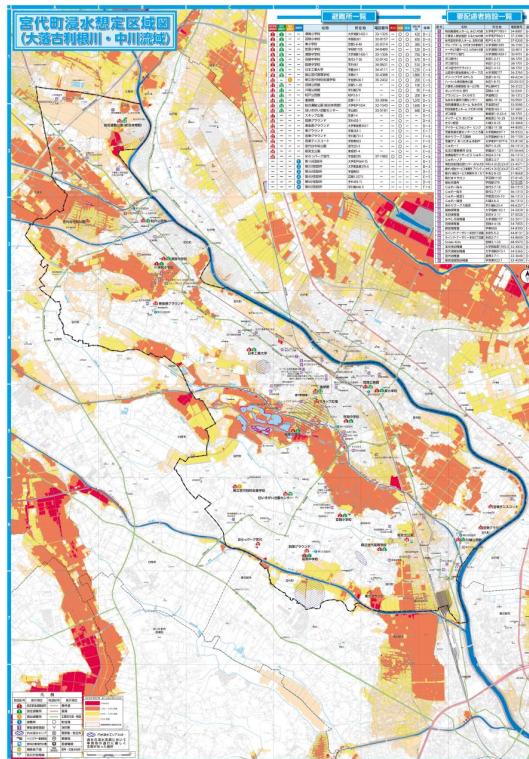
12 災害

- 河川に接する地理的特性から、町内に浸水想定区域が指定されています。首都圏での大規模な地震も予想される中で、安心・安全なまちづくりに向けた災害対策が必要です。

■浸水想定区域図（荒川、利根川）



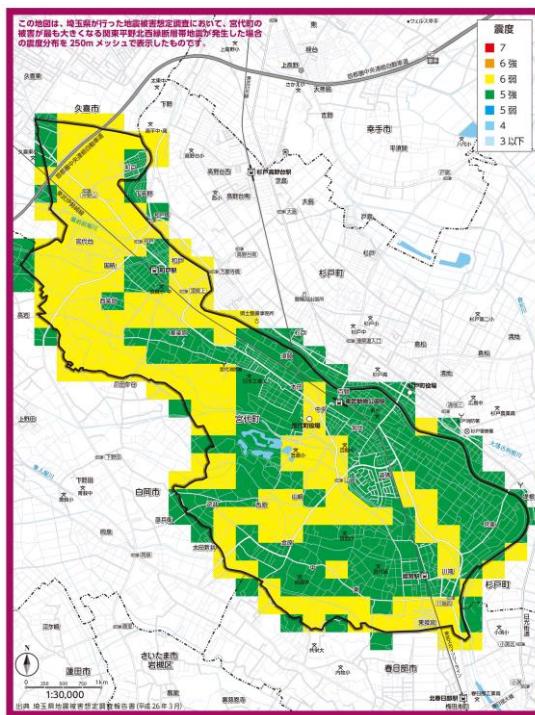
■浸水想定区域図（吉利根川）



出典：宮代町ハザードマップ

■揺れやすさマップ

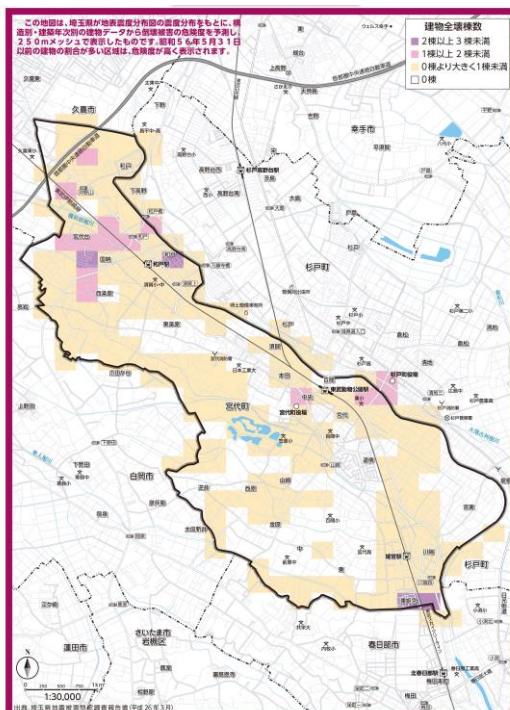
埼玉県が行った地震被害想定調査において、本町の被害が最も大きくなる関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合の震度分布を250mメッシュで表示したものです。町内概ね震度5強～6弱の揺れとなります。



出典：宮代町ハザードマップ

■地震危険度マップ

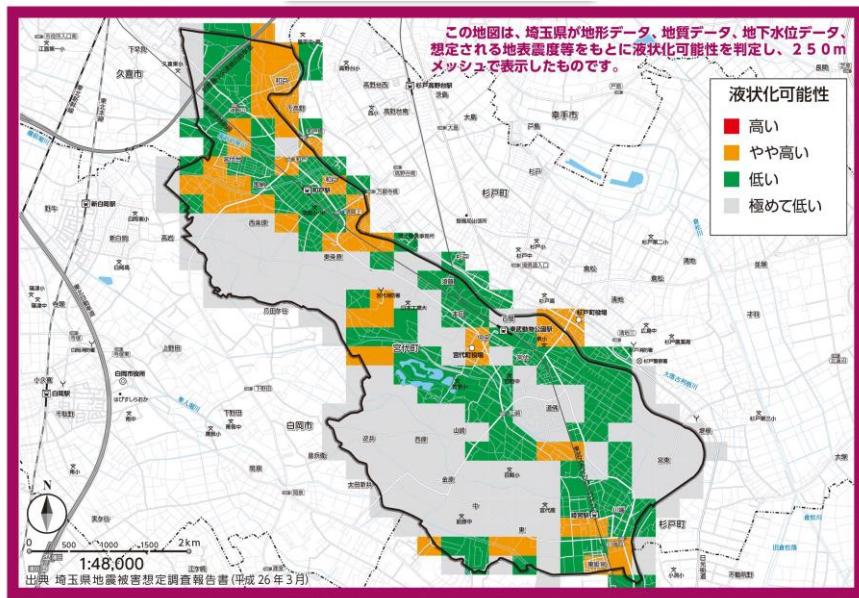
埼玉県が地表震度分布図の震度分布とともに、構造別・建築年次別の建物データから倒壊被害の危険度を予測し、250mメッシュで表示したものです。昭和56年5月31日以前の建物の割合が多い区域は、危険度が高く表示されます。町内概ね建物全壊棟数は1棟未満となります。



出典：宮代町ハザードマップ

■液状化可能性図

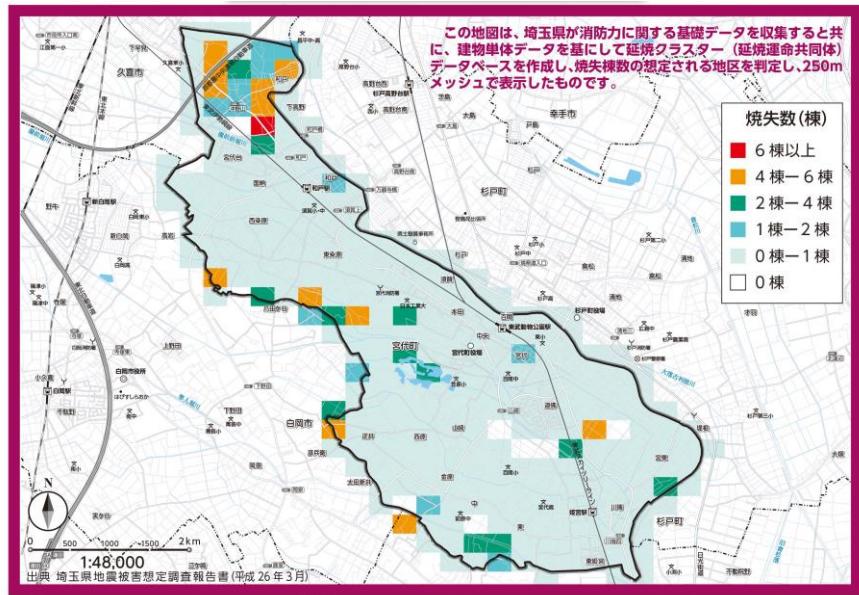
埼玉県が地形データ、地質データ、地下水位データ、想定される地表震度等をもとに液状化の可能性を判定し、250mメッシュで表示したものです。一部可能性が高い地域もありますが、概ね液状化の可能性は低くなっています。



出典:宮代町ハザードマップ

■焼失棟数予測結果図

埼玉県が消防力に関する基礎データを収集すると共に、建物単体データを基にして延焼クラスター（延焼運命共同体）データベースを作成し、焼失棟数の想定される地区を判定し、250mメッシュで表示したものです。町内概ね焼失棟数は1棟以下となっています。

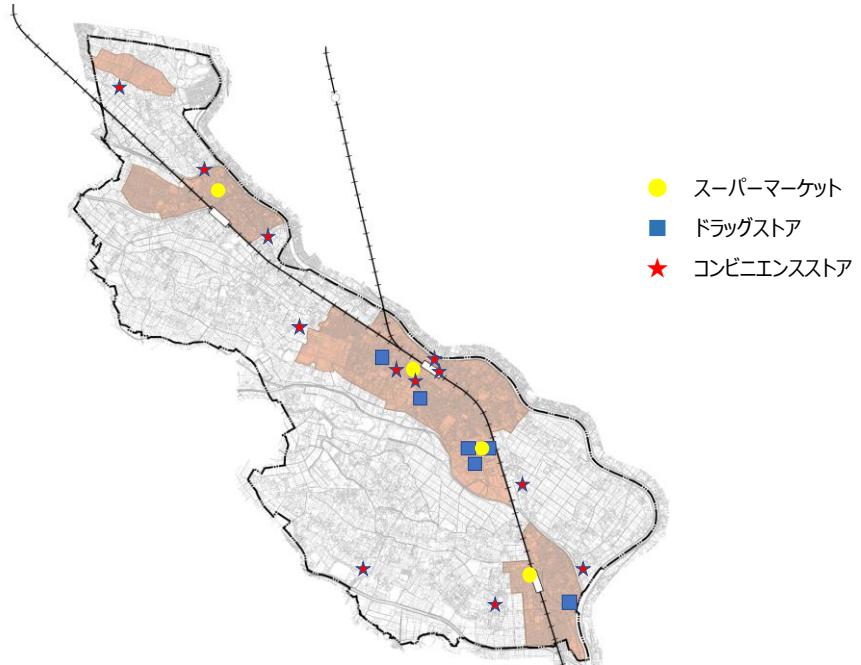


出典:宮代町ハザードマップ

1.3 区域別の施設立地数

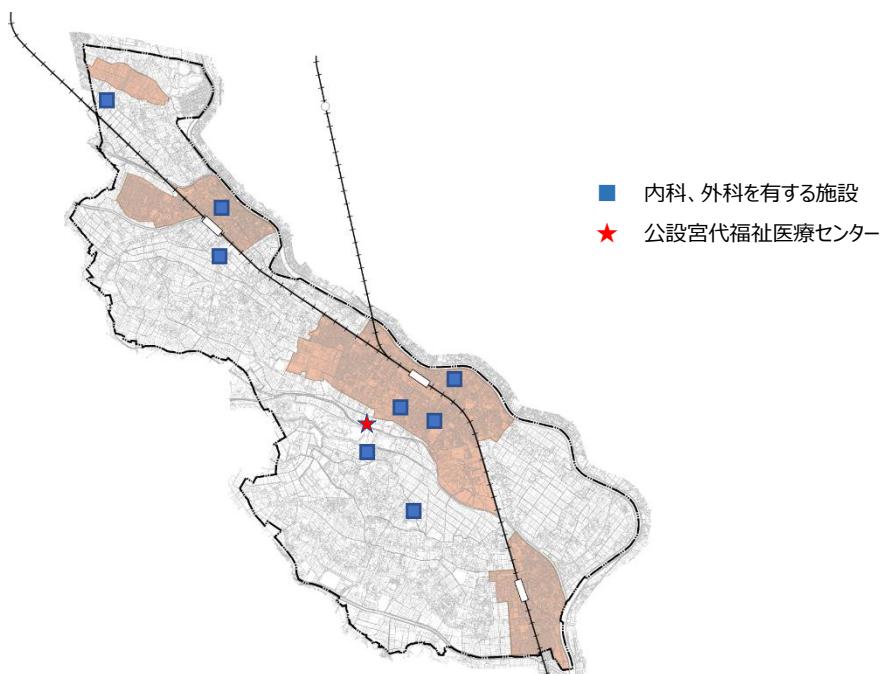
(1) 商業施設

- 日常生活に必要な施設は各駅周辺に立地しており、身近に買い物ができる環境が確保されています。
- 令和3年度に東武動物公園駅西口に大規模な商業施設が立地しました。



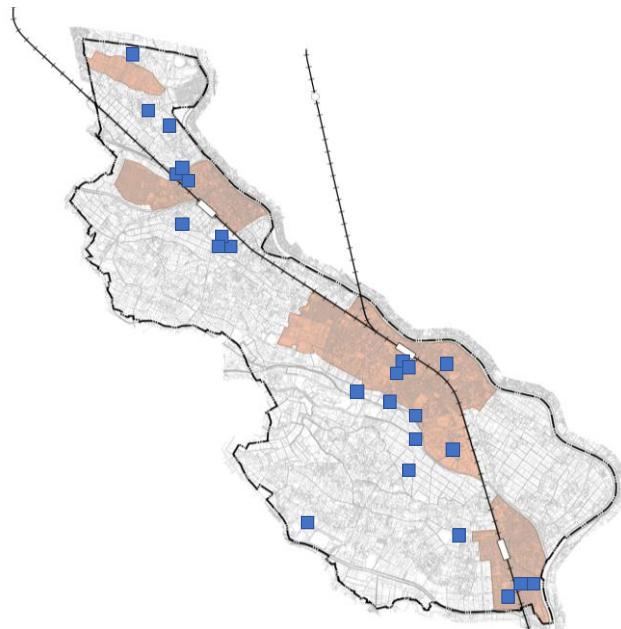
(2) 医療施設（内科・外科を有する施設）

- 住民の健康を支える医療施設（内科・外科を有する施設）の立地状況をみると、鉄道駅周辺から郊外部まで広く分布していますが、姫宮駅周辺には立地していません。
- 公共交通等でアクセスしやすく、町内どこからでも誰もが通院することができ、核となる総合的な医療施設の立地が望まれます。



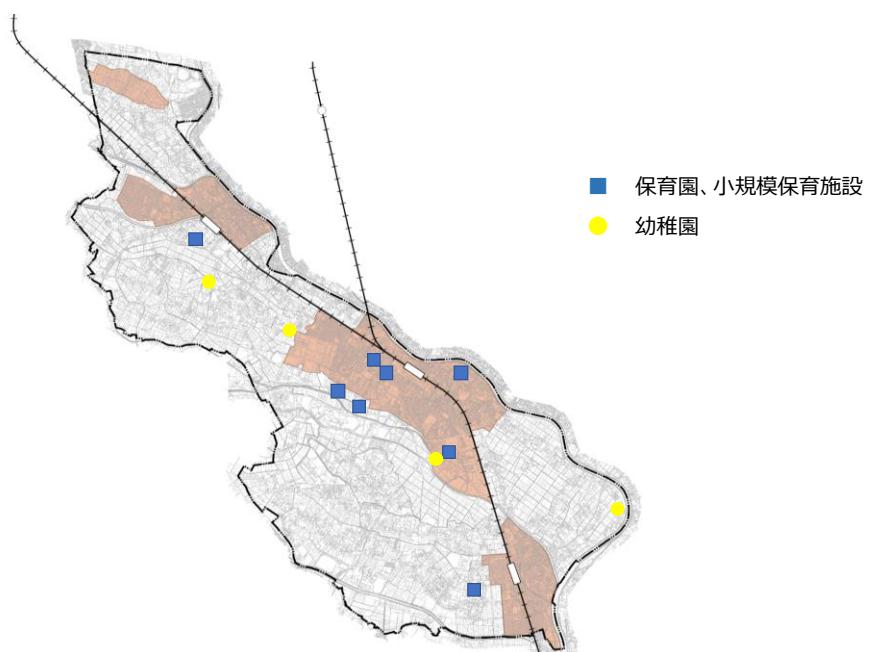
(3) 福祉施設（老人福祉・児童福祉・その他の福祉施設）

- 地域の福祉を支える主要な福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設、その他福祉施設）の立地状況をみると、鉄道駅周辺を中心に立地しています。



(4) 保育施設（保育園、小規模保育施設）、幼稚園

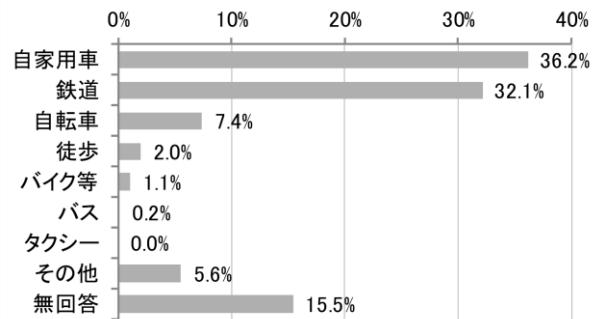
- 保育園は、保護者が労働・疾病等のために保育できない就学前の乳幼児を、保護者の委託を受けて保育する施設です。本町には私立保育園が 3 か所、公立保育園が 2 か所あります。
- 小規模保育施設は、平成 27 年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」による認可事業（地域型保育事業）の一つです。0 歳児から 2 歳児クラスの低年齢（定員 6～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。宮代町には私立小規模保育施設が 3 か所あります。
- 幼稚園は、学校教育法に基づく教育施設です。本町には私立幼稚園が 4 か所あります。



1.5 住民アンケート調査（出典：都市計画マスタープラン）

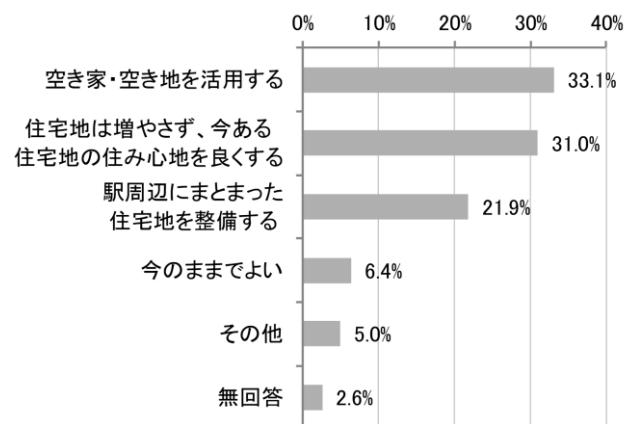
（1）日常の移動手段

- 通勤・通学先等への日常の移動手段は、「自家用車」が36.2%で最も高いものの、町内に3つの鉄道駅を有する特性から、「鉄道」の利用も32.1%と高い水準となっています。



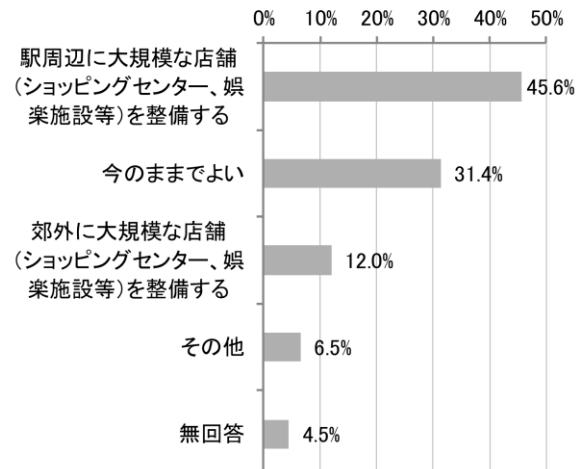
（2）住宅地のあり方

- 「空き家・空き地を活用する」や「住宅地は増やさず、今ある住宅地の住み心地を良くする」等、既存の住環境の改善・活用を求める割合が高くなっています。
- 「駅周辺にまとまった住宅地を整備する」も21.9%と、定住人口確保に向けた住宅地を希望する声もみられています。



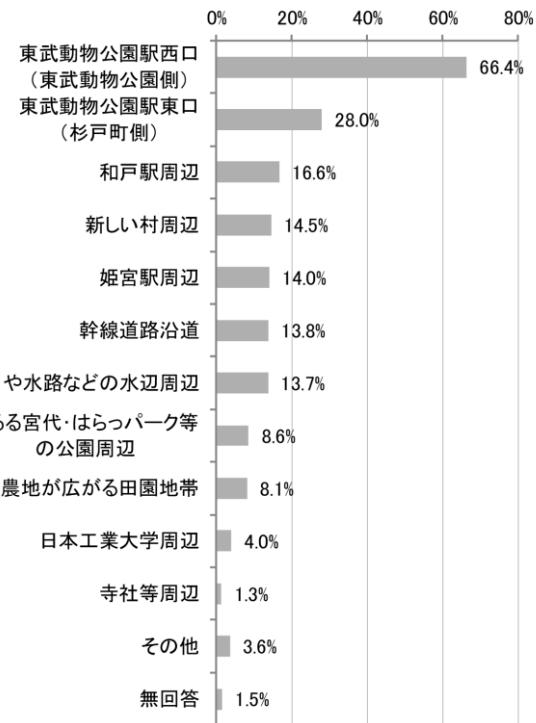
（3）商業地のあり方

- 「駅周辺に大規模な店舗（ショッピングセンター、娯楽施設等）を整備する」が45.6%と最も多く、町の拠点となる駅周辺での商業機能創出が期待されています。
- 「今までよい」も31.4%と高く、現状の商業環境に満足している住民や新たな商業地創出による居住環境への影響を懸念する住民も一定数みられます。



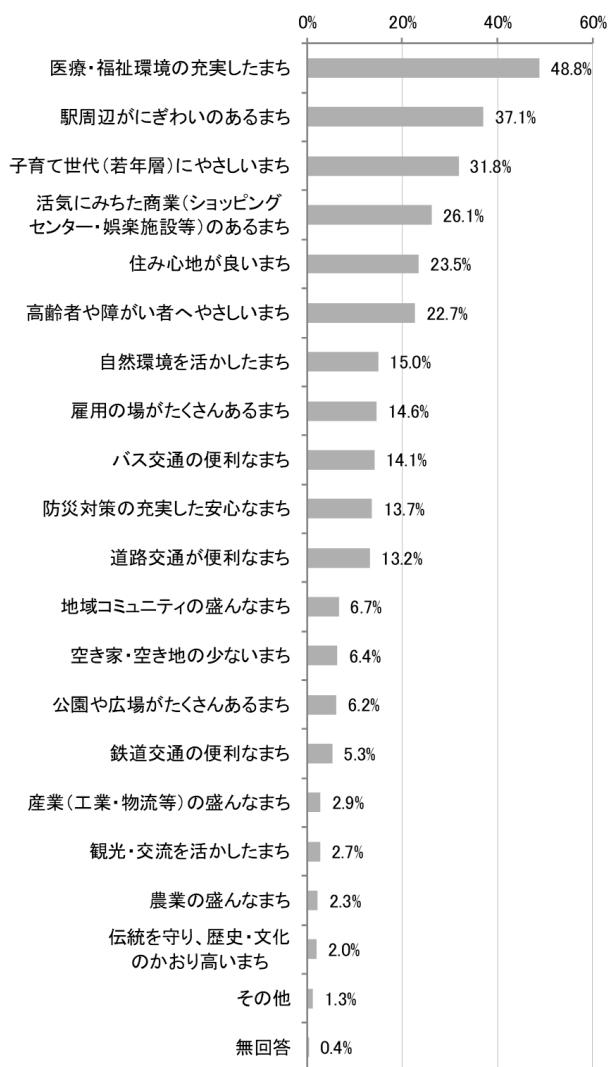
(4) 魅力向上のために整備すべきエリア

- 宮代町の魅力向上のために、どのエリアを中心には整備すべきかをお聞きしたところ、「東武動物公園駅西口（東武動物公園側）」が 66.4%と最も多く、土地区画整理事業によって整備された西口エリアでの新たな都市機能の整備・充実が期待されています。
- 都市計画道路の整備が進められている「東武動物公園駅東口（杉戸町側）」も 28.0%と高い割合を占めています。
- 「和戸駅周辺」や「姫宮駅周辺」「新しい村周辺」等、鉄道駅や既存の交流施設周辺での一体的な機能向上も期待されています。



(5) まちづくりを進めていくうえでの視点

- 宮代町が誰にとっても住みやすい、住み続けられるまちであるためには、これからどのような視点でまちづくりを進めていくべきかをお聞きしたところ、「医療・福祉環境の充実したまち」が 48.8%と最も多く、高齢化への対応の視点に立ったまちづくりが期待されています。
- 次いで「駅周辺がにぎわいのあるまち」が 37.1%、「子育て世代（若年層）にやさしいまち」が 31.8%、「活気にみちた商業（ショッピングセンター・娯楽施設等）のあるまち」が 26.1%となっています。子育て世代の転入が多い本町の特性から、若い世代が宮代町に住みたいと思えるような魅力的なまちづくりも求められています。



Ⅱ 課題の整理

都市計画マスターplanの目指すまちづくりの目標と本町の持続可能なまちづくりに向けた課題を整理します。

人口特性に関する課題

▶人口減少対策、高齢化対策が必要

- 新たな住宅地の整備に伴う子育て世代の転入増加により、本町の人口は微増傾向にありました。一方で、65歳以上の老人人口も増加しており、高齢化が進行しています。

▶市街地の低密度化対策が必要

- 全国的に人口減少社会を迎える中で、本町においても既存住宅地の空洞化による、まちの魅力や利便性の低下も懸念されることから、持続可能な都市として市街地の人口密度を確保していくためにも、住民が将来にわたって本町で暮らしたいと感じられるような“質”的高い居住環境づくりが求められます。
- これからの住宅地のあり方に係る住民意向でも、「住宅地は増やさず、今ある住宅地の住み心地を良くする」「空き家・空き地を活用する」といった意向が高く、既存の居住環境の改善が求められています。
- 市街化調整区域へのスプロール化がみられるため、市街化調整区域への一定の土地利用の拡散を抑えることが必要となります。
- 人々が暮らす場所、潤いを与える貴重な緑、豊かな自然や農地の保全等を行う場所等、メリハリをつけたまとまりのある居住地形成が必要です。

都市機能誘導施設に関する課題

▶町の活力や便利な暮らしを支える拠点の維持・誘導が必要

- 日常生活に必要な各施設は、都市計画マスターplanに位置づけられる拠点周辺に一定の集積がみられます。しかし、市街地での高齢化の進行や空き家の増加が進んでおり、拠点性が低下する恐れがあります。それにより、都市における住民の生活利便性や都市の活力、賑わいの低下を招く恐れがあります。
- 医療や商業施設の立地が限られており、住民の生活利便性や町の地域経済循環を高めるためにも、新たな医療・商業機能の誘導が求められます。
- 東武動物公園駅は町の中心拠点として都市機能施設の集積等これからも更に活用していくことが必要となります。
- 市街化調整区域については、周辺住民の日常生活の利便性を今後も確保できるよう、生活サービスの維持を図る必要があります。
- 誰もが安心・安全に都市施設に移動できるよう、狭隘道路の解消等交通安全性の確保が必要となります。

公共交通に関する課題

▶現在の公共交通の維持及びそれを補完する対策が必要

- 本町には、各地区の拠点となる鉄道駅を3駅有しており、駅を中心に市街地が形成されています。また、循環バスにより、市街化区域においては概ね交通網が網羅していることから、住民の町内移動や駅間の移動を支えるためにも、今後も維持・継続していく必要があります。
- 公共交通においては、今後自家用車の運転が困難となる高齢者の利用増加が見込まれ、公共交通のニーズが増えるとともに高齢者のニーズにも対応した公共交通サービスの検討が必要となります。
- 中心拠点である東武動物公園駅を中心に、様々な交通軸に対する強化が必要であるとともに、町の東西にアクセスできる交通網についても検討していく必要があります。

災害に関する課題

▶居住環境の安全性に関する対策が必要

- 河川に接する地理的特性から、町内に浸水想定区域が指定されているため、安全性を高めるための対策が必要となります。
- 歩道がない道路や狭隘道路が存在し、避難路として安全性を保てる道路整備が必要となります。

財政状況からみた課題

▶計画的なまちづくりに関する対策が必要

- 本町の歳入・歳出はともに、増加傾向にありますが、引き続き持続可能な都市経営に向けた安定した行財政運営が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、今後益々財政状況が厳しくなると予想されるため、施策事業の明確化や優先順位等の検討及び対策が必要となります。

III 上位計画・関連計画

1 上位計画・関連計画の整理

立地適正化計画においてのまちづくりの基本的な理念を設定するため、上位計画である「第5次宮代町総合計画」内の全体構想及び「宮代町都市計画マスタープラン」内の将来都市構造を整理します。

本町の都市計画の基本的な方針を定めた「宮代町都市計画マスタープラン」では、本町がこれまで積み重ねてきたまちづくりを継承しつつ、更に暮らしやすいまちづくりへと繋げていくための目標を定めています。

(1) 上位計画

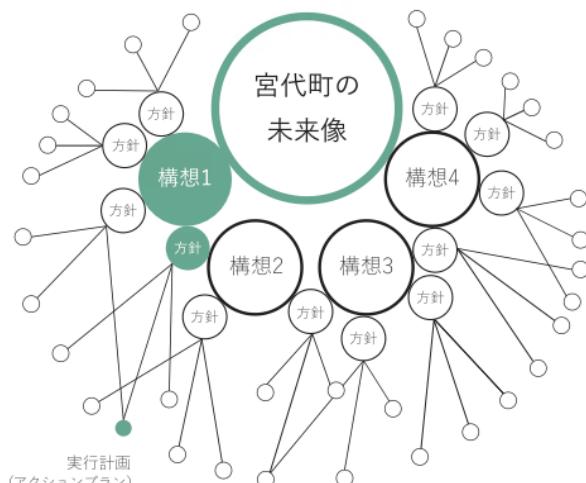
第5次宮代町総合計画(令和3年3月策定)

❖ 未来像

首都圏でいちばん人が輝く町

❖ 未来像を実現するための構想

- ① 宮代らしさを価値として高めていく
- ② コンパクトな町の強みを活かす
- ③ さまざまな活動や主体を生み出す
- ④ 社会環境の変化に対応し行政運営
を変化させ続ける



本計画の構成イメージ図

❖ 将来人口

令和12年度(2030年度) 34,000人(目標人口)

宮代町都市計画マスタープラン(令和3年4月策定)



❖ まちづくりの理念

笑顔をまもり未来へつなぐ

❖ まちづくりの目標

- ① 誰もが安全に安心して住み続けられるまちづくり
- ② 賑わいと活力のあるまちづくり
- ③ 農と共生したまちづくり
- ④ 多様な主体との協働で支えるまちづくり

❖ 将来都市構造

■ 東武動物公園駅周辺を「まちなか拠点」、和戸駅及び姫宮駅周辺を「生活拠点」とし、東武伊勢崎線や主要な広域幹線道路網等を主要な動線の軸としています。

【まちなか拠点】

賑わいを創出する拠点。商業・業務・行政・医療・福祉等、多様な都市機能の集積と維持・充実を図る地域

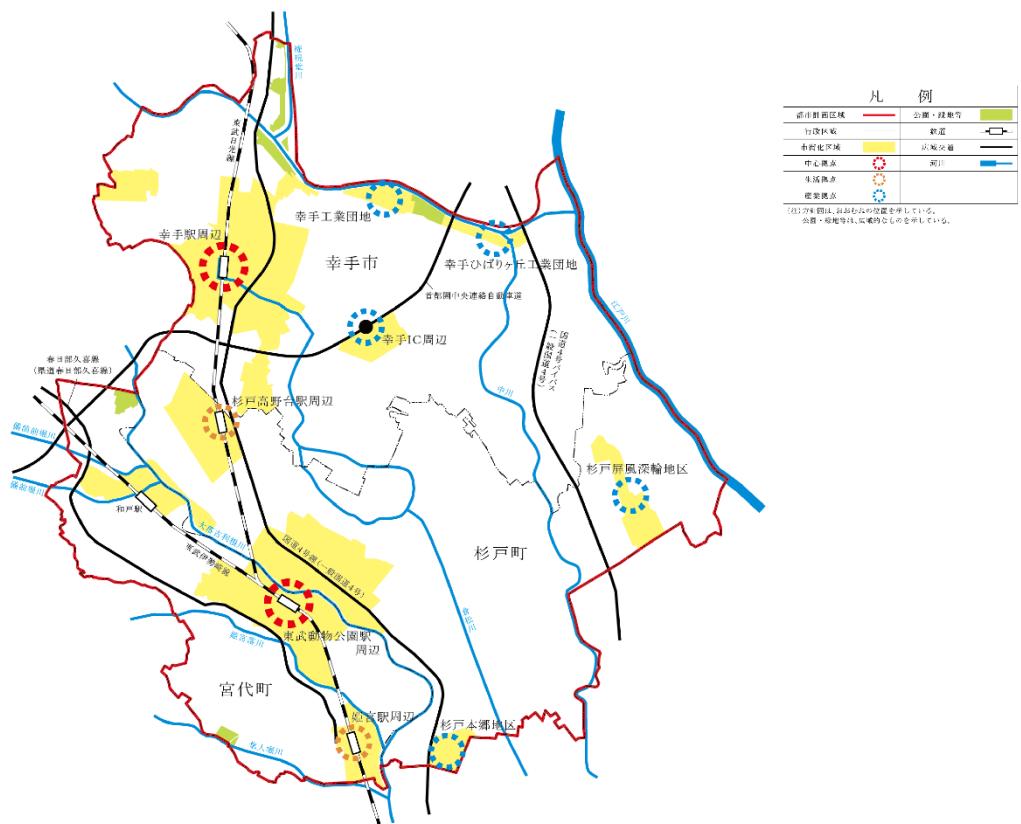
【生活拠点】

周辺住民の日常生活の拠点として、商業・サービス等の暮らしに必要な都市機能の維持・充実を図る地域

【ふれあい交流拠点】

町内外から多くの人が集まる交流拠点として、既存機能の適正管理と機能の充実を図る地域

幸手都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成29年1月策定)



❖ まちづくりの基本理念

- ① コンパクトなまちの実現
- ② 地域の個性ある発展
- ③ 都市と自然・田園との共生

❖ 地域毎の市街地像

【中心拠点】

幸手駅や東武動物公園駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設等多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する。

【生活拠点】

杉戸高野台駅や姫宮駅の周辺は、商業施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設等が充実した地域生活を支える拠点を形成する。

❖ 区域区分

本都市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第7条第1項第1号のイに基づき、本都市計画に区域区分を定めるものとする。

(2) 都市施設（機能）主な関連計画

都市施設(機能)配置方針・計画	
～宮代町子ども・子育て支援事業計画～ (令和2年3月策定)	～みやしろ健康福祉プラン～
<ul style="list-style-type: none">❖ 基本理念 ひろがる子育ての輪、 夢と笑顔をはぐくむまち❖ 基本目標<ul style="list-style-type: none">① つながりあう子育てしやすいまち② あたたかい心で子育てをささえあうまち③ 仕事に子育てにゆとりをもてるまち④ 安心・安全な環境で豊かな心が育つまち	<ul style="list-style-type: none">❖ 基本理念 高齢者の尊厳が守られ自分らしくいきいきと生きるまち❖ 基本理念 このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく
～第2期公共施設マネジメント計画～ (令和4年3月策定)	
<ul style="list-style-type: none">① 第1期公共施設マネジメント計画（平成23年11月策定）の振り返り② 地域コミュニティの拠点となる「地域の中心施設」の機能と役割の具現化③ 「地域の中心施設」をハブとする持続的な地域づくり④ 産学官民の連携によるエリアマネジメント⑤ 個別更新施設の方針に基づく施設の機能移転・統合	

(3) 災害関連計画

宮代町地域防災計画(令和4年5月改訂)	
<ul style="list-style-type: none">・ 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、各種通信媒体を用いた伝達手段の多重化、多様化を検討していきます。・ 防災ガイドブックに基づく防災訓練を実施するとともに、洪水予報・水位到達情報の伝達方法、避難場所等について、情報等を視覚的に表したハザードマップを活用し、住民に周知します。	

宮代町国土強靭化地域計画(令和4年3月策定)	
<ul style="list-style-type: none">❖ 基本目標<ul style="list-style-type: none">① 町民の命を最大限守ること。② 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること。③ 町民の財産及び公共施設の被害を出来る限り軽減すること。④ 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること。	

IV まちづくりの方針

1 目指すべきまちの骨格構造

本計画では、行政機能等各種の都市機能が集積し町の中心的な役割を担っている東武動物公園駅周辺地域を中心拠点とし、既存住宅地であり主要な生活拠点の役割を担っている和戸駅、姫宮駅周辺地域を生活拠点として、将来にわたり身近な場所で安心して快適に生活ができるよう、3つの核となる地域の生活環境の維持向上を図ります。

また、中心拠点となる東武動物公園駅周辺地域への都市機能の集約、既存集落と中心拠点とをつなぐ交通ネットワークを充実することにより、便利で暮らしやすい市街地の形成を図るとともに、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進します。

■拠点と基幹的な公共交通軸のイメージ

拠点類型	地区の特性	設定すべき場所の例	地区例
中心拠点	市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、市民に、行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点	▶ 特に人口が集積する地区 ▶ 各種の都市機能が集積する地区 ▶ サービス水準の高い基幹的な公共交通の結節点として市内各所から基幹的公共交通等を介して容易にアクセス可能な地区 ▶ 各種の都市基盤が整備された地区	○中心市街地活性化基本計画の中心市街地 ○市役所や市の中心となる鉄軌道駅の周辺 ○業務・商業機能等が集積している地区等
地域／生活拠点	地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパーなど、主として日常的な生活サービス機能を提供する拠点	▶ 周辺地域に比して人口の集積度合いが高い地区 ▶ 日常的な生活サービス施設等が集積する地区 ▶ 徒歩、自転車又は端末公共交通手段を介して、周辺地域から容易にアクセス可能な地区 ▶ 周辺地域に比して都市基盤の整備が進んでいる地区	○行政支所や地域の中心となる駅、バス停の周辺 ○近隣商業地域など小売機能等が一定程度集積している地区 ○合併町村の旧庁舎周辺地区等

公共交通軸の特性	対象となる公共交通路線の考え方
基幹的な公共交通軸 中心拠点を中心に地域／生活拠点、居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保する公共交通が運行する軸	▶ 一定以上のサービス水準を有する路線であり、一定の沿線人口密度があり、かつ公共交通政策でも主要路線として位置づけられるなど、サービス水準の持続性が確保されると見込まれる路線 ▶ 中心拠点と地域／生活拠点、各拠点と居住を誘導すべき地域とを結ぶ路線

出典：立地適正化計画作成の手引き

■まちづくりの方針（ターゲット）の実現に向けて、目指すべきまちの骨格構造を定めます。

【拠点】

拠点類型	地域	拠点施設	基本方針（宮代町都市計画マスターplan）
中心拠点	東武動物公園駅 周辺地域	役場、進修館、百間公民館 東武動物公園駅	本町の賑わいを創出する拠点として、商業・業務・行政・医療・福祉等、多様な都市機能の集積と維持・誘導を図ります。
生活拠点	和戸駅周辺地域	和戸駅、和戸公民館	周辺住民の日常生活の拠点として、商業・サービス等の暮らしに必要な都市機能の維持・充実を図ります。
	姫宮駅周辺地域	姫宮駅、川端公民館	

【公共交通軸】

公共交通軸	基本方針（出典：宮代町都市計画マスターplan）
東武伊勢崎線 東武日光線	通勤・通学や広域移動をさせる交通軸として、引き続き、事業者との連携による路線の維持・充実を図ります。

【公共交通網】

地域	基本方針（出典：宮代町都市計画マスターplan）
循環バス、デマンド交通	住民の高齢化を見据え、自家用車に頼らなくても目的地まで円滑な移動が可能となるように、町循環バスの更なる活用やデマンド交通等の導入を検討し、持続可能で利便性の高い公共交通網の構築を目指します。

【道路軸】

路線名	基本方針（出典：宮代町都市計画マスターplan）
広域連携道路	本町と周辺都市を繋ぐ広域交通網の整備が重要です。都市間の交流がより一層図られるよう、関係機関との連携を図りながら計画的な整備に努めます。
地域連携道路	拠点を中心とした集約型都市構造の実現のためには、広域交通網を補完し、居住地と各拠点を繋ぐ拠点間道路網の維持・充実に努めます。



～観光・地域の拠点～



～新しい村・東武動物公園周辺地域について～

- 東武動物公園駅から徒歩 10 分～15 分ほどのエリアに観光資源が集積しています。

東武動物公園駅西口は土地区画整理事業で整備され、駅前のメイン道路である都市計画道路東武動物公園駅西口駅前通り線を進むと「役場」、「進修館」等、町の主要な施設へと続き、そこから少し歩くと「東武動物公園」や「新しい村」につながっていきます。

- 宮代町に古くからある切妻型瓦葺きの二階建て農村住宅を具体的モチーフとした赤い外壁と瓦屋根のユニークな「笠原小学校」、知識や情報を得られる「町立図書館」、動物園に遊園地も併設また夏はプールもオープンする「東武動物公園」、農に親しむ「新しい村」、さいたま緑のトラスト保全第 5 号地「山崎山の雑木林」等、自然を満喫することができる観光資源が充実している地域で、市街化調整区域ではありますが、今後も町にとって重要な拠点のひとつです。
- 町に暮らす人も町外から訪れる人も拠点と拠点をつなぐ道路や面を軸として、駅前から駅前通りににぎわいを広げ、つなげていく、にぎわいや交流が生まれる拠点や軸の活性化を図ることが必要です。
- コンパクトな町の特性を活かし、各駅をスタートとした魅力いっぱい、ぶらり宮代の歴史旅が楽しめるウォーキングコースもあります。駅を拠点とし誰もが楽しめるまちづくりを維持していくことが必要です。

2 問題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）

整理した課題や上位計画等を踏まえ、本町における持続可能なまちづくりに向けた誘導方針（ストーリー）を設定します。

【まちづくりの方針（ターゲット）】

暮らしたいまち 暮らし続けたいまち

【誘導方針（ストーリー）】

歩いて暮らせるまちづくり及び
広域的な交通ネットワークの形成

- ◇ 公共交通ネットワークの充実
- ◇ まちなかの回遊性や生活利便性の向上
- ◇ 広域的なアクセスの向上

良好な居住環境の推進と
既存ストックの活用

- ◇ 空き家等の有効活用の促進
- ◇ 暮らしたい・暮らし続けたい“質”の高い居住空間の確保
- ◇ 地域コミュニティの維持
- ◇ 安心・安全な居住環境の整備

日常生活を支える施設機能の誘導
及び持続可能な拠点の形成

- ◇ 日常生活を支える都市機能の充実
- ◇ 拠点的な都市機能施設の誘導

*元々コンパクトなまちづくりのため、市街化調整区域の居住地においても多くの方が生活しています。そのため自然豊かな環境と調和した生活環境を維持するため、地域のニーズを踏まえながら生活の利便性が大きく低下することがないよう努めます。

第3章 居住誘導区域

I 居住誘導区域の考え方

II 居住誘導区域

I 居住誘導区域の考え方

1 居住誘導区域の考え方

■居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるよう定めるべきです。

出典：第12版都市計画運用指針

■居住誘導区域を定められることが考えられる区域

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができる区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

出典：第12版都市計画運用指針

■居住誘導区域設定の留意点

▼法令等により居住誘導区域に設定することが望ましくない区域

居住誘導区域に含まうこととされている区域	<ul style="list-style-type: none">・市街化調整区域・災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域・農用地区域等・自然公園法に規定する特別区域、保安林の区域等・土砂災害特別警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・浸水被害防止区域
原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域	<ul style="list-style-type: none">・津波災害特別警戒区域・災害危険区域
居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべきである区域	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒区域・津波災害警戒区域・浸水想定区域・土砂災害防止法の基礎調査、津波浸水想定における浸水の区域、都市浸水における都市浸水が想定される区域及びその他災害の発生のおそれのある区域

▼慎重に判断を行うことが望ましい区域

居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域	<ul style="list-style-type: none">・工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域・特別用途地区、地区計画のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域・過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきでないと市町村が判断する区域
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none">・生産緑地地区等将来にわたり保全することが適当な農地については、居住誘導区域に含めず、市民農園その他の都市農業振興施策等との連携により、その保全を図ることが望ましい。

出典：第12版都市計画運用指針

■宮代町における居住誘導区域の考え方

国が示す基本的な考え方を踏まえつつ、本町は既にコンパクトな市街地が形成されていることを考慮し、下記の条件を満たすエリアを基本に市街化区域内に居住誘導区域を設定します。

ポイント1

基盤整備が既に行われている区域

新規投資にかけられる予算が減少する中で、既存のインフラを最大限活用するため、これまで居住地としてインフラ投資が行われてきた区域で新たな投資が不要な区域を対象に居住を促進します。

土地区画整理事業で一体的な宅地開発及び都市機能の誘導が見込まれる区域

- ▶ 道仏地区
- ▶ 東武動物公園駅西口地区

公共下水道が整備されている区域

- ▶ 市街化区域全域

民間による団地開発により公園・遊水池・道路網等良好な住環境が整っている区域

- ▶ 宮代台団地
- ▶ 宮代学園台団地
- ▶ 姫宮団地（北地区・南地区）

ポイント2

まちの拠点に歩いて暮らせる区域

町のにぎわい拠点となるエリアへ、徒歩または公共交通機関でアクセスが可能なエリアに居住を促進し、歩いて暮らせる利便性の高い市街地づくりに取り組みます。

町の拠点を中心としたエリア、公共交通の利便性が高いエリア

▶ 中心拠点（拠点施設） 東武動物公園駅、町役場、進修館、百間公民館

▶ 生活拠点（拠点施設） 和戸駅、和戸公民館

▶ 生活拠点（拠点施設） 姫宮駅、川端公民館

* 宮代町都市計画マスターplanにおける拠点名称（まちなか拠点、生活拠点）

▶ 各拠点施設から概ね半径800m圏域とします。

* 都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）における徒歩圏の定義

ポイント3

居住誘導区域に適さない区域

大規模な公共施設用地や将来的に居住地として転用される可能性の低い土地等については、居住誘導区域から除外します。

❖ 居住誘導区域から除外する区域

工業地域、地区計画のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域

▶ 宮代和戸横町地区

準工業地域

▶ 川端4丁目地区（一部）

教育施設等の大規模宅地

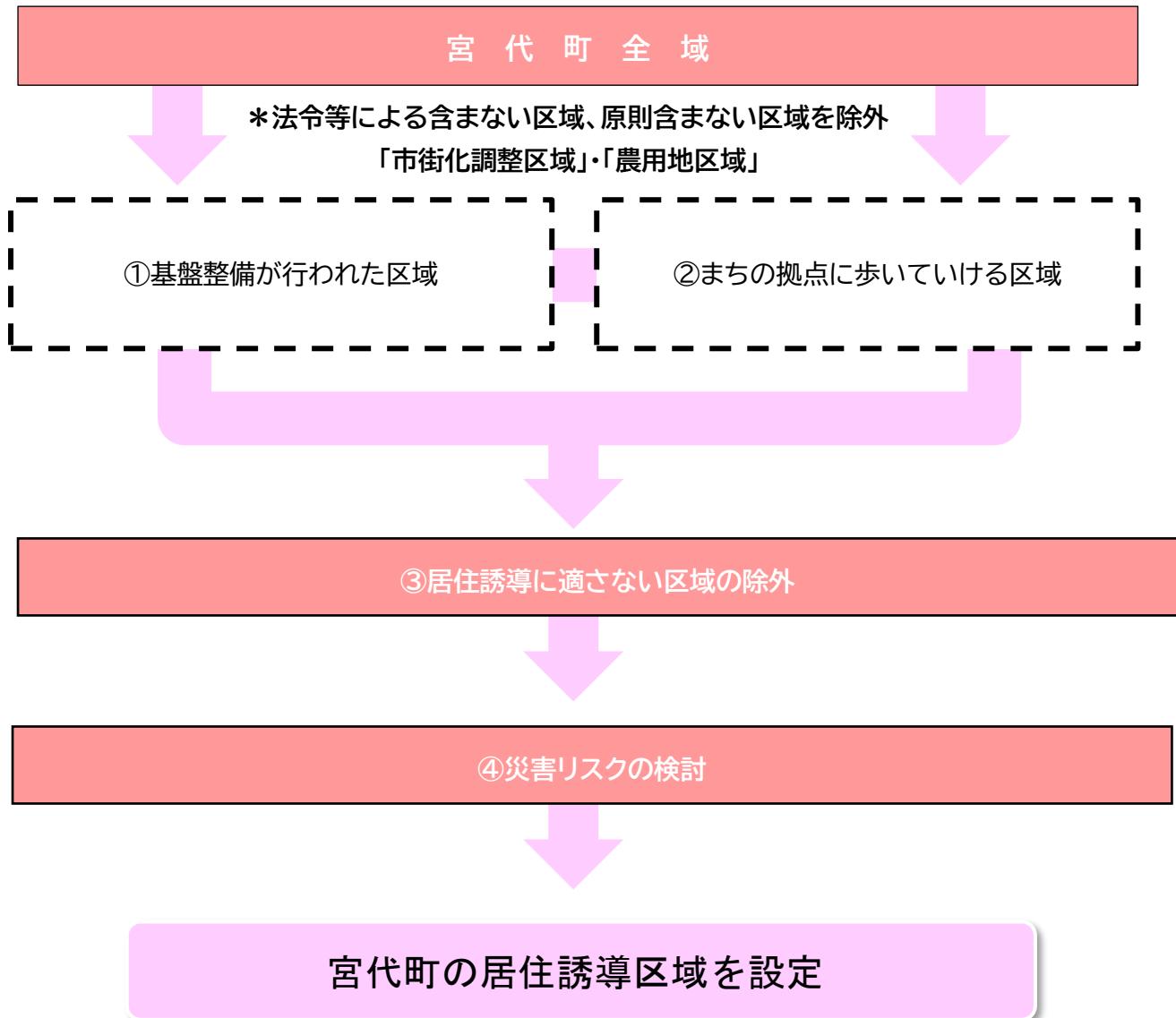
▶ 日本工業大学

ポイント4

災害の危険性が低く、居住に適した区域

法令により居住誘導区域に含まれないとされている災害の危険性のある区域いわゆるレッドゾーンは、本町には存在しません。また、本町には原則含まれないとされている災害の危険性のある区域の内の、浸水想定区域が市街地内に存在していますが、市街地内はすでに人口密度の高い居住地であり、都市基盤が整備されていることから誘導区域から除外することは現実的ではありません。しかしながら、住民の安心・安全な居住環境を確保する必要があることから、浸水想定区域については、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進します。

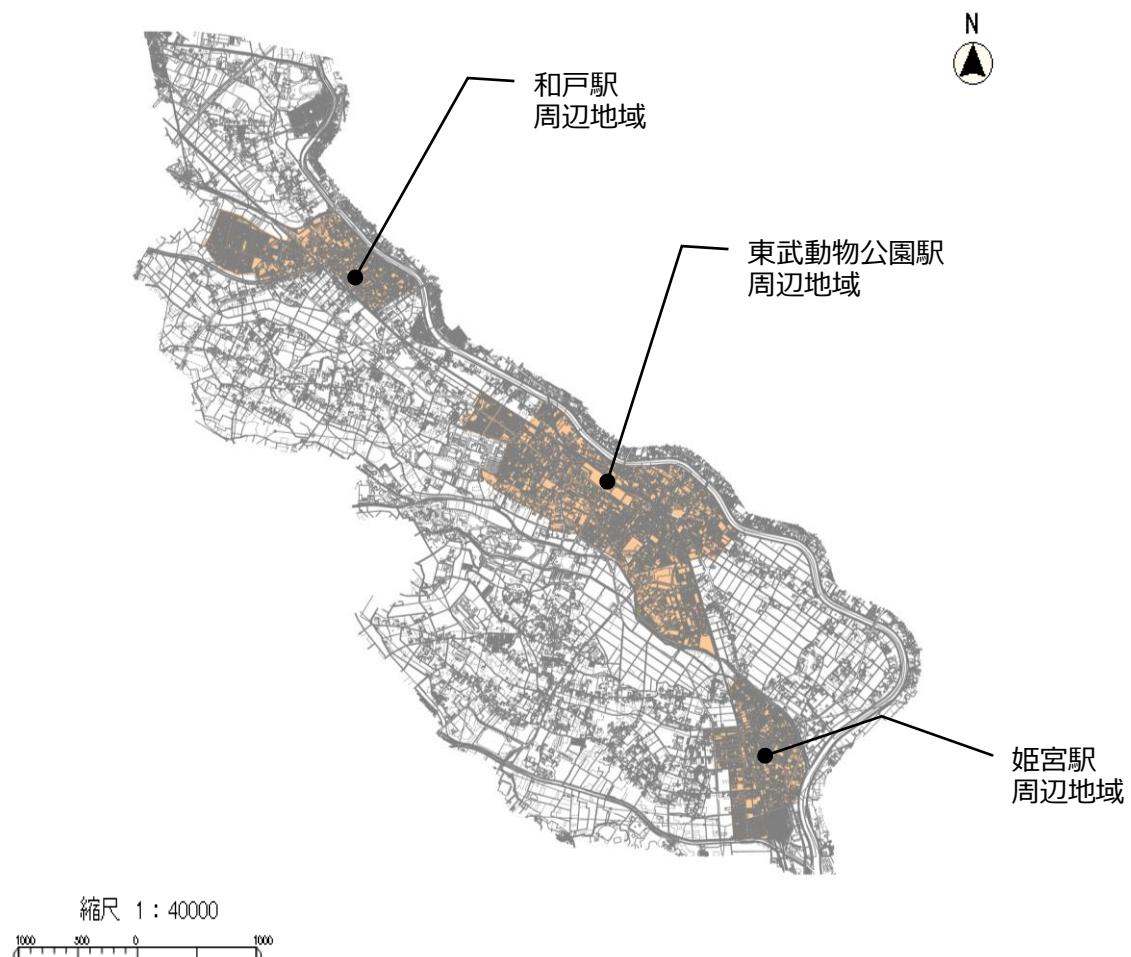
【図：抽出フロー】



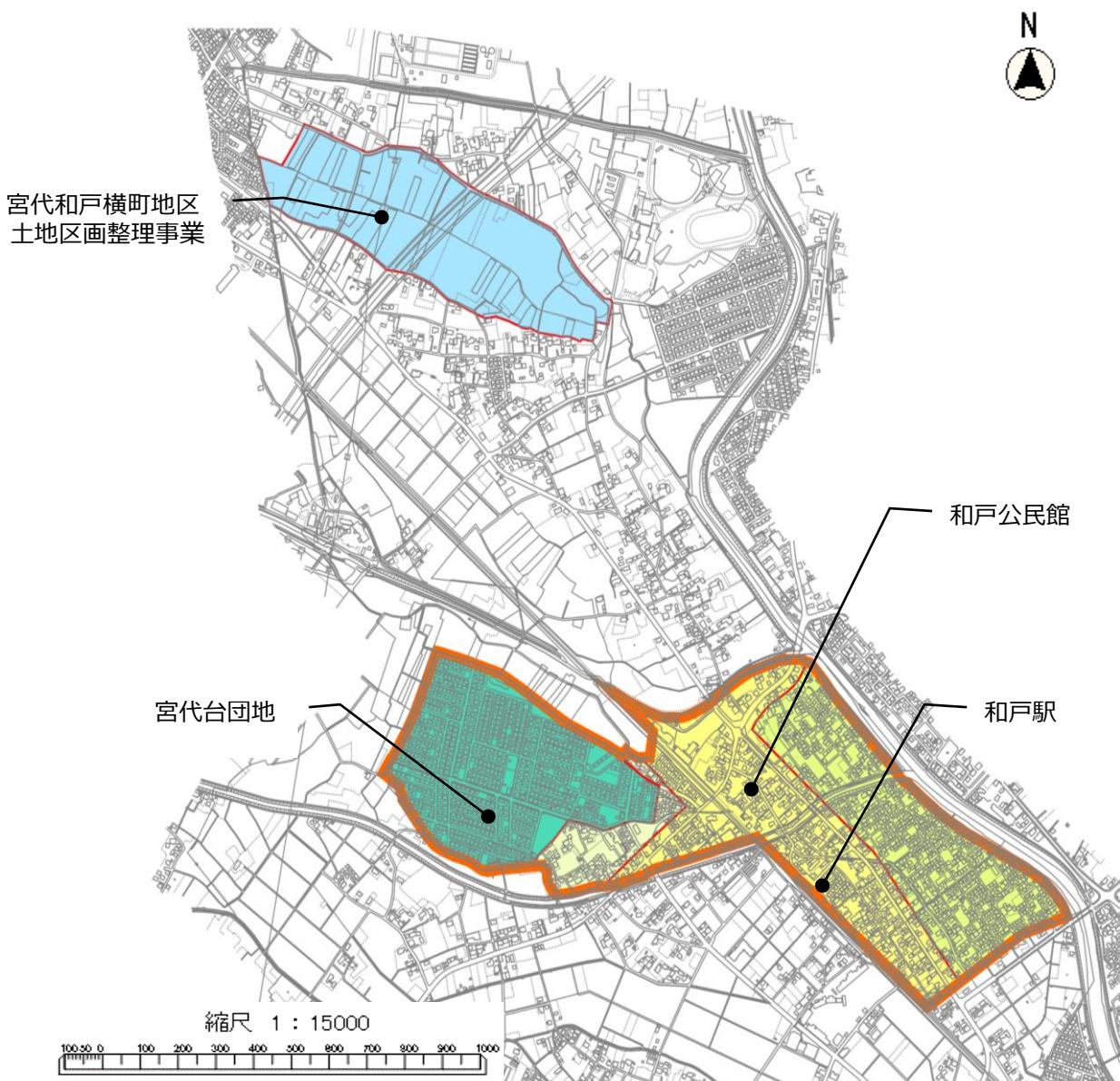
II 居住誘導区域

I の条件を満たした区域を、本町における居住誘導区域として設定します。

市街化区域面積	居住誘導区域面積（市街化区域面積に占める割合）
366ha	約334ha（約91%）



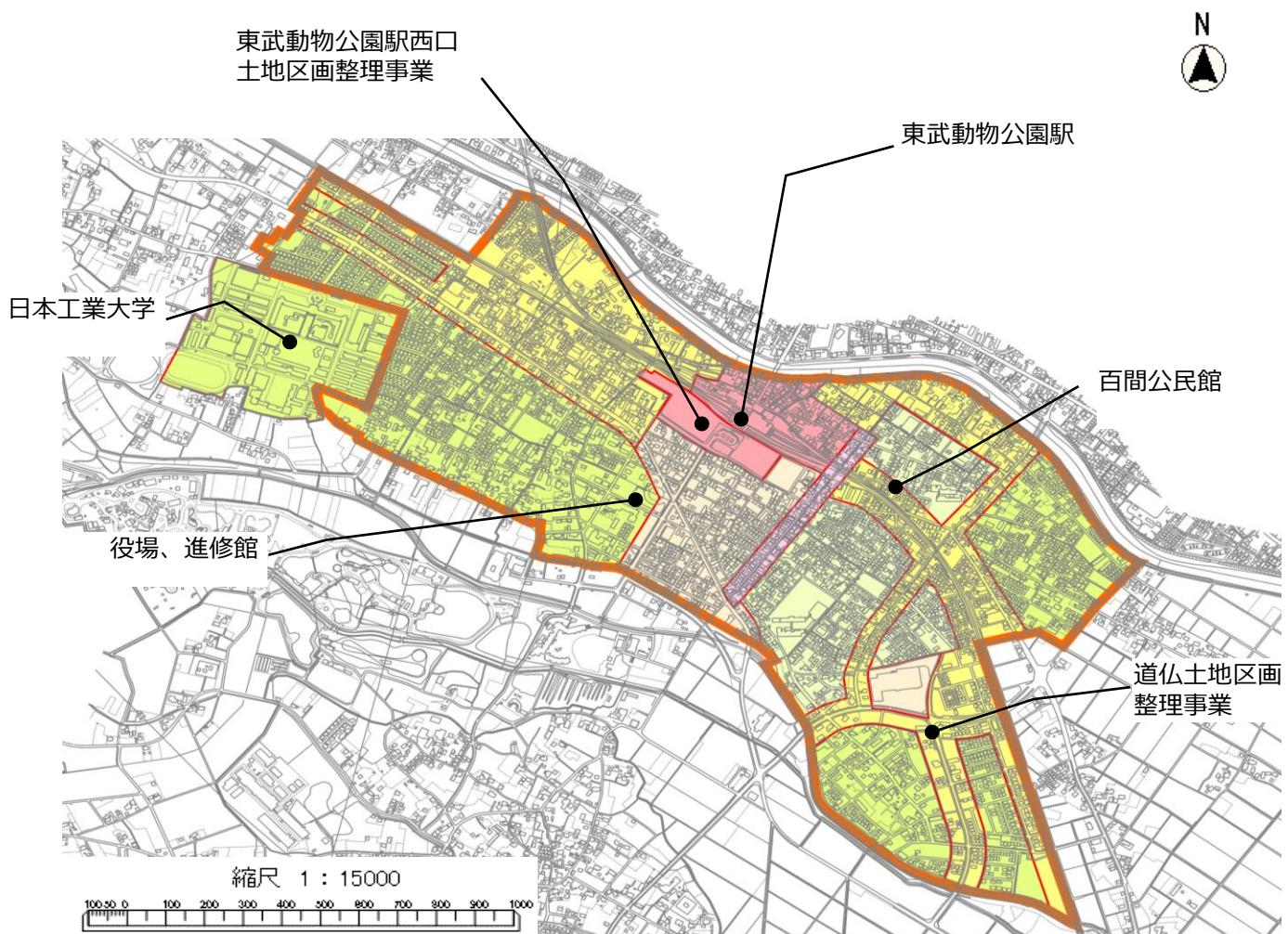
■和戸駅周辺地域



居住誘導区域

市街化区域（用途別）

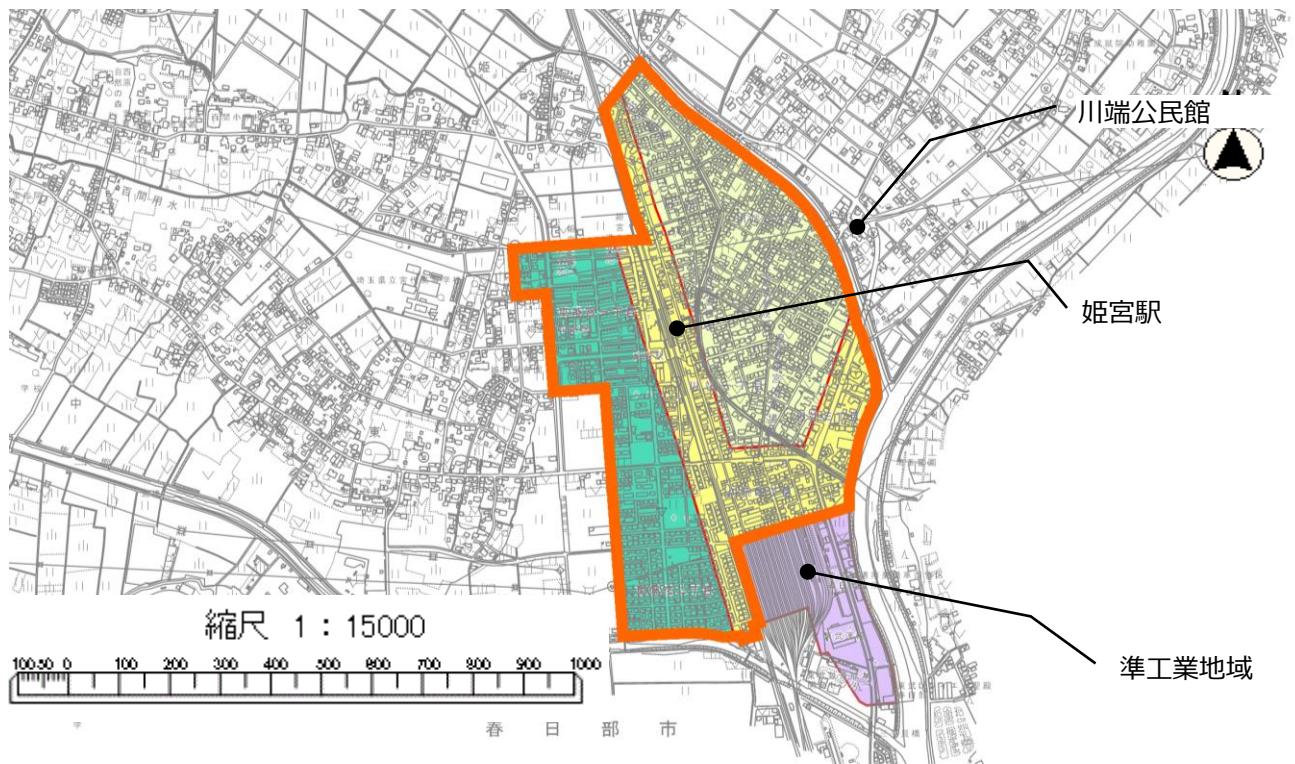
■東武動物公園駅周辺地域



居住誘導区域

市街化区域（用途別）

■姫宮駅周辺地域



居住誘導区域

市街化区域（用途別）

第4章 都市機能誘導区域

I 都市機能誘導区域の考え方

II 都市機能誘導区域

III 誘導施設

I 都市機能誘導区域の考え方

1 都市機能誘導区域

■都市機能誘導区域

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

本町においては、行政サービス施設や商業施設を中心とした様々な都市機能の集積を図り、区域内の日常生活や区域を超えた町内全域の核として、中心的な役割を担う区域を都市機能誘導区域として位置づけます。

出典：第12版都市計画運用指針

■都市機能誘導区域を定められることが考えられる区域

- ・ 鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通アクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられます。
- ・ 都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定められることが考えられます。

出典：第12版都市計画運用指針

■宮代町における都市機能誘導区域の考え方

都市機能誘導区域は、将来都市構造で示された都市生活拠点と同様の役割を担うものであり、本町における都市機能誘導区域は、都市計画マスタープランにおいてまちなか拠点として位置づけられた東武動物公園駅、また、生活拠点として位置づけられた和戸駅、姫宮駅周辺地区をベースに区域設定します。また、都市機能誘導区域内に集積した各種の都市機能は、高齢者をはじめ誰もが容易に利用出来ることが重要であり、徒歩や自転車等により区域内の施設間を容易に移動できる範囲で定める必要があります。

これらのことから、都市の中心的な生活拠点として、各種サービスの効率的な提供が図られるよう次の方針に基づき都市機能誘導区域を設定します。

ポイント

町の中心拠点や地域の生活利便性を支える拠点

中心拠点 東武動物公園駅周辺

生活拠点 和戸駅、姫宮駅周辺

宮代町都市計画マスターplanに定められたまちなか拠点として位置づけられた東武動物公園駅周辺、生活拠点として位置づけられた和戸駅、姫宮駅周辺地域を基本に、徒歩や自転車等により区域内の施設間を容易に移動できる範囲で定めます。

▶ 高齢者徒歩圏（概ね半径 500m程度）

* 都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）における高齢者徒歩圏の定義

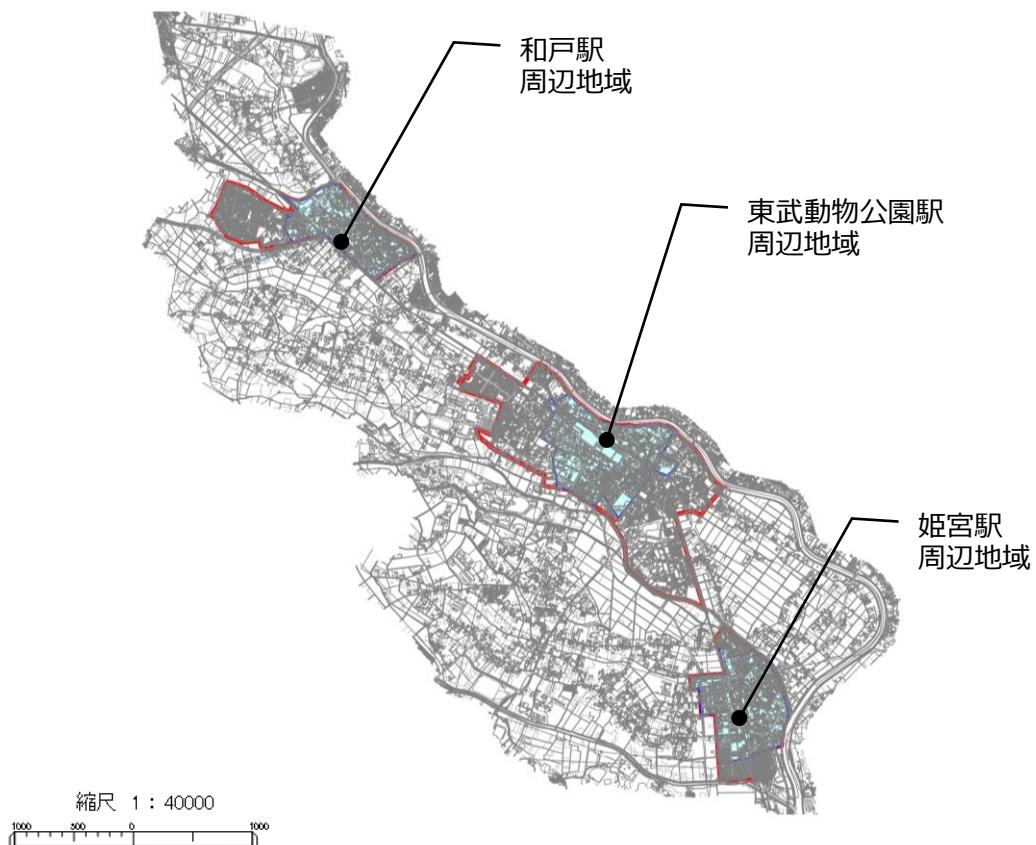
* 都市機能誘導区域については、誘導施設として位置づけた都市機能が立地可能であることが必要であるため、用途地域との整合を図ります。

* 区域界の設定は、地形地物を基本とします。

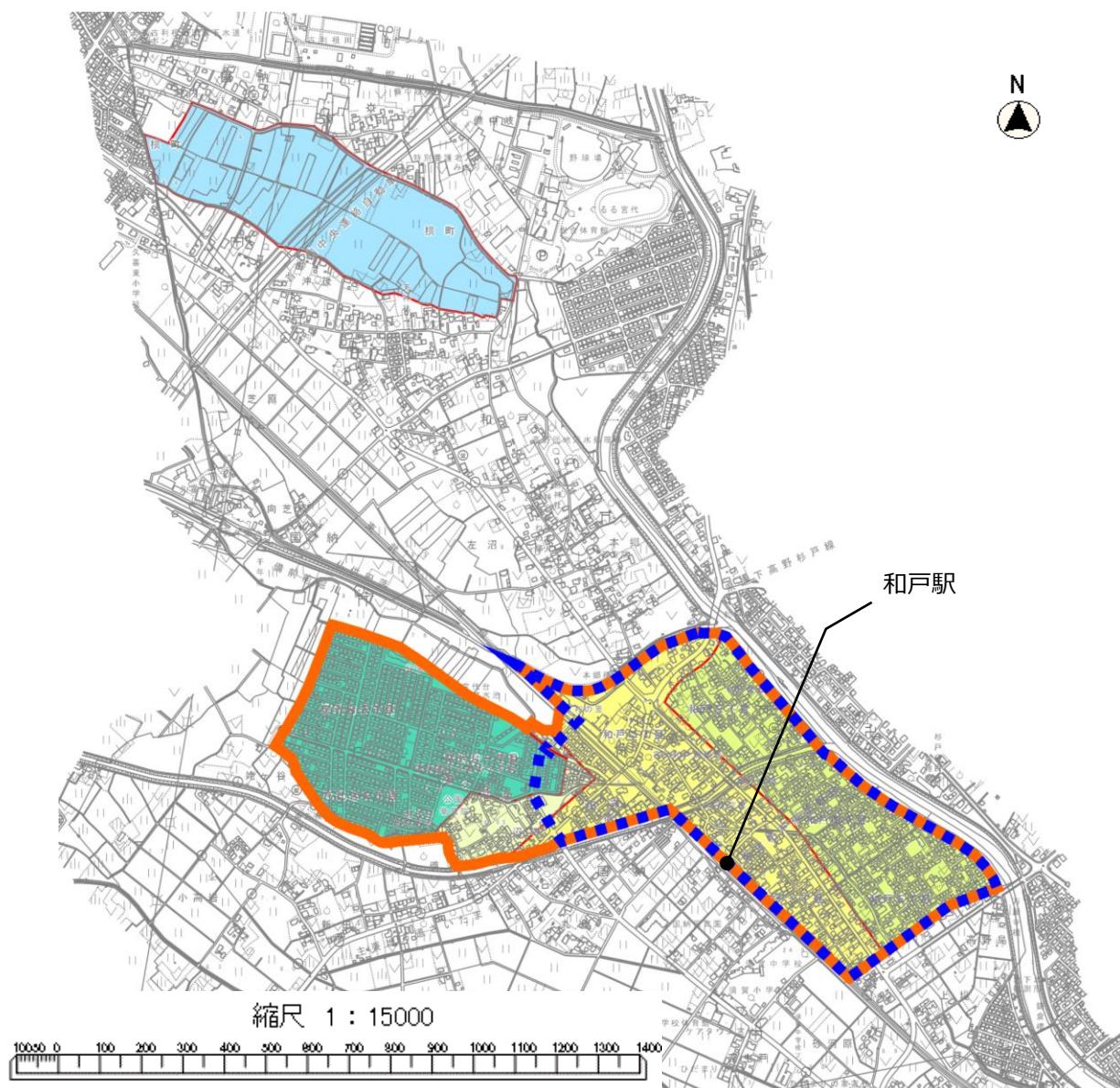
II 都市機能誘導区域

I の条件を満たした区域を、本町における都市機能誘導区域として設定します。

市街化区域面積	都市機能誘導区域面積（市街化区域面積に占める割合）
366 ha	約 157 ha（約 43%）



■和戸駅周辺地域

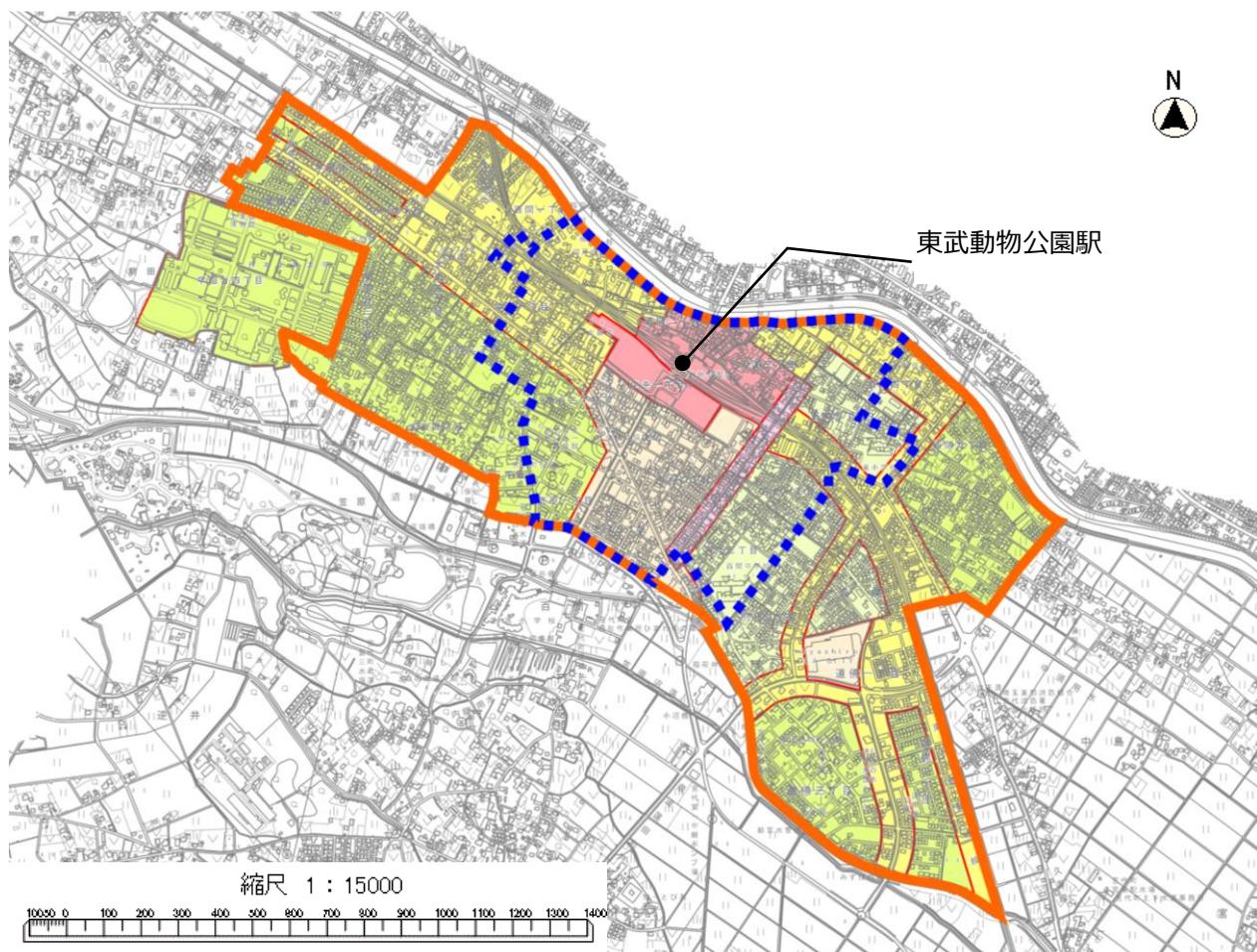


都市機能誘導区域

居住誘導区域

市街化区域 (用途別)

■東武動物公園駅周辺地域

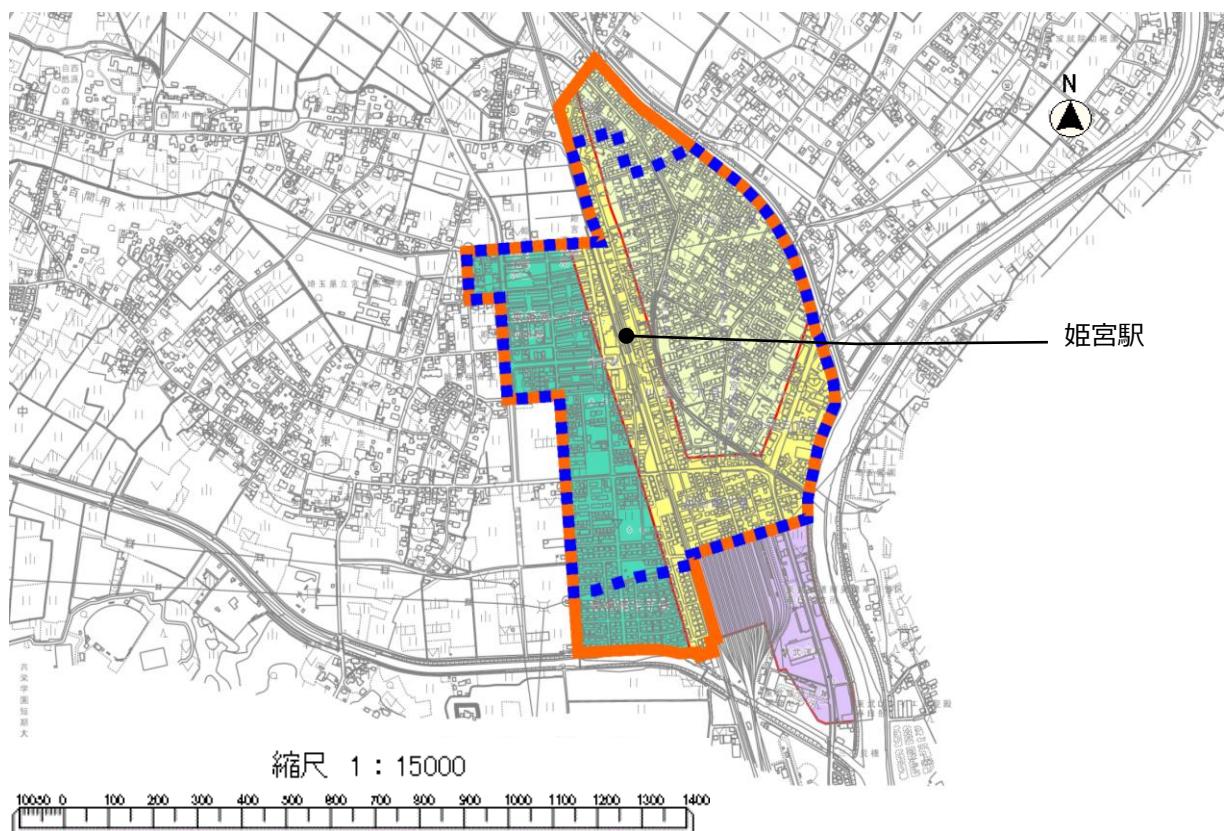


都市機能誘導区域

居住誘導区域

市街化区域（用途別）

■姫宮駅周辺地域



都市機能誘導区域

居住誘導区域

市街化区域（用途別）

III 誘導施設

1 誘導施設とは

■誘導施設

誘導施設とは都市機能誘導区域において立地を誘導すべき「都市機能増進施設」のことです。居住者の生活利便性を維持するとともに、都市活力を維持・増進する施設を都市機能誘導施設として定めます。

この誘導施設は、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人団構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置等を勘案し、必要な施設を定めるものです。

出典：第12版都市計画運用指針

■誘導施設として想定される施設

高齢化の中で必要性が高まる施設	病院・診療所、老人デイサービスセンター、地域包括支援センター等の福祉施設
子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設	幼稚園、保育所、小学校等の教育施設
集客力があり、まちの賑わいを生み出す施設	図書館、博物館等の文化施設 スーパー・マーケット、銀行等のサービス業を営む商業施設
行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設	

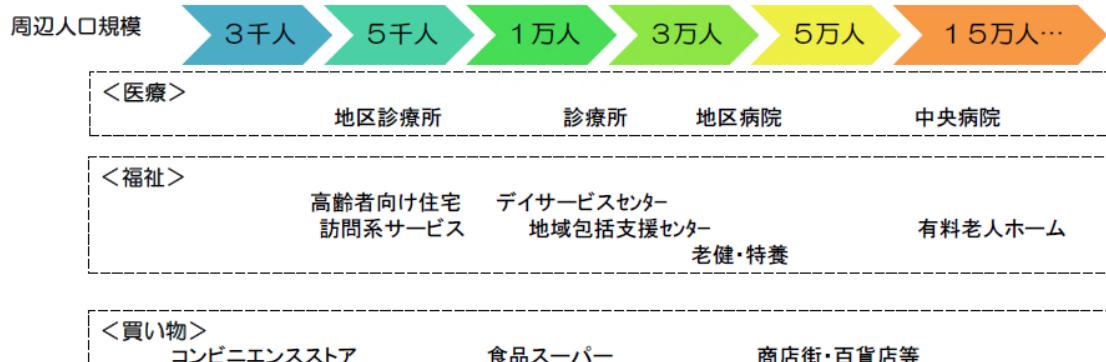
出典：第12版都市計画運用指針

■留意すべき事項

都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意し、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが考えられます。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまう恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられます。

出典：第12版都市計画運用指針

【参考】



※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。
出典：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

■誘導施設の設定方針

各誘導区域の特性と求められる機能等を踏まえ、誘導施設の考え方を整理します。

本町における都市機能誘導区域は、鉄道駅を中心に徒歩や自転車圏内で設定され、日常生活に必要なサービス施設をはじめ、主な都市機能を次のとおり分類し、各地域の将来像等から誘導施設を選定します。

- 今後も商業・金融・医療施設等住民にとって必要な公共サービスが提供出来るよう、施設の維持を図る必要があります。
- 高齢化が進むことで誰もが安心・安全で健康に暮らすことまた行くことができるよう、中心拠点である東武動物公園駅西口において、新たな医療・福祉等の機能の誘導を目指します。
- 町内3駅を中心に、市街地が形成されており、町の中心拠点でもある東武動物公園駅に様々な生活サービス施設が立地することにより、町内全域におけるニーズに応えられます。
- 福祉の分野については、特定の分野にとらわれず、広く住民の健康や福祉の増進につながり身近な活動拠点の拡充を目指す施策を推進します。
- 町立保育園においては、移設等の可能性が低いことから、現在の町立保育園（市街化調整区域）を維持することに努め、誘導施設から除外します。しかしながら、民間における保育園や一時預かり事業を行う施設については、様々なニーズに対応する子育てサービスの提供が可能なため、誘導施設として位置づけはしませんが、今後も施策として推進を図ります。
- 小中学校については、敷地の確保、周辺環境、学区に基づく配置バランス等を鑑み、今後学校配置適正化計画に基づき検討していくため、誘導施設として位置づけません。
- 各誘導区域の公民館及び進修館においては、地域コミュニティの拠点となる活動の場、また住民同士の架け橋となるよう地域活動を応援していく拠点として重要な役割を担っているため、誘導施設として位置づけます。また、和戸駅、姫宮駅周辺地域に関しては、住民にとって新たなつながりが生まれる場、地域における自治会活動や市民活動をサポートする場として、地区コミュニティセンターを誘導施設として位置づけます。

①東武動物公園駅周辺地域

東武動物公園駅を中心とした地域の都市機能誘導区域は、本町の中心市街地として役割を担うエリアであるため、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスと併せて中心市街地としての魅力や活力の向上を図る高次な都市機能を提供する必要があります。そのため、誘導施設の設定においては、日常生活に必要なサービス施設に加えて中心市街地の活性化に資する高次な都市機能を設定します。

誘導施設の設定に際し、医療・福祉・子育て支援・教育等の生活サービス施設は、それぞれの分野における適正配置計画や地域包括ケアシステムの構築等により計画的な配置が行われており、順次、立地適正化計画との整合を図ることとします。

②和戸駅、姫宮駅周辺地域

和戸駅、姫宮駅を中心とした地域の都市機能誘導区域は、本町の生活拠点として役割を担うエリアであるため、商業・サービス等の暮らしに必要な都市機能の維持・充実を図る必要があります。そのため、誘導施設の設定においては、日常生活に必要なサービス施設を設定します。

■誘導施設の設定

前項の方針に基づき、以下の通り各地域における誘導施設を設定します。本町においては以下の施設が、都市機能の種類ごとに1施設以上立地することを目標とします。

宮代町都市計画マスタープランや本計画の理念・目標を踏まえ、必要となる施設は下記のとおりです。

拠点類型			中心拠点	生活拠点	
地域			東武動物公園駅周辺	和戸駅周辺	姫宮駅周辺
医療施設	病院	医療法第1条の5第1項に定める病院のうち、内科、外科のいずれかを含むもの	○	—	—
	診療所	医療法第1条の5第2項に定める診療所のうち、内科、外科のいずれかを含むもの	●	●	○
商業施設	スーパーマーケット(1,000m ² 未満)	食料衛生法等による許可施設	●	●	●
	大規模小売店(1,000m ² 以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗	●	—	—
金融施設	金融機関	入出金可能な銀行等 *銀行、郵便局、信用金庫等	●	●	●
コミュニティ施設	公民館等	和戸公民館、百間公民館、進修館	●	●	—
		地区コミュニティセンター	—	○	○
行政施設	役場	本町の主な行政機能である役場	●	—	—

*都市機能誘導区域内において、施設の新規立地、移転・廃止等によりその立地状況が変化した場合は、誘導施設の設定（維持・確保）を適宜見直します。

*現時点で1施設以上立地が確認されている誘導施設は、「誘導（維持）」に位置づけ、将来にわたって区域内での立地の維持を目指し、維持するための施策を検討します。

*現時点で立地が確認されていない誘導施設は、「誘導（確保）」に位置づけ、区域内への立地を目指し、立地するための支援施策等を検討します。

- ：誘導施設（維持：現在立地あり）
- ：誘導施設（確保：現在立地なし）
- ：誘導施設の設定はしません

第5章 まちづくりの実現に向けて

I 誘導施策

II 計画のマネジメントによる実効性の確保

III 届出制度

I 誘導施策

1 基本的な考え方

本町は、東西に2km、南北に8km、面積15.95km²のコンパクトな町です。東武鉄道が町を縦断しており、駅を中心としたまちづくりがすでに形成されています。また、まちなか拠点から近く、市街化区域と隣接した徒歩圏内の場所に東武動物公園や新しい村等が立地し観光資源にもめぐまれており、本町がもつ資源を活用する施策が必要となってきます。町の拠点であり玄関口でもある東武動物公園駅周辺は「暮らす」「訪れる」だけでなく「行きたくなる」「滞在したくなる」ように、各拠点を線と面で考え、「つながる」「ひろがる」「にぎわいを創出する」施策を推進します。本町がもつ資源を活用し、地域で暮らす人、鉄道等を利用して訪れる地域外の人と、互いに交じり合う機会を生み出すことにより、まちに多様性とにぎわいをもたらしていきます。また、地域内外の人が交流することにより、まちとの関係性をもたらし、まちが抱える課題の解決やまちの価値を高めていきます。

このことにより、生活拠点である和戸駅、姫宮駅周辺においても駅から歩ける距離に居住を誘導し、町の中心拠点である東武動物公園駅周辺とつながりがもてる地域としていきます。

また、公共交通はもちろん自動車等でも往来できる、近隣市町の魅力的な拠点とも容易に移動することができるよう、アクセス性向上を目指します。

少子高齢化社会においても、まちなかがにぎわい、暮らしの場のコミュニティを維持し続ける都市づくりが求められています。また、「暮らして楽しい」、「暮らしやすさを実感」でき、「生涯にわたり住み続けたくなる」、魅力ある持続的な発展する都市を形成するためにも 新たな定住人口や交流人口を確保していきます。



■元々コンパクトなまちの強みと魅力を活かす、以下の施策を進めていきます。

【誘導方針（ストーリー）】

歩いて暮らせるまちづくり及び
広域的な交通ネットワークの形成

【誘導施策】

- ・コンパクトシティの維持・充実のための施策
- ・公共交通ネットワークの充実
- ・まちなかの回遊性や生活利便性の向上
- ・広域的なアクセス性の向上

良好な居住環境の推進と
既存ストックの活用

- ・居住誘導区域の維持及び居住を促進するための施策
- ・空き家等の有効活用の促進
- ・暮らしたい・暮らし続けたい“質”的高い居住空間の確保
- ・地域コミュニティの維持
- ・安心・安全な居住環境の整備

日常生活を支える施設機能の誘導
及び持続可能な拠点の形成

- ・都市機能誘導区域に誘導するための施策
- ・日常生活を支える都市機能の充実
- ・拠点的な都市機能施設の誘導

コンパクトシティの維持・充実のための施策

公共交通ネットワークの充実

- 各拠点を結ぶ巡回バスの増便やタクシー助成制度の拡充などにより高齢化社会に対応したさらなる利便性向上に努めます。
- 今後の高齢化社会を見据え循環バスのルートでないエリアや身体的な理由等で循環バスが利用できない方の交通需要に対応するため、町の地勢や特性に合ったデマンド交通を検討します。

まちなかの回遊性や生活利便性の向上

- 将来にわたって生活利便性を維持していくために、既存の道路・歩道の適正な維持管理を図るとともに、新規道路整備と合わせた歩行空間の確保に取り組み、誰もが安心・安全に暮らすことができるよう歩道や防護柵の設置等、交通安全性の更なる確保に努めます。

広域的なアクセス性の向上

- 需要性の高い近隣市町への広域道路ネットワーク構築のため、都市計画マスターplanに基づく都市計画事業整備計画において優先度を定め、計画的な整備を進めます。
- 拠点を中心とした集約型都市構造の実現に向け、居住地と各拠点をつなぐ拠点間道路網の維持・充実を図ります。

- 東武動物公園駅周辺地区の魅力とアクセス性を向上させるため、駅前広場や都市計画道路を一体的に整備し、他自治体と広域的につながるターミナルとしての機能を高めます。

■ 居住誘導区域の維持及び居住を促進するための施策

空き家等の有効活用の促進

- 空き家等活用促進及び再生支援を行いながら、良好な居住環境を維持するとともに市街地での定住を促進します。また、空き家等については、防犯・防災上の観点から良好な居住環境の阻害要因ともなり得ることから、所有者による適正管理を促進します。
- 空き家バンクを活用し、空き家の情報を移住・交流希望者へ広く発信していくとともに利用しやすい仕組み作り、空き家の活用を図ります。

暮らしたい・暮らし続けたい"質"の高い居住空間の促進、地域コミュニティの維持

- まちなかの遊休スペースを効果的に活用するため、官・民を問わず、それぞれが所有する土地や施設等の遊休資源と人・団体等を結び付け、まちの様々な場所での活動の拠点づくりを行います。
- 地域の力となる、地域コミュニティや地区・自治会のサポートをする拠点として地区コミュニティセンターとして設定し、新たなつながりが生まれる場、地域における自治会活動や市民活動をサポートする場とします。
- 既存市街地の魅力向上や賑わいのある地域コミュニティの場へと再生し、公園を拠点としたまちづくりを実現するため、地域の課題や地域の人々のライフスタイルに合わせて、地域の人が集まる憩いの場を地域のみなさんとともに再整備をします。
- 道路等の生活基盤が十分でないエリアや古い住宅が密集しているエリアも残されていることから、建物の建て替え等に伴う道路空間の確保等、長期的視点に立った修復型での居住環境の改善に取り組むとともに、関連するまちづくり事業と連携した都市基盤の整備を推進します。
- 当町で暮らす「過ごしてみてわかる心地よさ」、「まちの面白さ」を生活情報と合わせて発信します。また、町外から転入を希望する子育て世帯や当町で働きたい人を増やすための移住・定住につながる支援を行います。

安心・安全な居住環境の整備

- 誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、防犯灯や防犯カメラの設置、SNS 等を活用した防犯情報の発信、地域コミュニティによる防犯パトロールの実施等、ハード・ソフト両面から犯罪抑制力の高いまちづくりに向けた総合的な取組を推進します。
- 各地区自主防災組織における、定期的な防災訓練を引き続き実施し、防災・減災に関するリーダーの育成等地域防災力の強化を図ります。
- 耐震診断補助や耐震改修工事補助、ブロック塀等撤去補助により、道路を閉塞する恐れのある建築物等の低減を図ります。
- 災害時等における、緊急車両の円滑な通行を確保するため、また避難時に安心安全に誰もが移動できるよう狭隘道路の改善を推進します。

【都市機能誘導区域に誘導するための施策】

日常生活を支える都市機能の充実、拠点的な都市機能施設の誘導

- 駅から続く都市計画道路東武動物公園駅西口駅前通り線については、駅を起点として、町役場等まちなか拠点、また観光拠点へと続く主要道路となることから、駅前にぎわいを通りに広げていく、歩いて楽しく、わくわくするような道が続くように整備し、暮らす人にとっても訪れる人にとっても楽しめ、滞在時間をのばす、西口エリアの価値を更に高める施策を推進します。
- まちなか拠点である東武動物公園駅西口エリアに和戸駅、姫宮駅周辺の生活拠点から公共交通機関を使い、誰もが安心・安全に訪れることができ、多くの町民が利便性を享受できるよう都市機能の集積を更に高め、そこに行けば、必要な活動や品物が揃い、楽しめ、豊かで充実できるような土地活用を促進します。また、まちの診療の核となる医療機関を誘致するよう努めます。
- 徒歩や自転車で拠点を利用する周辺住民と、公共交通機関や自家用車で利用する周辺外住民双方にアクセスしやすい場所として、拠点周辺に各種都市機能を誘導し、町の持続ある活力の維持・増進を図ります。

市街化調整区域における新たな拠点の形成

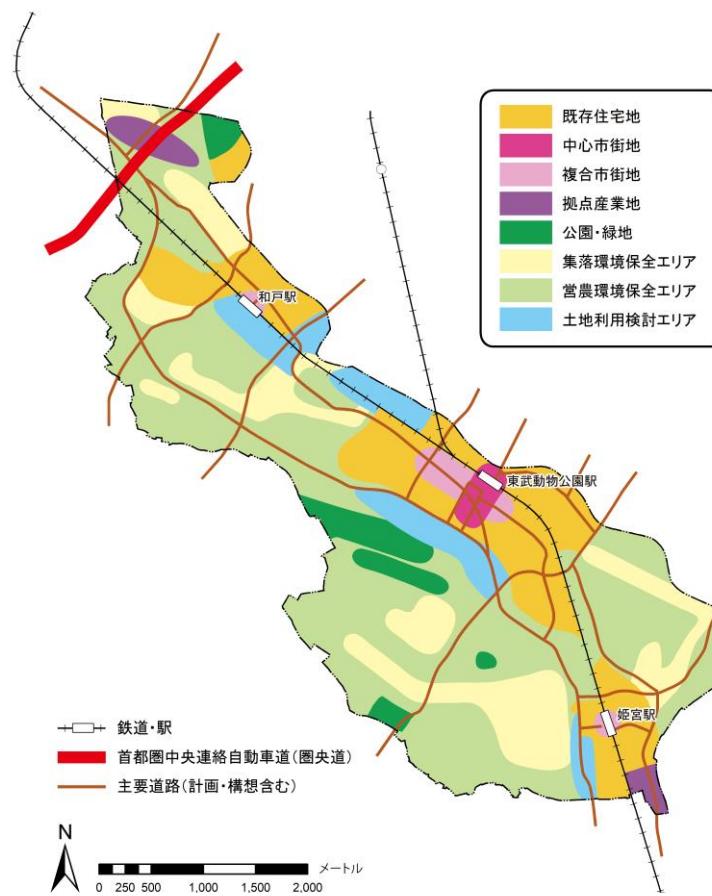
市街化調整区域区域の集落は、優良な農地や豊かな自然も多くゆとりある居住環境を活かし、引き続き安心して暮らせるように、既存の集落機能の維持・保全に対する取組等を進めています。

なお、本計画は宮代町都市計画マスターplanに即して定められており、策定後は都市計画マスターplanの一部としてみなされます。本計画に記載されていない市街化調整区域等に関する取組は、宮代町都市計画マスターplanにおいて、土地利用検討エリアとして位置づけており、市街化調整区域における新たな拠点としてメリハリある土地利用を推進していきます。災害予防に関しては、地域防災計画等に基づき進めています。

鉄道駅周辺における新たな土地利用の誘導について（出典：宮代町都市計画マスターplan）

- 和戸駅周辺地区については、鉄道駅に近接し、周辺都市へと繋がる道路網も確保されていることから、本町の新たな活力創出に資する産業系土地利用の誘導を図ります。
 - 本町と春日部市を繋ぐ（都）春日部久喜線延伸路線の沿道エリアである姫宮駅西側周辺地区については、周辺住民や道路利用者の利便性向上に資する沿道サービス施設や産業系土地利用の誘導を図ります。
- 土地利用検討エリアについて
- 第5次宮代町総合計画及び宮代町都市計画マスターplanにおいて、市街化区域に隣接し、都市基盤が比較的整備されているエリアについては、周辺の自然環境との調和を前提としながら、町の活力創出・利便性に資する新たな土地利用の可能性について検討するエリアとして「土地利用検討エリア」と位置づけています。

■ 土地利用計画図



出典：宮代町都市計画マスターplan

Ⅱ 計画のマネジメントによる実効性の確保

1 計画の進行管理

宮代町立地適正化計画の計画目標の実現に向けた各種方針に基づいて、様々な制度・事業等を活用しながら進めていくことになります。

計画期間内において、上位計画の変更等社会経済情勢に大きな変化が生じた場合には、状況に応じた見直しを行います。また、都市再生特別措置法により、概ね5年ごとに施策の実施状況等についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとされています。本計画の計画期間は長期間となるため、都市の将来像の実現に向け、将来にわたり効果的な取組を継続的に推進していきます。

下記に示す考え方に基づき、計画（Plan）を、実行に移し（Do）、その効果を指標をもって評価・点検し（Check）、必要に応じて改善し（Action）、更に次の計画（Plan）へつなげていく「PDCAサイクル」による進行管理を行い、計画（施策）実施による効果や課題を評価し、必要に応じて見直ししながら適正な進行管理と質の向上を図ります。

■ PDCAサイクルのイメージ



2

評価指標の設定

本町においては、居住誘導区域で、誰もが安心して住み続けられることできるように生活利便性、質の高い居住地の維持・形成に取り組むことを目標に各種施策に取り込むことから、住みやすさの維持を目標値として設定します。

(1) 居住誘導に関する目標

評価指標	説明	基準値	目標値 令和 22 (2040) 年度
宮代町への定住を希望する住民の割合 【住民アンケート調査等より】	これからも宮代町に住み続けたいと思う割合	80.3% 令和元年	基準値以上 

(2) 都市機能誘導に関する目標

評価指標	説明	基準値	目標値 令和 22 (2040) 年度
買い物の便利さの満足度 【住民アンケート調査等より】	買い物の便利さに対し、満足している割合	27.3% 令和元年	基準値以上 
核となる医療施設誘致 【医療法第1条の5第1項に定める病院のうち、内科、外科のいずれかを含むもの】	東武動物公園駅前に誰もが行きやすい町の核となる医療施設誘致	—	1施設 

(3) 公共交通に関する目標

評価指標	説明	基準値	目標値 令和 22 (2040) 年度
新たな高齢者のニーズにも対応した公共交通サービスの導入	新たな高齢者のニーズにも対応した公共交通サービスの導入	—	サービス本格導入 

III 届出制度

立地適正化計画の公表に伴い、一定の区域において開発・建築等の行為を行う場合には、法の規定（都市再生特別措置法第88条第1項、第108条第1項、第108条第2項）に基づき、町への届出が義務付けられています。

1 居住誘導区域外での届出制度について

（1）届出制度の目的

町が居住誘導区域外における住宅開発・建築等の動向を把握するために行うものです。

（2）届出の対象となる行為

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には届出が必要です。

■開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が $1,000\text{ m}^2$ 以上のもの

①の例示
3戸の開発行為



②の例示
1,300m²
1戸の開発行為



800m²
2戸の開発行為



■建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

①の例示
3戸の建築行為

届



1戸の建築行為

不要



(3) 届出の時期

届出対象行為に着手する 30 日前までに届出が必要です。

2

都市機能誘導区域外での届出制度について

(1) 届出制度の目的

町が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動向を把握するために行うものです。

(2) 届出の対象となる行為

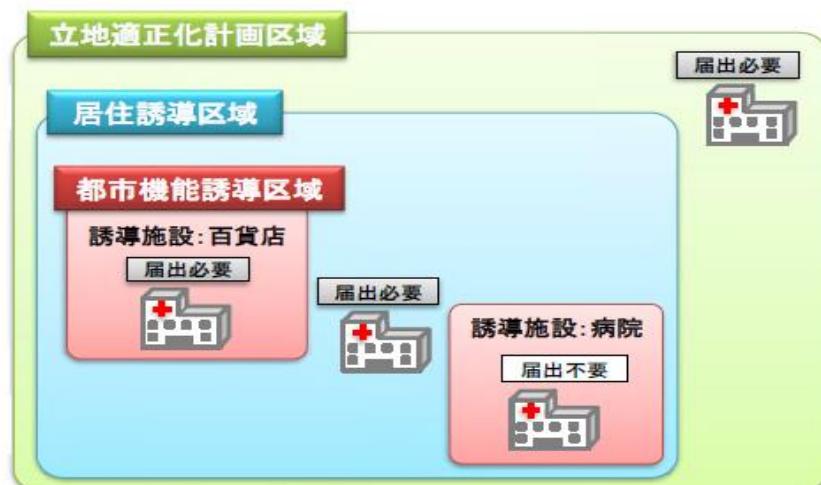
都市機能誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には届出が必要です。

■開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

■開発行為以外

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



(3) 届出の時期

届出対象行為に着手する日の30日前までに届出を行う必要があります。

3

都市機能誘導施設を休止又は廃止する場合について

(1) 届出制度の目的

町が誘導施設の休廃止の動向を把握するために行うものです。

(2) 届出の対象となる区域

都市機能誘導区域内

(3) 届出の対象となる行為

■開発行為

誘導施設を休止又は廃止を行おうとする場合

第6章 防災指針

- I 防災指針とは
- II ハザード情報
- III 町の現状
- IV 課題の整理
- V 具体的な取組

I 防災指針とは

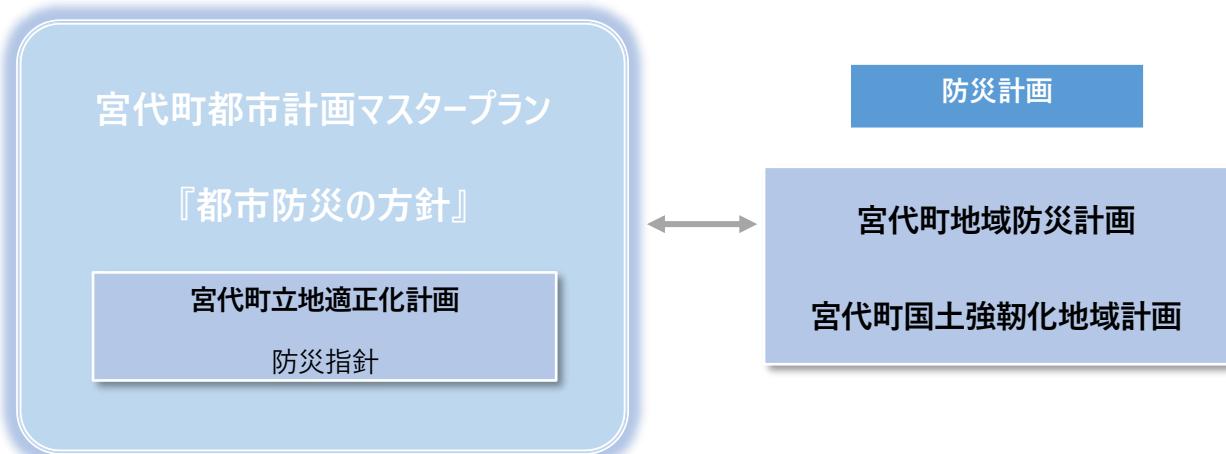
■防災指針とは

今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等を一定のエリアへ誘導し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等に容易にアクセスできるなど、福祉や交通等も含めて都市全体の構造を見直していくことが必要となっています。

このような背景を踏まえ、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保を図るため防災指針を定めるものです。この指針は、都市再生特別措置法が改正（令和2年9月）され、新たに設けられた規定です。

■上位・関連計画との関係性



■都市防災の基本的な考え方

宮代町都市計画マスタープラン(令和3年4月策定)	
<p>災害に備えたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none">・地震・火災に備えたまちづくり・水害に備えたまちづくり・防災施設の適正配置や防災体制の強化・国土強靭化地域計画に基づく総合的な取組・復興事前準備の検討	<p>協働に基づく地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・自助・共助・公助による防災・減災まちづくり・ハザードマップの活用・ライフラインの確保

■対象とする災害等

コンパクトで安全なまちづくりを推進するために、災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るために居住誘導区域から原則除外を徹底する必要がありますが、法令により居住誘導区域に含まないとされている災害の危険性のある区域いわゆるレッドゾーンは、本町には存在しません。また、大地震が発生した場合に大きな被害が発生する可能性のある大規模盛土造成地につきましても、本町には存在しません。

本町では、原則含まないとされている災害の危険性のある区域である浸水想定区域が市街地内に存在していますが、市街地内はすでに人口密度の高い居住地であり、都市基盤が整備されていることから誘導区域から除外することは現実的ではありません。

しかしながら、様々な災害のうち、雨の災害が近年頻発・激甚化が著しいこと、また、町内に複数の河川・水路が流れる地理的特性を鑑み、浸水対策をターゲットとし、居住誘導区域内の安全性を高めるため、また居住誘導区域外においても災害リスクをできるだけ低減させるために防災・減災対策を計画的に実施することを目標に本指針を取り組みを位置づけます。

なお、防災機能の確保に向けては、都市計画マスタープランや防災に関する計画を踏まえ、住民の安心・安全な居住環境を確保する必要があることから浸水想定区域については、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進します。

■災害等のリスクの高い地域

区分（法律）	都市計画運用指針	指定区域
土砂災害特別警戒区域	レッドゾーン 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域	なし
津波災害特別警戒区域		
災害危険区域		
地すべり防止区域		
急傾斜地崩壊危険区域		
浸水被害防止区域		
土砂災害警戒区域	イエローノゾーン 居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべきである区域	一部あり
津波災害警戒区域		
土砂災害防止法の基礎調査、津波浸水想定における浸水の区域、都市浸水における都市浸水が想定される区域及びその他災害の発生のおそれのある区域		
浸水想定区域		
大規模盛土造成地	—	なし

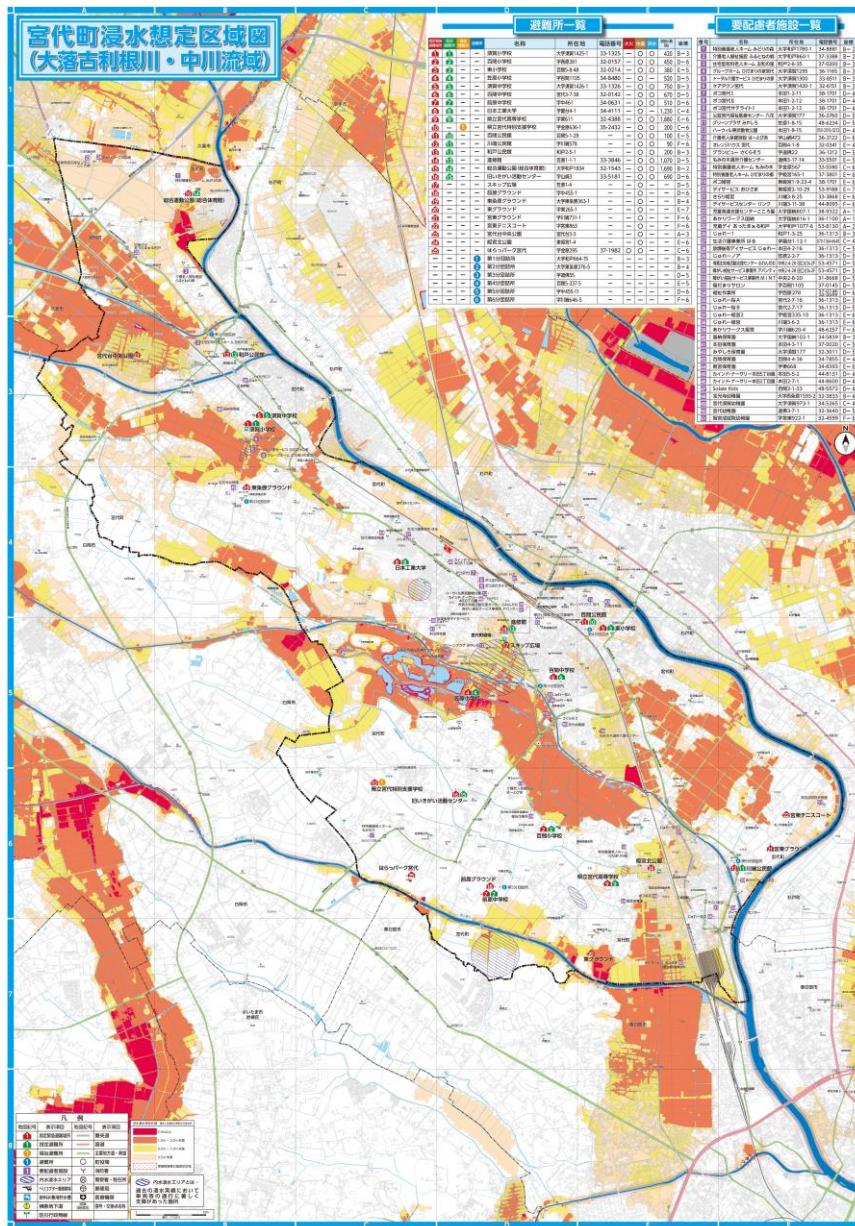
II ハザード情報

本町における浸水に関するハザード情報を整理します。現状において災害リスクの高い地域を確認します。

1 河川ごとの洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域(大落古利根川・中川流域)

(1) 大落古利根川・中川流域 (全体)

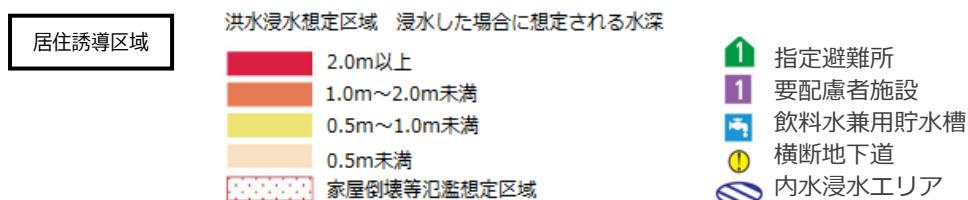
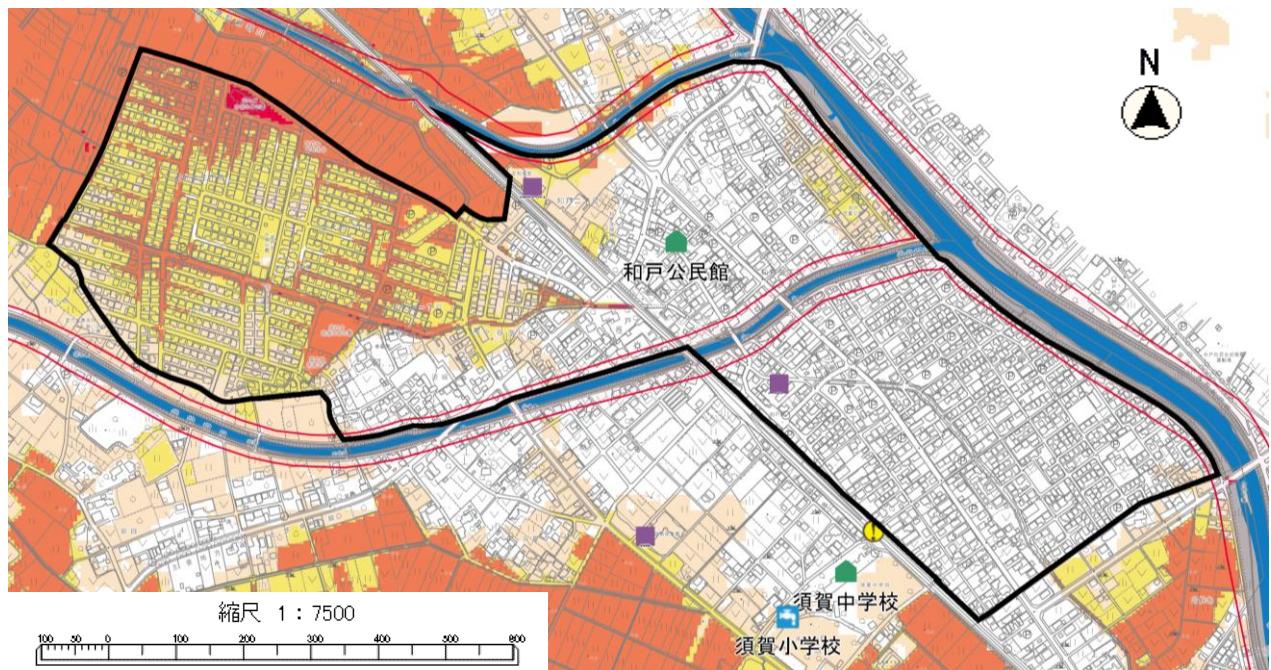
大落古利根川・利根川水系中川流域の洪水予報区間について、水防法の規定等により定められた想定最大規模降雨（利根川上流域で 48 時間の総雨量が 596mmによる洪水想定区域と浸水した場合）に想定される水深を表示したものです。



出典：宮代町ハザードマップ

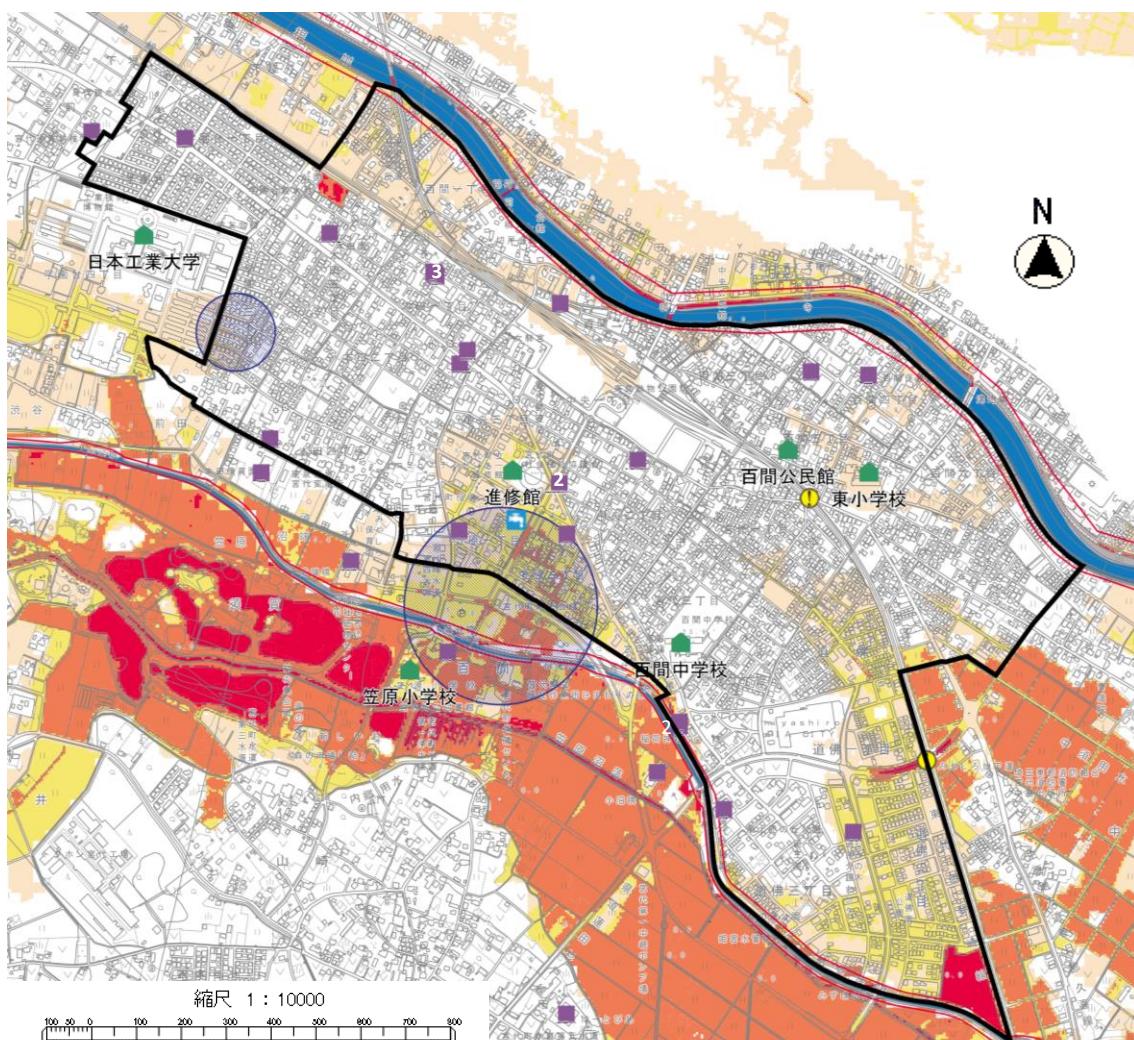
(2) 大落古利根川・中川流域（和戸駅周辺地域）

- 居住誘導区域内に、指定避難所が1箇所、要配慮者施設が2箇所存在しています。そのうち1箇所が0.5m未満の浸水想定区域に存在しています。
- 居住誘導区域内にある、宮代台地区に2.0m未満の浸水想定区域が存在しています。
- 古利根川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域が存在しています。



(3) 大落古利根川・中川流域（東武動物公園駅周辺地域）

- 居住誘導区域内に、指定避難所が4箇所、要配慮者施設が20箇所存在しています。そのうち指定避難所2箇所、要配慮者施設8箇所が浸水想定区域に存在しています。
- 居住誘導区域内には一部浸水想定区域が存在しています。
- 町役場周辺地区に内水浸水エリアが存在しています。
- 古利根川沿い等に家屋倒壊等氾濫想定区域が存在しています。



居住誘導区域

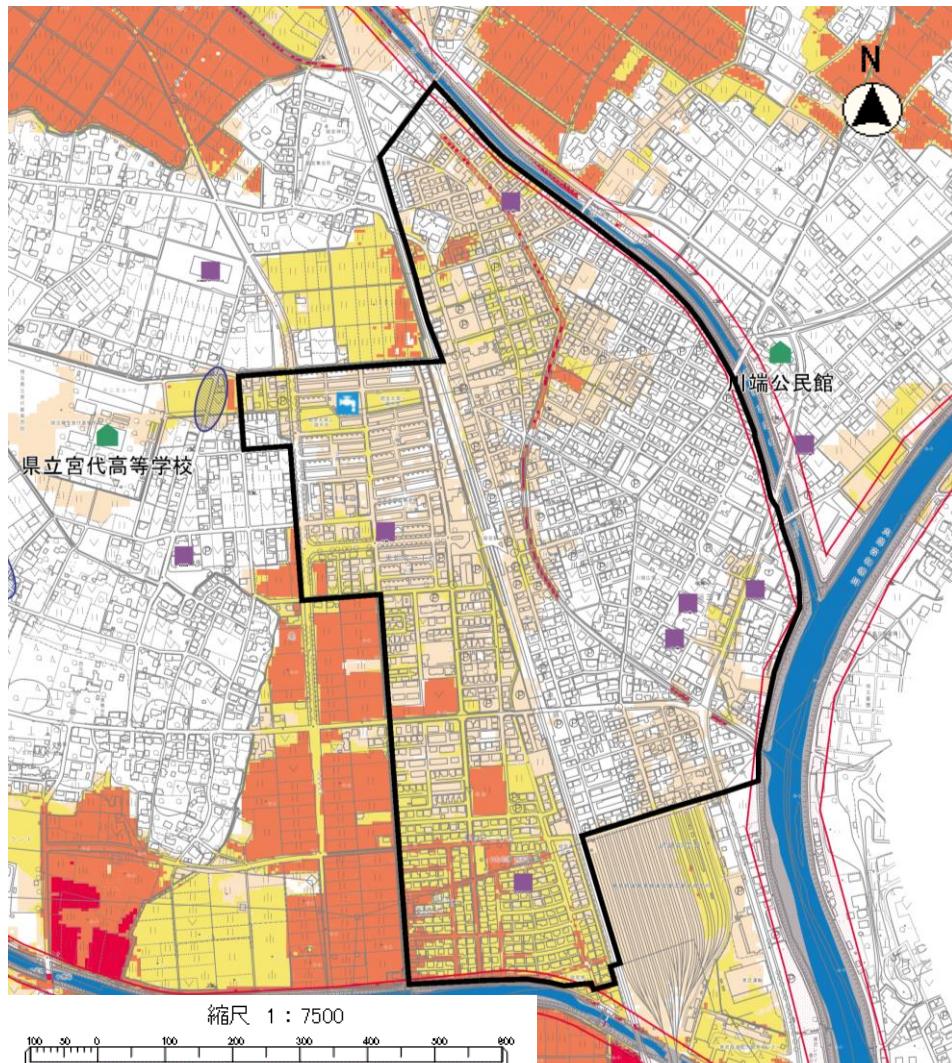
洪水浸水想定区域　浸水した場合に想定される水深

2.0m以上
1.0m～2.0m未満
0.5m～1.0m未満
0.5m未満
家屋倒壊等氾濫想定区域

- 1 指定避難所
- 1 要配慮者施設
- 飲料水兼用貯水槽
- 横断地下道
- 内水浸水エリア

(4) 大落古利根川・中川流域（姫宮駅周辺地域）

- 居住誘導区域内に、要配慮者施設が6箇所存在しています。そのうち要配慮者施設4箇所が浸水想定区域に存在しています。
- 居住誘導区域内にある姫宮南団地地区のうち道路の一部に1.0m～2.0m未満の浸水想定区域が存在しています。
- 隼人堀川沿い及び姫宮落川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域が存在しています。



居住誘導区域

洪水浸水想定区域 浸水した場合に想定される水深

2.0m以上
1.0m～2.0m未満
0.5m～1.0m未満
0.5m未満
家屋倒壊等氾濫想定区域

- 1 指定避難所
- 1 要配慮者施設
- 飲料水兼用貯水槽
- 横断地下道
- 内水浸水エリア

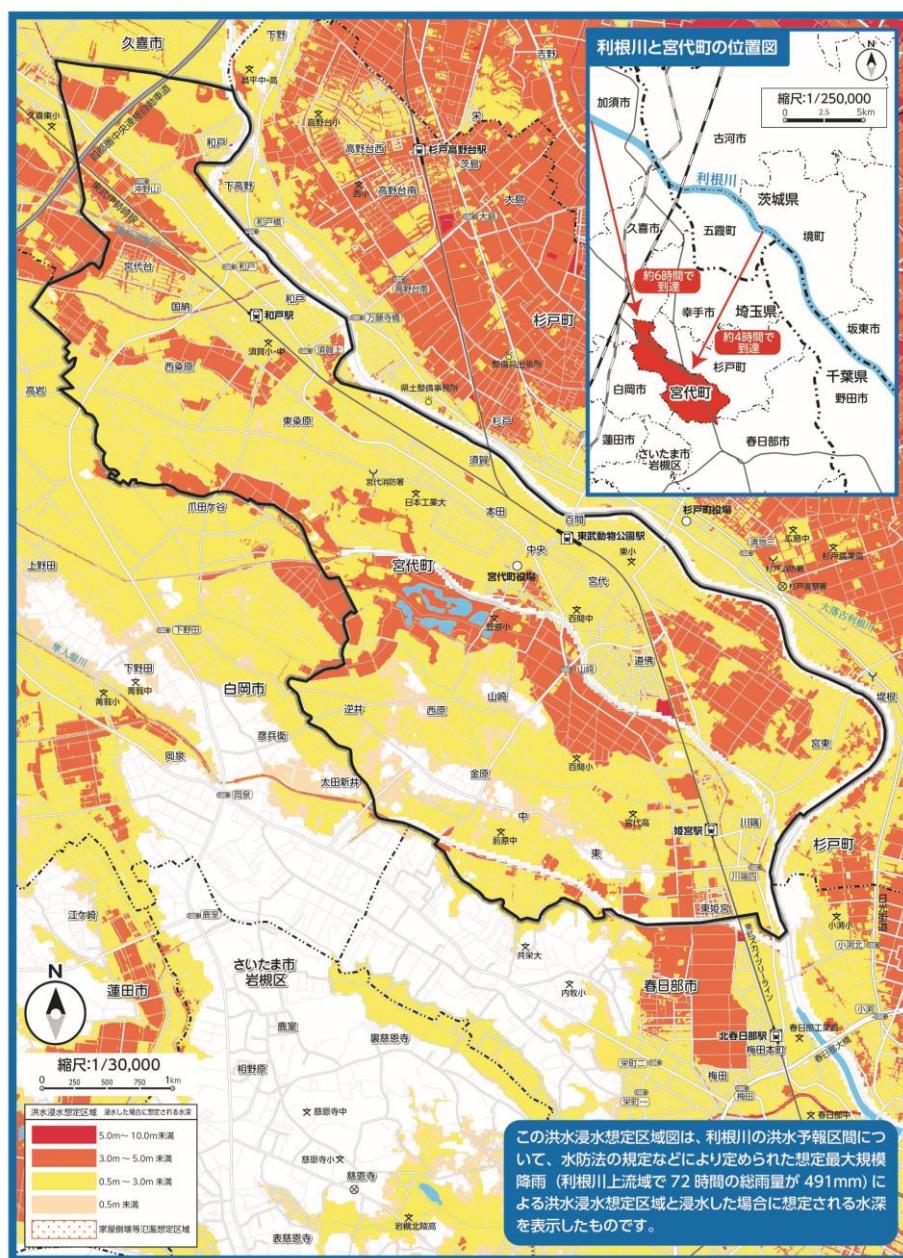
2 河川ごとの洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域(利根川)

(1) 利根川 (全体)

利根川の洪水予報区間について、水防法の規定等により定められた想定最大規模降雨（利根川上流域で72時間の総雨量が491mm（概ね1000年に1回程度）による洪水想定区域と浸水した場合に想定される水深を表示したものです。

約4～6時間で到達し、居住誘導区域でも一部3.0m～5.0未満の浸水が想定されています。

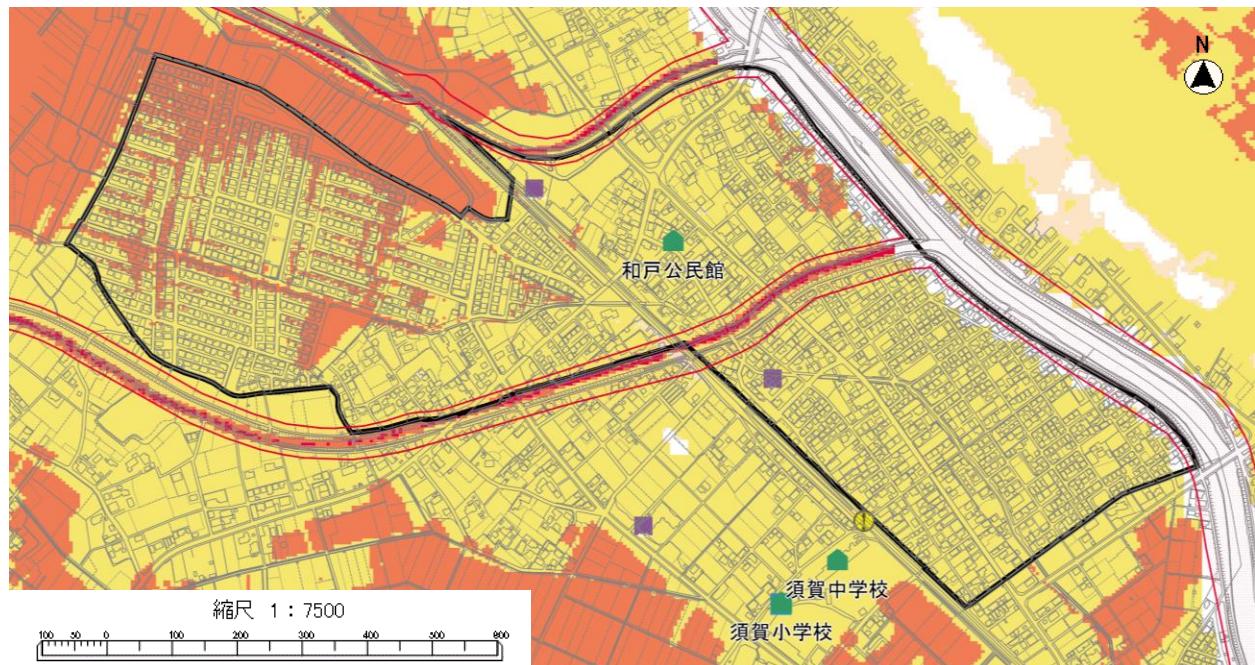
*宅地部分の最大浸水深は3.6m程度



出典：宮代町ハザードマップ

(2) 利根川（和戸駅周辺地域）

- 居住誘導区域内に、指定避難所が1箇所、要配慮者施設が2箇所存在しています。いずれも3.0m未満の浸水想定区域に存在しています。
- 居住誘導区域内全体に浸水想定区域が存在しています。
- 古利根川沿い等に家屋倒壊等氾濫想定区域が存在しています。



居住誘導区域

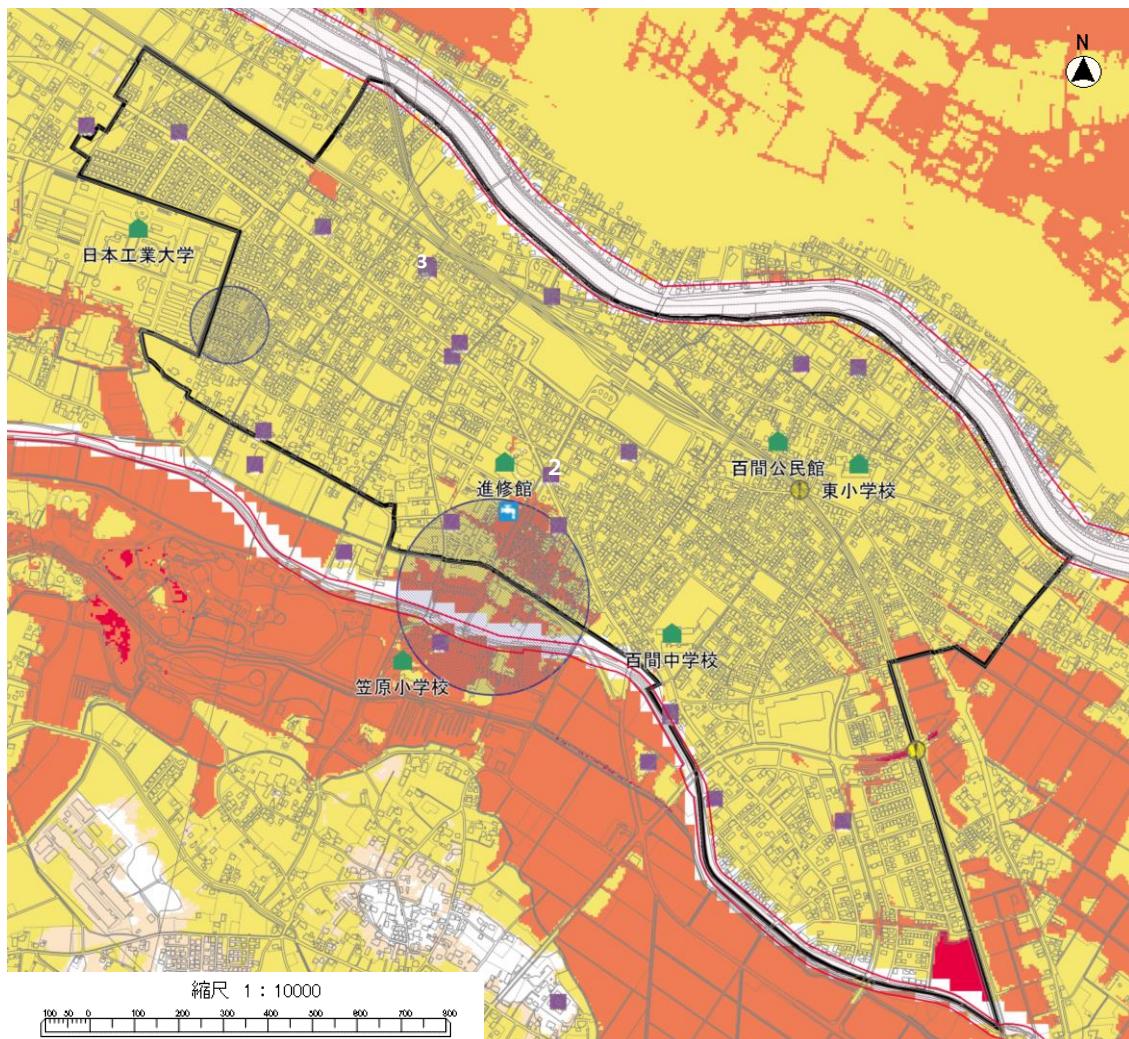
洪水浸水想定区域 浸水した場合に想定される水深

■	5.0m~10.0m未満
■	3.0m~5.0m未満
■	0.5m~3.0m未満
■	0.5m未満
■	家屋倒壊等氾濫想定区域

1	指定避難所
1	要配慮者施設
■	飲料水兼用貯水槽
○	横断地下道
○	内水浸水エリア

(3) 利根川（東武動物公園駅周辺地域）

- 居住誘導区域内に、指定避難所が4箇所、要配慮者施設が20箇所存在しています。いずれも3.0m未満の浸水想定区域に存在しています。
- 町役場周辺地区に内水浸水エリアが存在しています。
- 古利根川沿い及び姫宮落川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域が存在しています。



居住誘導区域

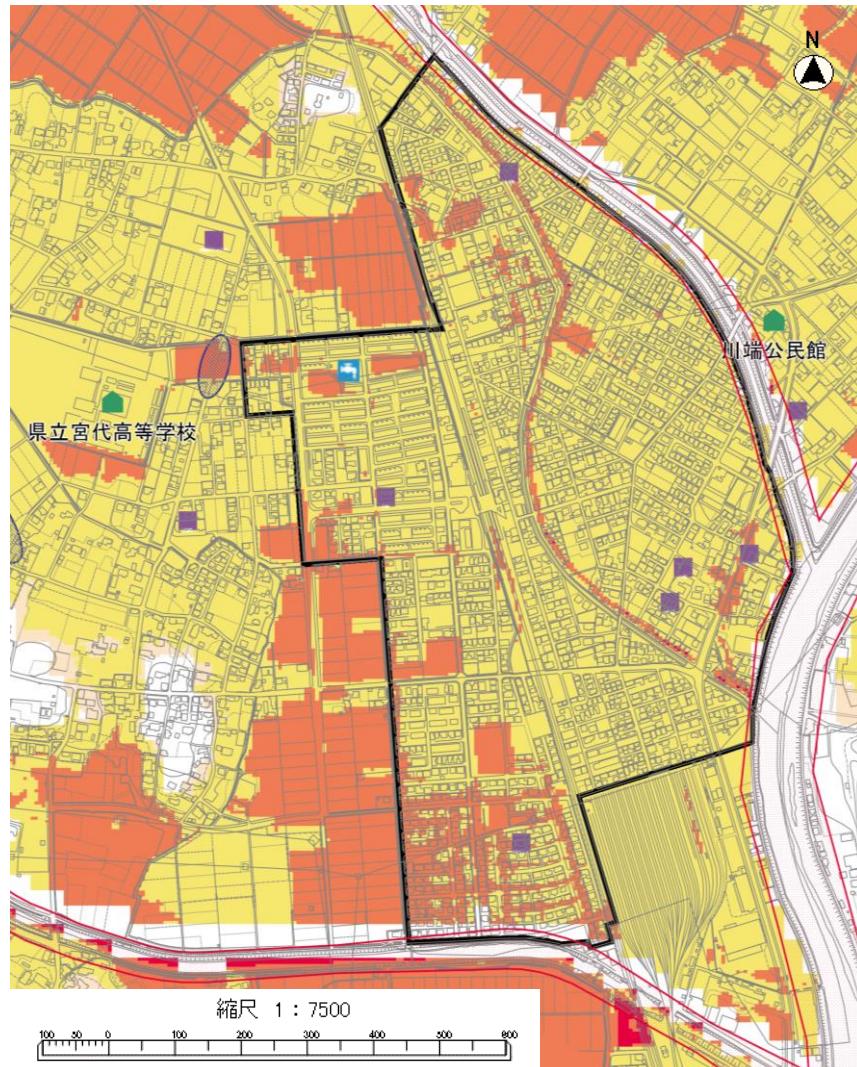
洪水浸水想定区域 浸水した場合に想定される水深

5.0m～10.0m未満
3.0m～5.0m未満
0.5m～3.0m未満
0.5m未満
家屋倒壊等氾濫想定区域

- | | |
|----------|----------|
| 1 | 指定避難所 |
| 1 | 要配慮者施設 |
| 2 | 飲料水兼用貯水槽 |
| ○ | 横断地下道 |
| ○ | 内水浸水エリア |

(4) 利根川(姫宮駅周辺地域)

- 居住誘導区域内に、要配慮者施設が6箇所存在しています。いずれも3.0m未満の浸水想定区域に存在しています。
- 居住誘導区域内にある姫宮南団地地区のうち道路の一部に3.0m~5.0m未満の浸水想定区域が存在しています。
- 隼人堀川沿い及び姫宮落川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域が存在しています。



洪水浸水想定区域　浸水した場合に想定される水深

居住誘導区域

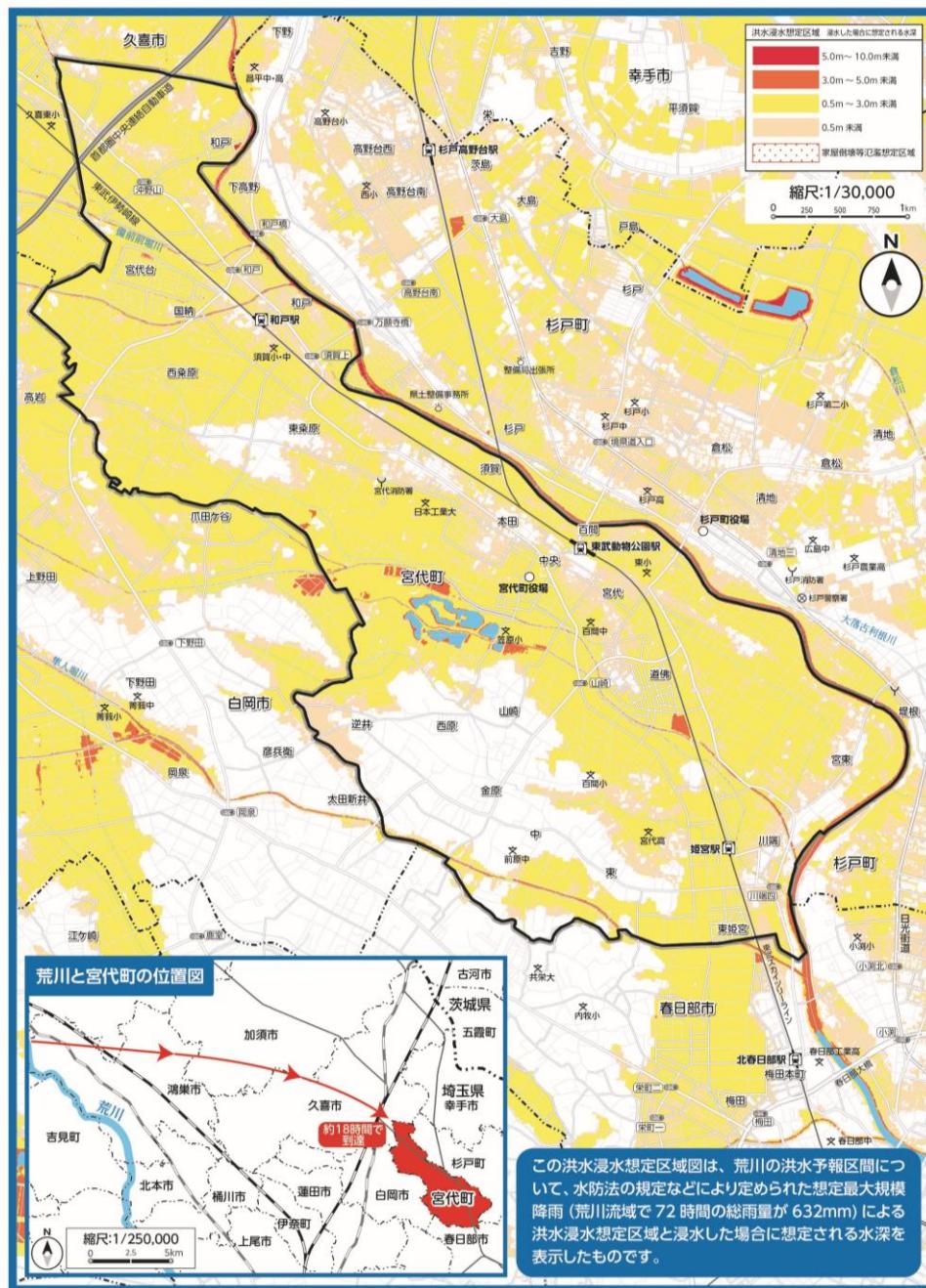
	5.0m~10.0m未満	1 指定避難所
	3.0m~5.0m未満	1 要配慮者施設
	0.5m~3.0m未満	■ 飲料水兼用貯水槽
	0.5m未満	○ 横断地下道
	家屋倒壊等氾濫想定区域	● 内水浸水エリア

3 河川ごとの洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域(荒川)

(1) 荒川（全体）

荒川の洪水予報区間について、水防法の規定等により定められた想定最大規模降雨（荒川流域で 72 時間の総雨量が 632mmによる洪水想定区域と浸水した場合）に想定される水深を表示したものです。

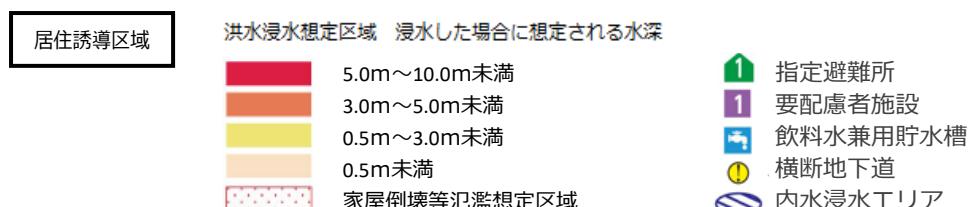
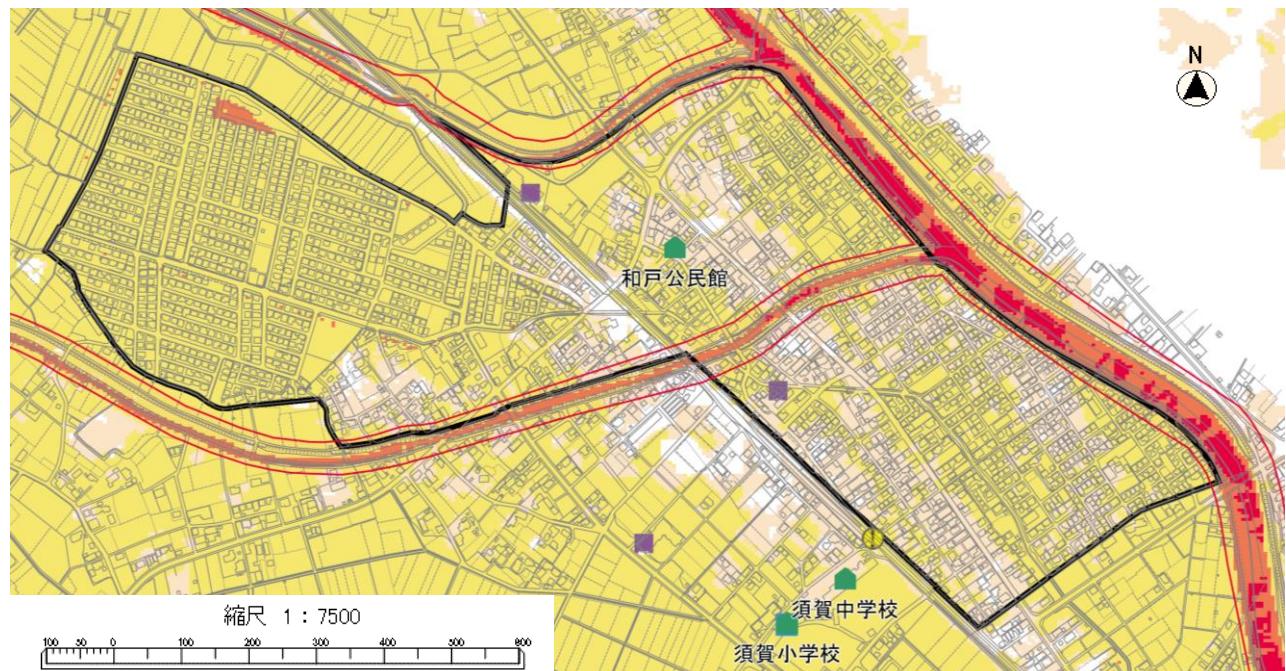
約 18 時間で到達し、町全域 3 m未満の浸水が想定されています。3 m以上想定は遊水池等一部です。



出典：宮代町ハザードマップ

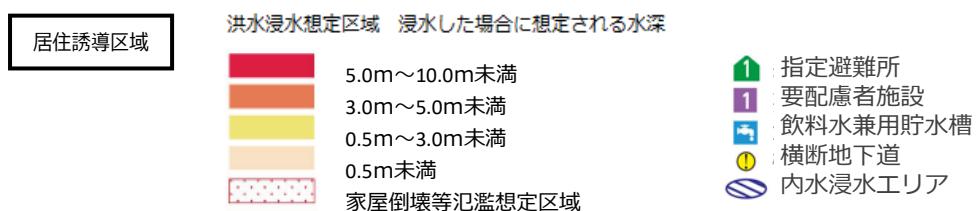
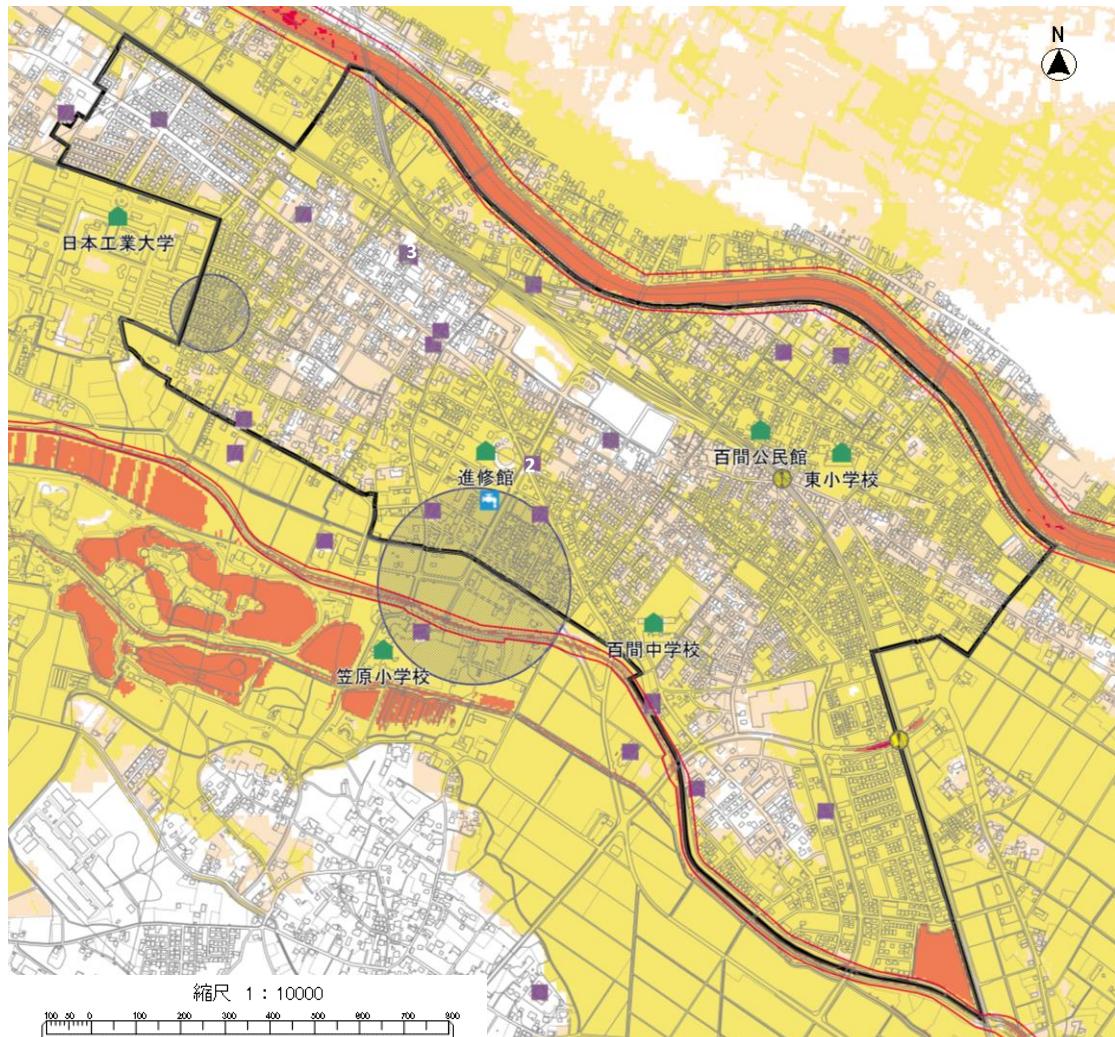
(2) 荒川（和戸駅周辺地域）

- 居住誘導区域内に、指定避難所が1箇所、要配慮者施設が2箇所存在しています。いずれも3.0m未満の浸水想定区域に存在しています。
- 古利根川沿い等に家屋倒壊等氾濫想定区域が存在しています。



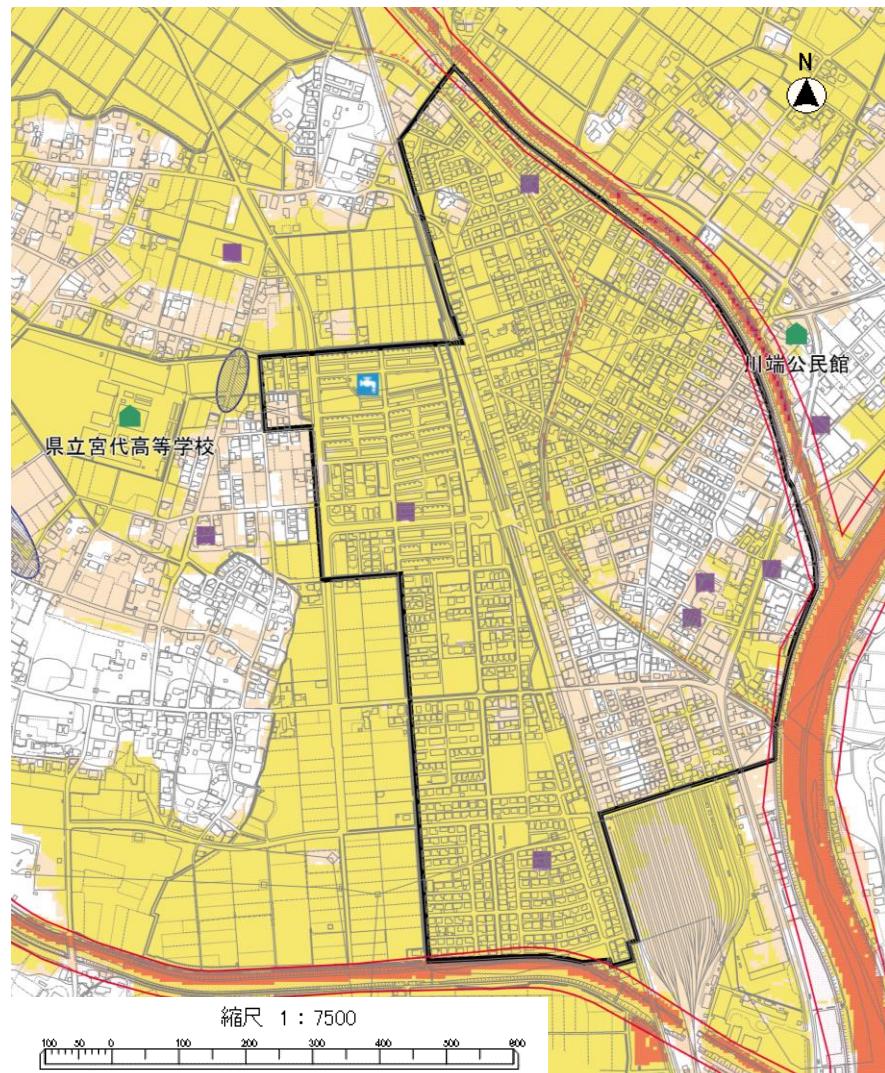
(3) 荒川（東武動物公園駅周辺地域）

- 居住誘導区域内に、指定避難所が4箇所、要配慮者施設20箇所が存在していますが、多くが浸水想定区域となっています。
- 町役場周辺地区に内水浸水エリアが存在しています。
- 古利根川沿い及び姫宮落川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域が存在しています。



(4) 荒川（姫宮駅周辺地域）

- 居住誘導区域内に、要配慮者施設が6箇所存在しています。いずれも浸水想定区域に存在しています。
- 隼人堀川沿い及び姫宮落川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域が存在しています。



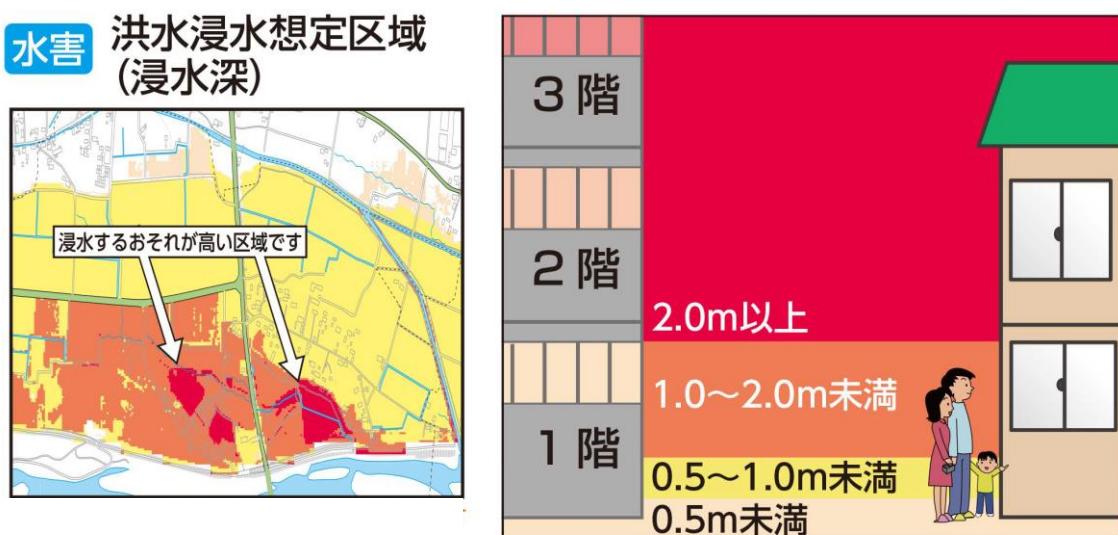
居住誘導区域

洪水浸水想定区域　浸水した場合に想定される水深

■	5.0m～10.0m未満
■	3.0m～5.0m未満
■	0.5m～3.0m未満
■■■■■■	0.5m未満 家屋倒壊等氾濫想定区域

- 1 指定避難所
- 1 要配慮者施設
- 飲料水兼用貯水槽
- 横断地下道
- 内水浸水エリア

【参考】



出典：宮代町ハザードマップ

III 町の現状

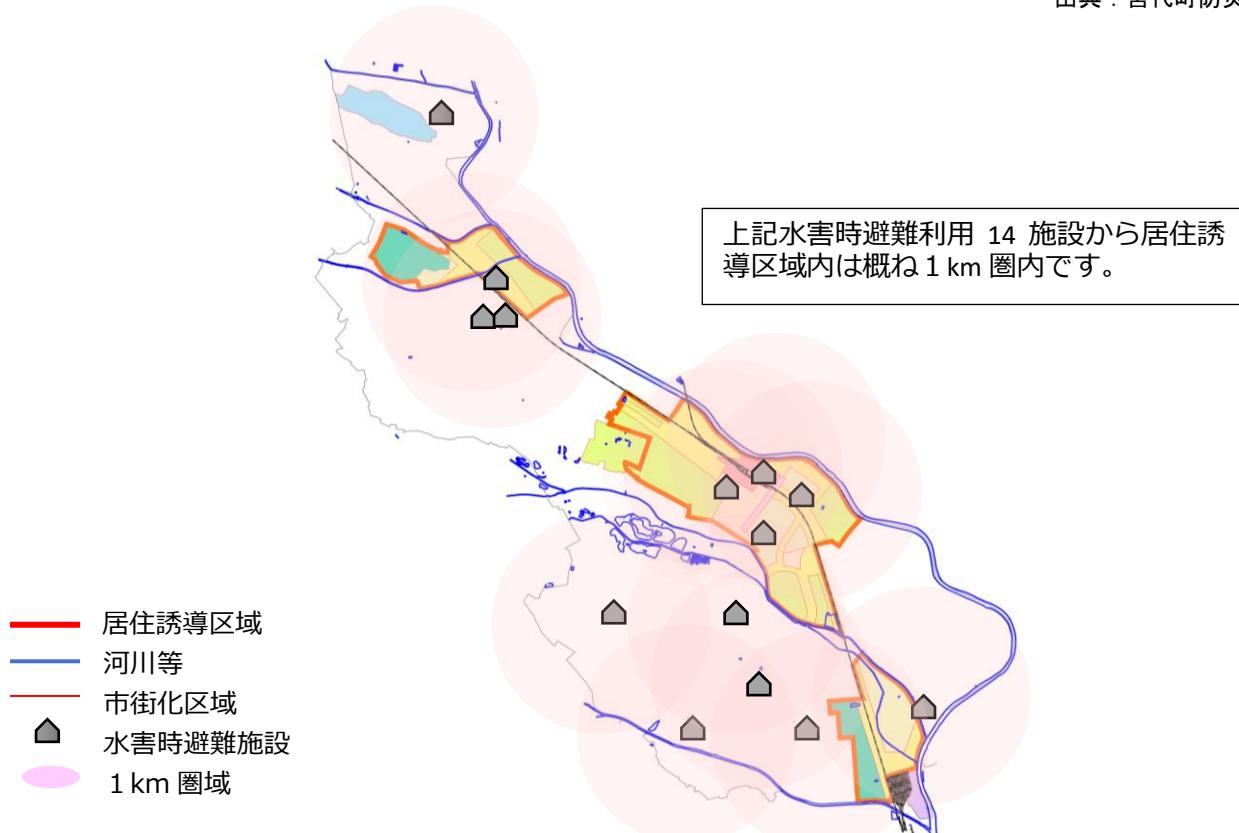
1 避難所の指定状況及び推定水深

町内に立地する小中学校や公共施設が水害時避難利用可能として 14 施設指定されています。

	施設名	古利根川氾濫	荒川氾濫	利根川氾濫
居住誘導 区域内	和戸公民館	—	0.5m未満	0.5m~3.0m未満
	東小学校	0.5m未満	0.5m~3.0m未満	0.5m~3.0m未満
	百間中学校	—	0.5m~3.0m未満	0.5m~3.0m未満
	百間公民館	—	0.5m~3.0m未満	0.5m~3.0m未満
	進修館	0.5m未満	0.5m~3.0m未満	0.5m~3.0m未満
居住誘導 区域外	総合運動公園	—	0.5m~3.0m未満	0.5m~3.0m未満
	須賀小学校	0.5m未満	0.5m~3.0m未満	0.5m~3.0m未満
	須賀中学校	—	0.5m~3.0m未満	0.5m~3.0m未満
	百間小学校	—	—	0.5m~3.0m未満
	前原中学校	—	—	0.5m~3.0m未満
	県立宮代高等学校	—	0.5m~3.0m未満	0.5m~3.0m未満
	県立宮代特別支援学校	—	—	—
	川端公民館	—	0.5m未満	0.5m~3.0m未満
	旧いきがい活動センター	—	—	—

* いずれも 2 階以上に垂直避難可能な施設です。 (旧いきがい活動センターを除く。)

出典：宮代町防災計画



2 町の河川

河川名	種類	町内区間延長	管理者
大落吉利根川	1 級河川	9,100m	県管理
隼人堀川	1 級河川	2,600m	県管理
姫宮落川	1 級河川	4,500m	県管理
備前前堀川	1 級河川	1,900m	県管理
備前堀川	1 級河川	1,400m	県管理
姥ヶ谷落	普通河川	2,400m	町管理
笠原沼落	普通河川	4,200m	町管理

出典：統計みやしろ

3 風水害

昭和 22 年にカスリーン台風の影響により、荒川の堤防が決壊し、多数の人的被害・家屋被害が発生しました。また、令和元年度の台風 19 号では、10 月 10 日から 13 日までの総降水量が、神奈川県箱根で 1000 ミリに達し、東日本を中心 17 地点で 500 ミリを超えました。特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で 3、6、12、24 時間降水量の観測史上 1 位の値を更新する等記録的な大雨となりました。この大雨について、10 月 12 日 15 時 30 分から順次、静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、岩手県の 1 都 12 県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒が呼びかけられました。本町では、道路冠水 26 箇所、床上浸水 5 棟、床下浸水 29 棟の被害が発生しました。

4 避難訓練の実施状況

(1) 毎年地域防災訓練を実施

本町における避難訓練の実施状況は、町内を 3 地区に分け、毎年順番に各小学校にて地域防災訓練を開催しています。なお、令和 2・3 年度は職員を主に対象として感染症対策を施した避難所開設実働訓練を実施しました。新型コロナウイルスによる感染症が流行し、イベント等が軒並み中止になっておりますが、災害はいつ起るか分かりません。そこで、感染症が蔓延している中で災害が発生した場合、いかにして避難所を開設運営していくのか、課題を抽出するために実施しました。令和 3 年度の訓練では、大型の台風による水害を想定し、役場庁舎を災害対策本部、百間中学校と須賀小学校、百間小学校の 3 ケ所を避難所としました。参加者は、本部と避難所運営班の職員のほか、自主防災組織の方、消防団の方にもご協力をいただき、合計 125 名による訓練を行いました。

5 自主防災組織

(1) 自主防災組織設置率 100%

地域住民が、自発的に初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食等の防災活動を行う自主防災組織は、本町では令和 3 年 3 月現在 100% の組織率となっています。

(2) 毎年自主防災組織リーダー養成講座を実施

本町では、災害発生時の初期消火、救出、情報収集活動等を迅速に行い、被害を最小限にすることを目的に自主防災組織の育成に力をいれ、現在町内に 56 の自主防災組織が結成されています。また、その自主防災組織の機能が円滑に働くよう、平成 18 年度より、リーダー養成講座を開催し、これまで、162 名の方が防災リーダーとして認定されています。

6 避難行動要支援者

避難行動要支援者の名簿を町が作成するとともに、災害時の避難行動支援をより実効性のあるものとするため、名簿情報に基づき、地域の自主防災組織に対して、避難行動支援を行う方、支援の方法、避難経路等個別計画の作成をお願いしています。

7 防災行政無線の更新

災害時等、住民の安全と安心を守るために、常に防災情報を収集し、いち早く正確な情報を伝えることが求められています。そのため、「聞き取りにくい」「聞こえない」という事を補うために平成 29 年度に防災行政無線をデジタル化し、様々な媒体を通じて情報配信できるようになりました。これまで音声のみに頼っていた放送も、データにして配信することで各種機器から確認できます。

8 既存集落内の浸水想定区域について

都市計画法の改正に伴い、市街化調整区域の都市計画法第 34 条 11 号及び 12 号区域から浸水ハザードエリア（浸水想定区域）を除外することが明記され、同時に除外しないことができる基準も示されたため、浸水想定区域の特定及び除外しないことができる基準の検証を行いました。完全に避難できる等を検証した結果、既存集落内は除外しない方針が決定しました。今後は浸水想定区域を地図等で特定し、開発行為等申請者等へ注意喚起を行っていきます。

9 国・県による治水対策

(1) 国治水対策（首都圏外郭放水路）

首都圏外郭放水路は、洪水を防ぐために建設された世界最大級の地下放水路です。中川、倉松川、大落古利根川、18号水路、幸松川といった中小河川が洪水となった時、洪水の一部をゆとりをもって江戸川へと流すことができます。中川・綾瀬川の流域は、利根川、江戸川や荒川といった大きな川に囲まれています。この地域は、土地が低く水がたまりやすいお皿のような地形となっているため、これまで何度も洪水被害を受けてきました。また、川の勾配が緩やかで、水が海まで流れにくいという特徴があり、大雨が降ると水位がなかなか下がりません。さらに近年では、都市化が急速に進み、降った雨が地中にしみこみにくく、雨水が一気に川に流れ込んで洪水が発生しやすくなっています。首都圏外郭放水路の完成によって、周辺地域で浸水する家屋の戸数や面積は大幅に減り、長年洪水に悩まされてきた流域の被害が大きく軽減しました。

(2) 埼玉県治水対策（姫宮落川改修工事）

整備目標流量を安全に流下させるため、現況の河道法線を基本として、河床を下げるとともに、河道の拡幅及び築堤により河積の拡大を図っています。

10 町による治水対策

町の防災拠点である役場周辺地区において道路冠水被害が頻発しており、対策が求められています。

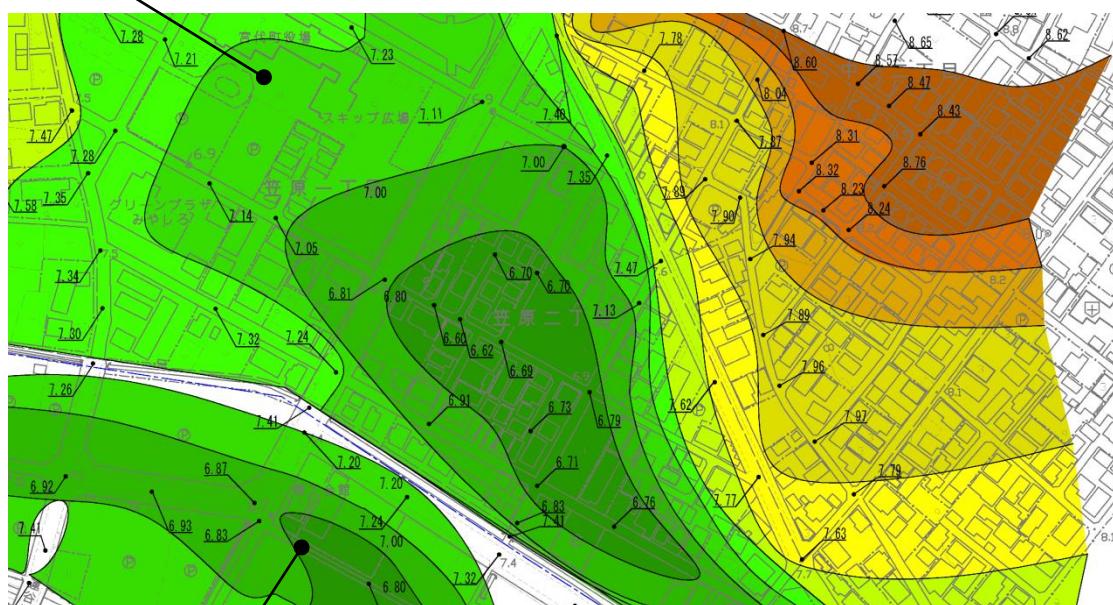
(1) 浸水地域における雨水排水の課題

宮代町の公共下水道事業計画区域（雨水）における中央第4、5、6排水区では、市街地での道路冠水被害が頻発しており、対策が求められています。

これらの区域は放流先となる姫宮落川の河川水位の影響を大きく受ける区域で、河川水位の上昇により吐口からの排水が不能となることで滞留・水路の溢水が生じ、浸水の要因となっています。また、近年の降雨状況の変化（ゲリラ降雨等）に加え、開発行為により田畠が減少し、流出量が増加することで既存排水施設への負荷が大きくなり、溢水が生じる状況にあります。

宮代町役場

浸水地域周辺の地盤高状況

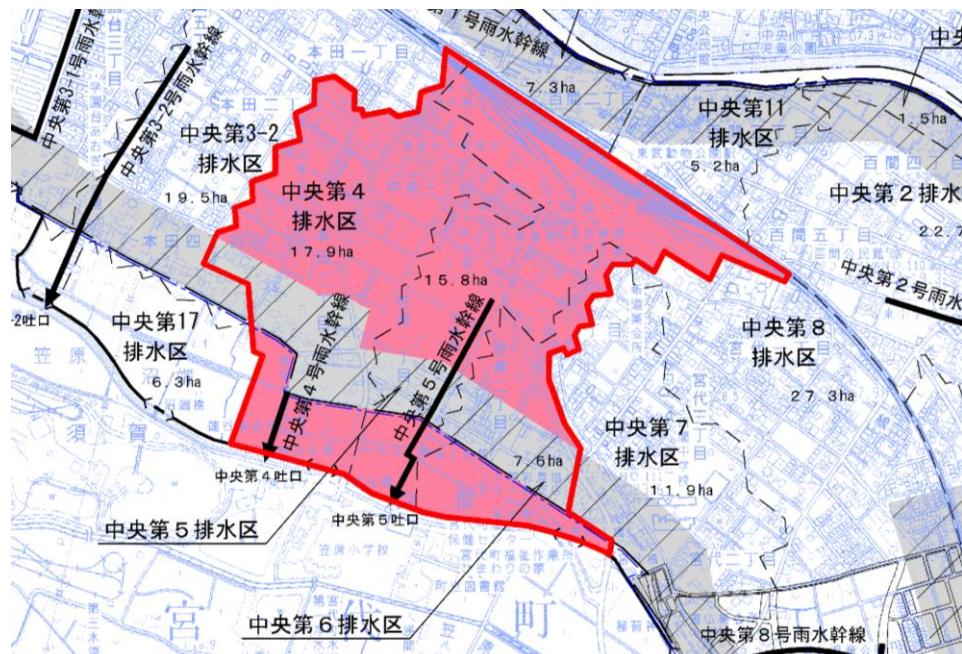


出典：浸水地域解消検討基本設計業務委託資料

(2) 浸水地域解消の検討

笠原周辺地区における浸水被害の原因調査及びその対策案を検討し、浸水被害の解消及び軽減を目指すことを目的として、平成28年度に浸水地域解消検討基本設計業務委託を実施しました。

- ・業務対象区域 41.3ヘクタール
- ・調査対象排水路 延長14.0km (総数288本)



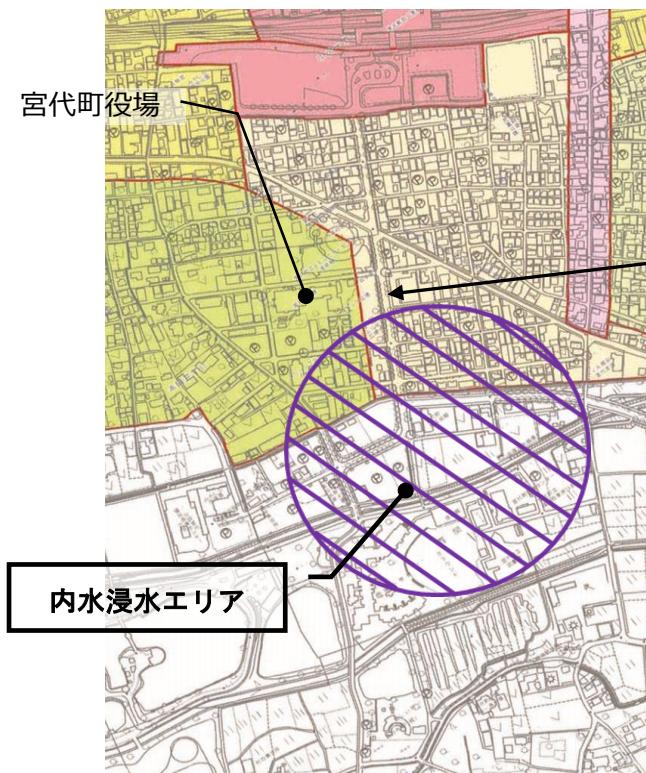
出典：浸水地域解消検討基本設計業務委託資料

(3) 被害軽減に向けた対策

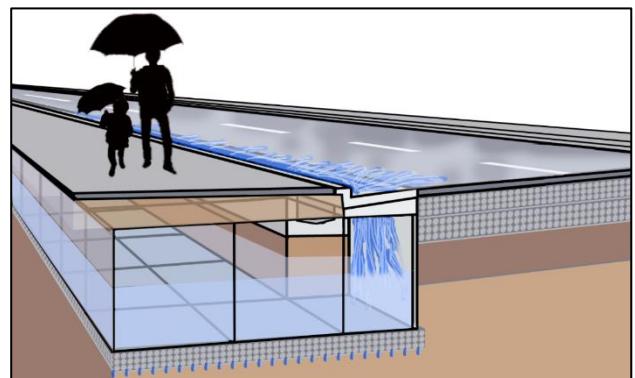
課題を踏まえ検討を行った結果、浸水被害の軽減対策として以下のようないかんを立案するとともに、引き続き吐口断面改修及びポンプ強制排水の河川協議継続、河川改修の早期実施に向けた要望を県に行っていきます。

項目	対策概要	備考
道路表面水のカット	グレーチング付横断側溝(U300)設置 8箇所 L = 52.0m	
既設水路浚渫	逆勾配区間等の堆積土砂浚渫 1.0km	
ゲート(水門)の見直し	中央第4排水区フラップゲート (□1400×1400)設置 1基	
道路嵩上げ	冠水深軽減(地盤高7m)に向け盛土 宅地の嵩上げ 想定10件	排水路改修含
貯留施設(浸水解消)	浸水を解消する規模の調整池設置 貯留量 10,600 m ³	
既設排水路改修	断面改修、逆勾配区間の解消 5.7km	道路嵩上げ除く
吐口断面改修	河川水位が低い状態での放流量確保	協議により規模決定
既存ポンプの増強	河川水位が高い状態での放流量確保	協議により規模決定
雨水貯留・浸透施設整備	歩道等の下に貯留施設設置	

▶これらの対策案について、事業費や協議・調整の時間的制約等を勘案し、計画期間ごとに対策案を整理していきます。



令和元年台風 19 号時道路冠水写真



歩道下雨水貯留・浸透施設イメージ図

10 民間による治水対策

(1) 開発行為等に伴う雨水処理対策

開発行為等に伴う雨水処理について、昨今のゲリラ豪雨等の影響を踏まえ、令和3年10月1日以降に、都市計画法第33条第1項第3号の適用を受ける申請においては、対象区域内の雨水処理量を全て処理できる雨水流出抑制施設の設置を義務付けています。

IV 課題の整理

洪水・雨水出水に関する課題

▶災害情報の共有と避難情報の周知による安全性確保が必要

- 利根川が氾濫した時の到達時間は、4～6 時間とされており、命を守る避難行動を促すよう、町民への適切な情報提供が重要になります。

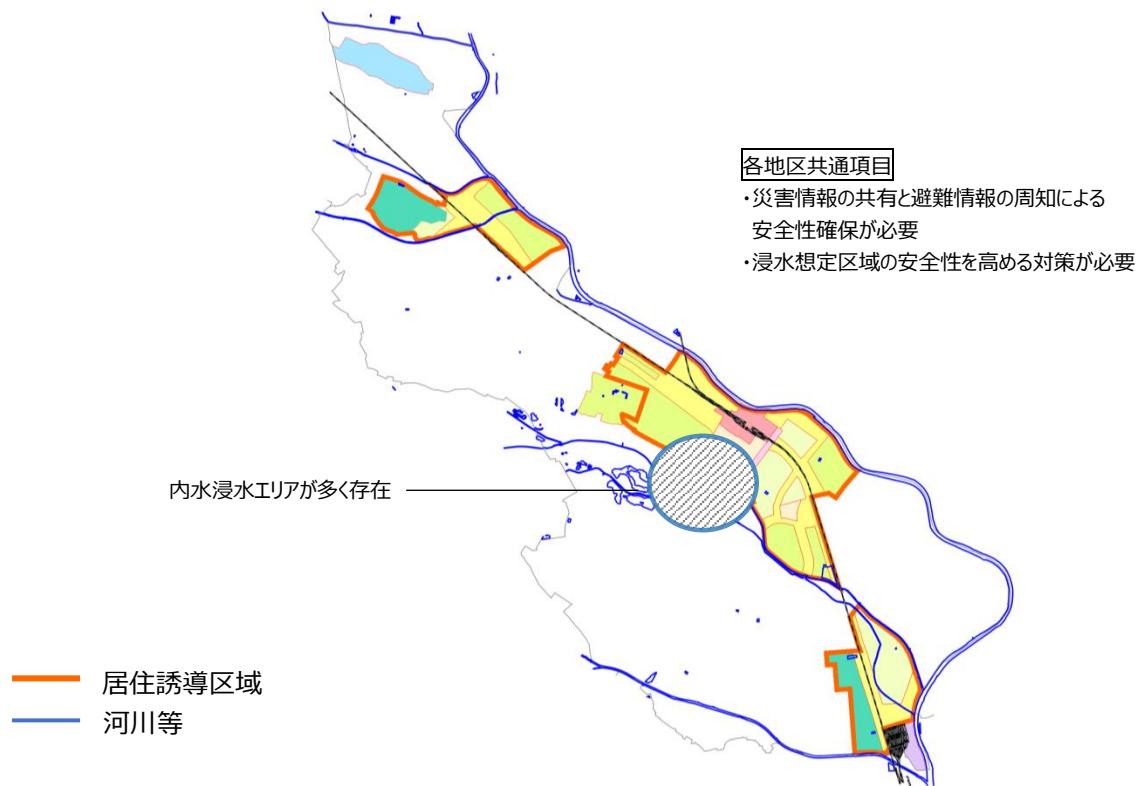
▶浸水想定区域の安全性を高める対策が必要

- 河川に接する地理的特性から、町内に浸水想定区域が存在しているため、安全性を高めるための対策が必要となります。
- 災害時に災害対策本部となる役場付近は、過去の浸水実績において車両等の通行に支障があった内水浸水エリアが広く存在しているため、災害活動を円滑に行うためにも対策が必要となっています。

▶交通ネットワークの安全性確保が必要

- 利根川氾濫到達時間までに安全かつ速やかに避難ができるように避難道路等の安全性の確保が重要となります。

■洪水・雨水出水に関する課題



V 具体的な取組

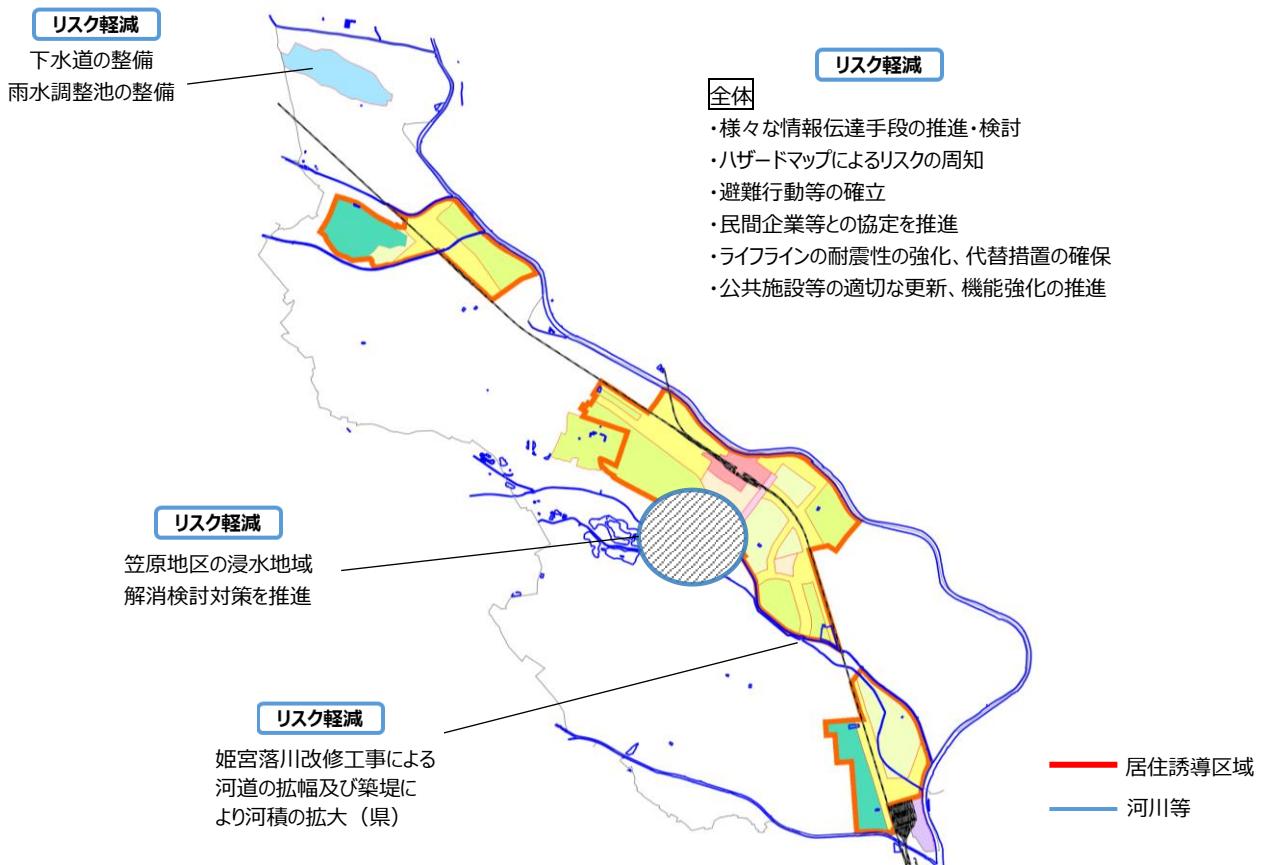
宮代町地域防災計画や宮代町国土強靭化地域計画の方針等と整合、連携を図りつつ、立地適正化計画に防災指針を位置づけ、防災対策に取り組みます。

防災・減災に向け、現実に起こりうる災害を想定し、実際の避難行動の一連の流れと町として取り組むべき事項を整理するほか、災害に強いまちづくりを目指すための防災力の強化に関する目標値を検討します。

1 取組べき事項

対応課題	具体的な取組・事業	主体	事業時期の目安
①情報伝達	災害時の情報通信機能を確保するため、SNS 等を活用した情報伝達手段の利用を推進します。	町	短期
	気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、各種通信媒体を用いた伝達手段の多重化、多様化を検討していきます。	町 事業者	短期
	防災訓練を実施するとともに、洪水予報・水位到達情報の伝達方法、避難場所等について、情報等を視覚的に表したハザードマップを活用し、住民に周知します。	町	短期
②防災力強化	各地区自主防災組織における、定期的な防災訓練を引き続き実施、防災・減災に関するリーダーの育成等地域防災力の強化を図ります。	町 町民	長期
	災害時の被害を最小限に抑えるためには、日頃から町民一人ひとりが防災意識を高め、適切な避難行動に理解が必要なため、各々の避難計画「マイ・タイムライン」の作成を促進します。	町 町民	短期
	民間企業等との一時避難地等の利用にかかる協定を推進及び拡充し、幅広い災害対応を行っていきます。	町 事業者	長期
	耐震診断補助や耐震改修補助・ブロック塀等撤去補助により、道路を閉塞する恐れのある建築物等の低減を図ります。	町	長期
	ライフラインについては、災害時においてもその機能が保持できるよう、事業者等と連携・協働を図りながら、耐震性の強化や代替措置の確保に取り組みます。	町 事業者	長期
③まちづくり	災害発生時に、重要な役割を果たす町有建築物の被害を軽減し、住民等の安全と業務の計画性を確保するため公共施設マネジメント計画に基づき更新を推進します。	町	長期

	災害時における円滑な避難や復旧活動に向けて、宮代町地域防災計画に基づいた防災施設の適正配置や防災対策の強化に取り組みます。	町	短期
	新たな民間開発にあたっては、開発規模に応じた雨水対策施設の整備や敷地内緑化を誘導し、保水・遊水機能の強化を図ります。	町 事業者	長期
	浸水や冠水の被害が発生していることから、排水機能の向上に向けて、雨水貯留施設や地下浸透施設等の整備を推進します。	町	長期
	公園やグラウンド等の公共空地については、保水・遊水機能を持つ施設として機能の維持・強化を図ります。	町	長期
	道路や駐車場についても透水性舗装等を推進し、公共施設から率先して雨水浸透を図ります。	町	長期
	笠原地区の浸水地域解消検討対策を推進します。	町	長期
	水害被害の防止・抑制に向けて、町内を流れる一級河川については、関係市町とともに河川改修等の早期完了を県に要望します。	県 町	長期
	姫宮落川については、河積の拡大を着実に図っていきます。	県	長期



取組の方針に沿って、以下の通り評価指標と目標値を設定します。

評価指標	説明	基準値	目標値 令和 22 (2040) 年度
自然災害に対する防災対策の満足度 【住民アンケート調査等より】	防災対策に対し、満足している割合	22.7% 令和元年	基準値以上 
自主防災組織率 【統計からみた埼玉県市町村のすがたより】	地域住民が、自発的に初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食等の防災活動を行う組織 総世帯数のうち自主防災組織が組織されている地域の世帯数の割合	100% 令和2年	100% 